

令和8年度第1回大都市水道局大規模災害対策検討会

5月28日(木) 13時30分～17時 四国大学交流プラザ5階フォーラムホール

次 第

【司会】東京都水道局

- 1 開催会場事業体挨拶（徳島市）
- 2 出席者自己紹介 【資料1】
- 3 大都市水道局大規模災害対策検討会について 【資料2】
- 4 検討会（2日間）の日程（徳島市） 【資料3】
- 5 中国四国地方支部内の防災対策等 【資料4】
 - （1）徳島市上下水道局の防災対策
 - （2）広島市水道局における浸水リスク対策
 - （3）岡山市水道局の防災対策について
 - （4）高知市における南海トラフ地震対策
- 休 憩（15分程度） —
- 6 議 事 【議長】（東京都） 【資料5】
 - 議題1 大都市水道局研修講師派遣制度の活用について（神戸市）
 - 議題2 情報交換議題について
 - 議題3 令和8年度検討会開催都市及び日程について
 - 議題4 令和9年度第1回検討会開催会場事業体と日程について（於：堺市）
 - 議題5 令和10年度以降における検討会の開催地について
- 7 国土交通省からの情報提供 【資料6】
 - （1）災害対策の取り組み（水道事業課）
 - （2）防災課より連絡事項
- 8 事務連絡（徳島市）
- 9 集合写真撮影

大都市水道局大規模災害対策検討会運営要綱

制定 2018年12月21日 検討会決定

本要綱は、大都市水道局事務協議会（平成30年7月18日新潟市水道局開催）で新設が決定された「大都市水道局大規模災害対策検討会」（以下「検討会」という。）の運営について定めるものである。

（目 的）

第1条 本検討会は、南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめとした巨大地震や、津波、豪雨等による大規模災害発生時に、水道供給が広域にわたり不能となった場合の対策を検討・立案するとともに、各都市の防災に関する進んだ取組の情報交換等を行い、得られた対策や知見を積極的に広く発信し、水道界全体の防災力向上に繋げていくことを目的とする。

（検討事項等）

第2条 検討会は次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- （1） 大規模災害発生時の対策に関する検討
- （2） 防災に関する取組等の情報交換
- （3） その他防災に関する課題等

（構 成）

第3条 検討会は次に掲げる委員をもって構成する。

札幌市水道局、仙台市水道局、さいたま市水道局、東京都水道局、川崎市上下水道局、横浜市水道局、新潟市水道局、静岡市上下水道局、浜松市上下水道部、名古屋市上下水道局、京都市上下水道局、大阪市水道局、堺市上下水道局、神戸市水道局、岡山市水道局、広島市水道局、北九州市上下水道局、福岡市水道局及び熊本市上下水道局の防災を担当する者（課長級及び係長級等）

2 その他関係する団体の参加

検討会は、議事内容等に応じて、委員以外の関係する団体へ参加を依頼することができる。

（開催）

第4条 検討会は次のとおり開催する。

- （1） 検討会は、年2回程度開催することとし、開催都市は、前年度第1回検討会において決定する。
なお、必要に応じて、臨時会を開くことができる。
- （2） 大規模災害等が発生し、開催都市の対応に支障が生じる場合及び応援態勢に支障が生じる場合に検討会を中止又は延期できる。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、仙台市水道局、東京都水道局及び神戸市水道局の三都市が務める。

東京都水道局が主となり、仙台市水道局及び神戸市水道局がこれを補佐する。

2 事務局は次に掲げる事務を行う

- (1) 検討会の内容調整及び開催都市が行う事務以外の事務作業等
- (2) 関係する団体及び報道機関との調整作業

(経費)

第6条 検討会開催に係る経費の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 検討会参加のための旅費（宿泊料を含む。）は、検討会に参加する都市及び団体が負担する。
- (2) 検討会開催により、貸切バス等の特別な費用が発生した際は、検討会に参加する都市及び団体が参加費として負担する。
- (3) 検討会に係る事務用品等の消耗品費は、開催都市が負担する。

(補則)

第7条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

「大都市水道局大規模災害対策検討会」について

【発 足】

平成30年大都市水道局事務協議会において、巨大地震発生時の給水車の大量不足と迅速に救援体制を構築するための対策を検討するために、災害時の派遣実績もあり、各地方の防災対策をリードする大都市の防災担当が一同に会し、課題解決のための検討を行う場が必要として、新たな検討会の発足を決定

【目 的】 ※検討会運営要綱から抜粋

巨大地震や、津波、豪雨等による大規模災害発生時に、水道供給が広域にわたり不能となった場合の対策を検討・立案するとともに、各都市の防災に関する進んだ取組の情報交換等を行い、得られた対策や知見を積極的に広く発信し、水道界全体の防災力向上に繋げていく

【活動内容】

- ・年2回程度開催
- ・具体的な大規模災害対策の検討と得られた対策を水道界に発信
- ・各都市の先進的な対策を共有
- ・大規模災害発生後の検討会では、被災都市及び応援都市の活動を共有



令和7年度検討会風景（会場：宮崎市）



令和7年度現地調査（宮崎市）
生目の杜運動公園の貯水機能付給水管

令和 8 年度第 1 回大都市水道局大規模災害対策検討会日程表

〔1 日目〕 令和 8 年 5 月 2 8 日（木曜日）

第 1 回検討会 四国大学交流プラザ 5 階フォーラムホール
 （徳島市出来島本町西 2 丁目 3 5－8）

時 間	内 容
午後 1 時 00 分	受 付
午後 1 時 30 分	開会 1 開催都市挨拶（徳島市） 2 出席者自己紹介 3 検討会（2 日間）の日程について（徳島市） 4 中国四国地方支部内の防災対策等 （1）徳島市上下水道局の防災対策 （2）広島市水道局における浸水リスク対策 （3）岡山市水道局の防災対策について （4）高知市における南海トラフ地震対策 5 議事 議題 1 大都市水道局研修講師派遣制度の活用について（神戸市） 議題 2 情報交換事項について 議題 3 令和 8 年度検討会開催都市及び日程について 議題 4 令和 9 年度第 1 回検討会開催会場事業体と日程について （於：堺市） 議題 5 令和 1 0 年度以降における検討会の開催地について 6 国土交通省からの情報提供 （1）災害対策の取り組み（水道事業課） （2）防災課より連絡事項 7 事務連絡（徳島市）
午後 5 時	8 閉会（集合写真撮影）

〔2日目〕令和8年5月29日（金曜日）

徳島市上下水道局の震災対策現地調査

- ① むつみパーク蔵本(蔵本公園)(徳島市庄町1丁目76-2)
- ② 中鮎喰(なかあくい)橋西詰制御所(徳島市国府町南岩延32-1地先)
- ③ 第十浄水場(名西郡石井町藍畑字第十262-4)

時 間	場 所
8時45分	徳島駅前(ホテルサンルート徳島西側・ファミリーマート前) 参加者集合
9時00分	徳島駅前 発
9時20分	むつみパーク蔵本(蔵本公園) 着(徳島市庄町1丁目76-2)
9時40分	〃 発
9時50分	中鮎喰橋西詰制御所 着(徳島市国府町南岩延32-1地先)
10時05分	中鮎喰橋西詰制御所 発
10時20分	第十浄水場 着(名西郡石井町藍畑字第十262-4)
11時40分	〃 発
12時20分	徳島空港 着
12時25分	〃 発
12時55分	徳島駅 着

(参加者解散)

徳島市上下水道局の防災対策



令和8年5月28日

1

資料 4

本日の構成

- 1 はじめに
- 2 防災対策
 - 2-1 水道施設の耐震化
 - 2-2 影響の最小化
 - 2-3 復旧の迅速化
 - 2-4 応急給水への備え
 - 2-5 危機管理体制の強化
- 3 おわりに

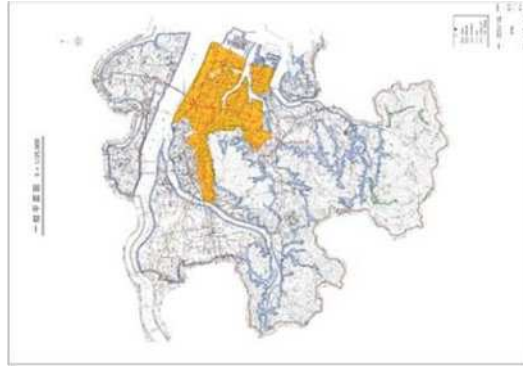
1 はじめに「徳島市水道の事業概要」

【沿革】

年	内容	計画給水人口（人）
大正15年	給水開始	80,000
昭和24～29年	第1期拡張事業	112,000
昭和35～41年	第2期拡張事業	210,000
昭和44～54年	第3期拡張事業	300,000
平成2～22年	第4期拡張事業	297,000

1 はじめに「徳島市水道の事業概要」

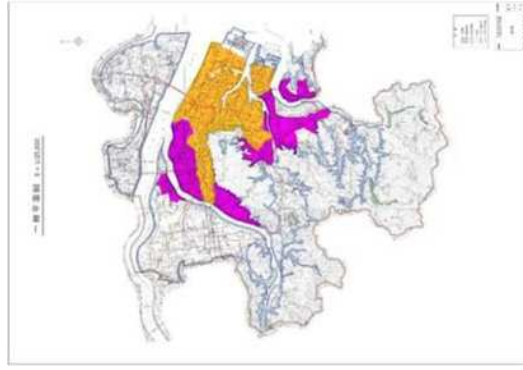
【沿革】



創設期・第1期拡張

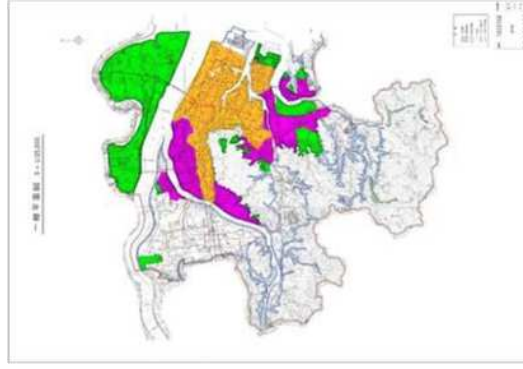
市内全域（徳島、福島、新町、佐古、富田浦、助任）、斎津村、沖洲村

第1期拡張（加茂名町、八万町、加茂町）



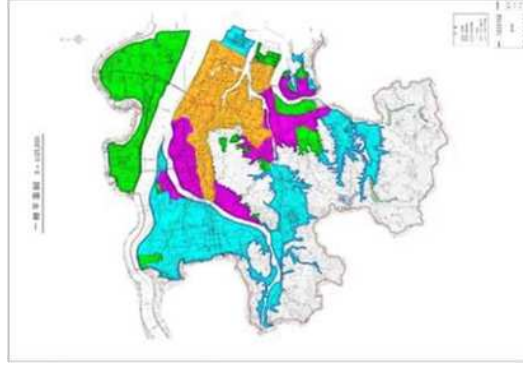
第2期拡張

（矢三町、南矢三町、八万町市原、橋本、犬山及び大野の各地区、南島田町、中島田町、春日町、論田町、大原町、名栗町、不動本町、不動東町、不動西町、勝占町、西須賀町、三軒屋町、大松町、大谷町）



第3期拡張

（方上町、北山町、雑賀町、川内町、麻神町、国府町佐野塚及び西黒田）



第4期拡張

（加茂名町、春日町、丈六町、渋野町、八多町、多家良町、上八万町、下町、一宮町、入田町、不動北町、国府町、名西郡神山町の各一部及び北沖洲四丁目地先南沖洲四丁目地先の各小松島港流通港建設事業造成地）

1 はじめに「徳島市水道の事業概要」

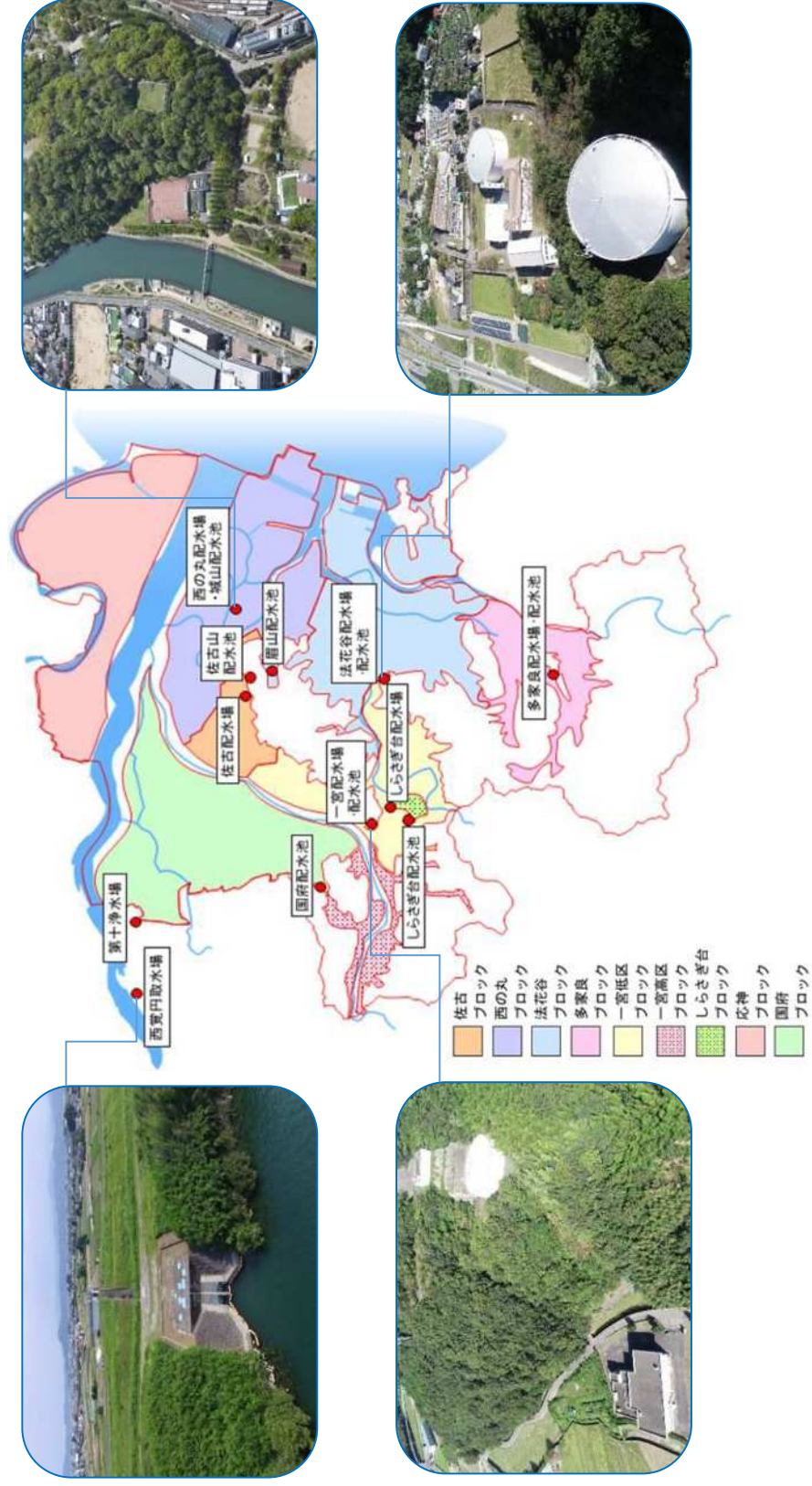
【事業概要】

行政区域内人口	人	2 4 3, 4 8 0
給水区域内人口	人	2 4 3, 0 7 4
給水人口	人	2 2 7, 9 7 5
給水戸数	戸	1 3 1, 4 2 9
水道普及率	%	9 3. 6
給水普及率	%	9 3. 8
年間配水量	m ³	2 9, 8 1 7, 8 8 5
年間有収水量	m ³	2 8, 1 8 8, 3 0 8
有収率	%	9 4. 5
一日平均配水量	m ³	8 1, 6 9 3
給水原価	円	1 3 5. 4 5

令和6年度

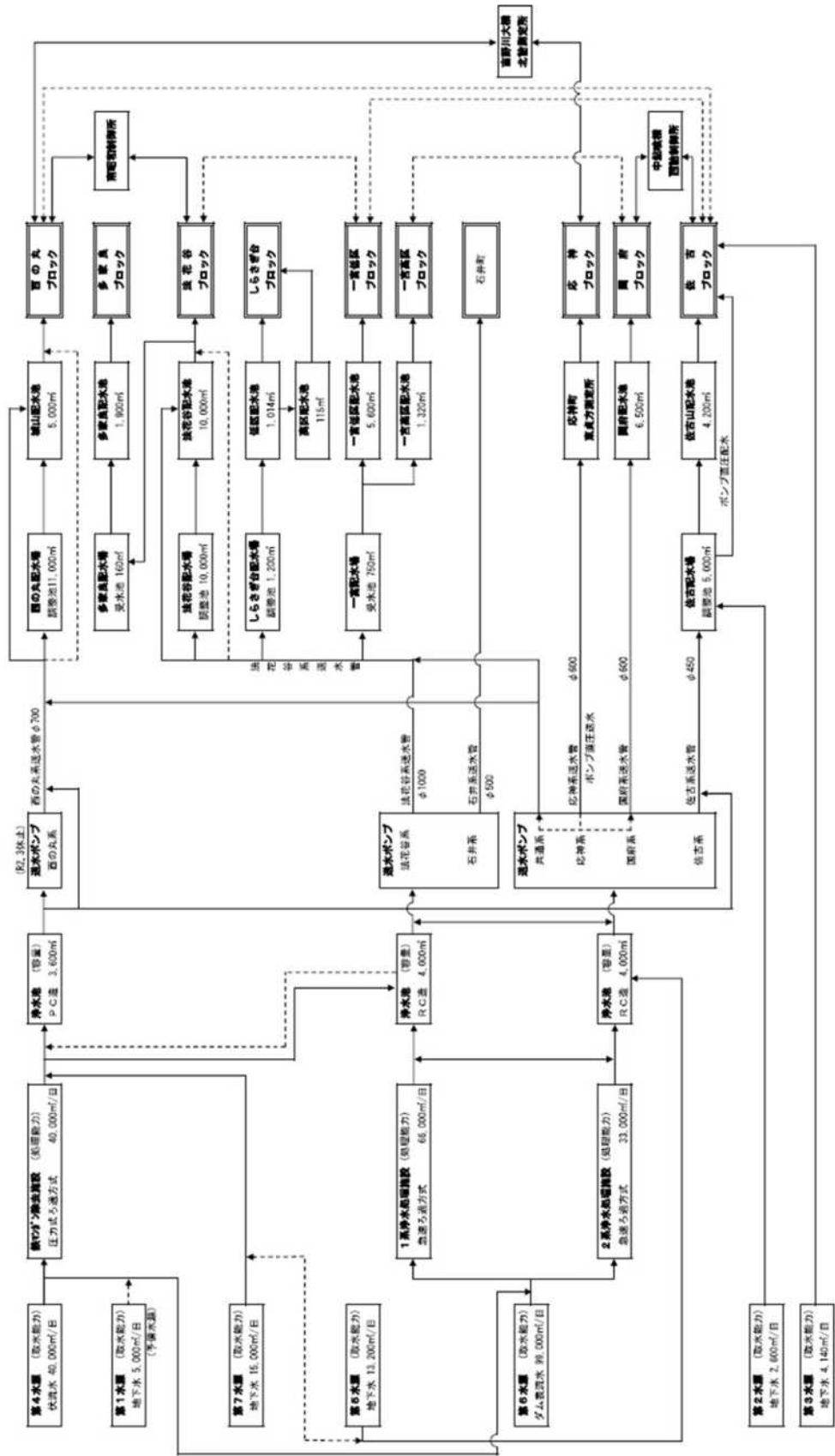
1 はじめに「徳島市水道の事業概要」

【主要な施設及び配水ブロック】



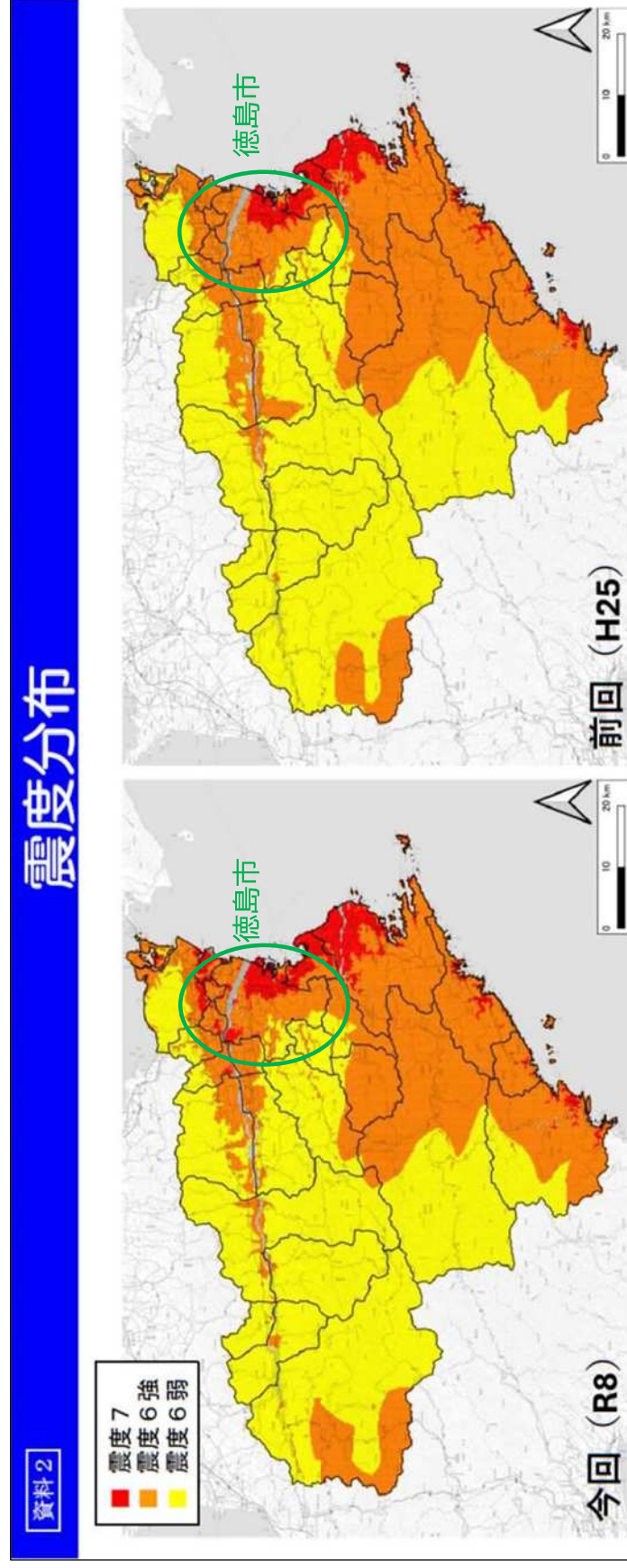
1 はじめに「徳島市水道の事業概要」

施設能力及び導送配水系統図



2 防災対策

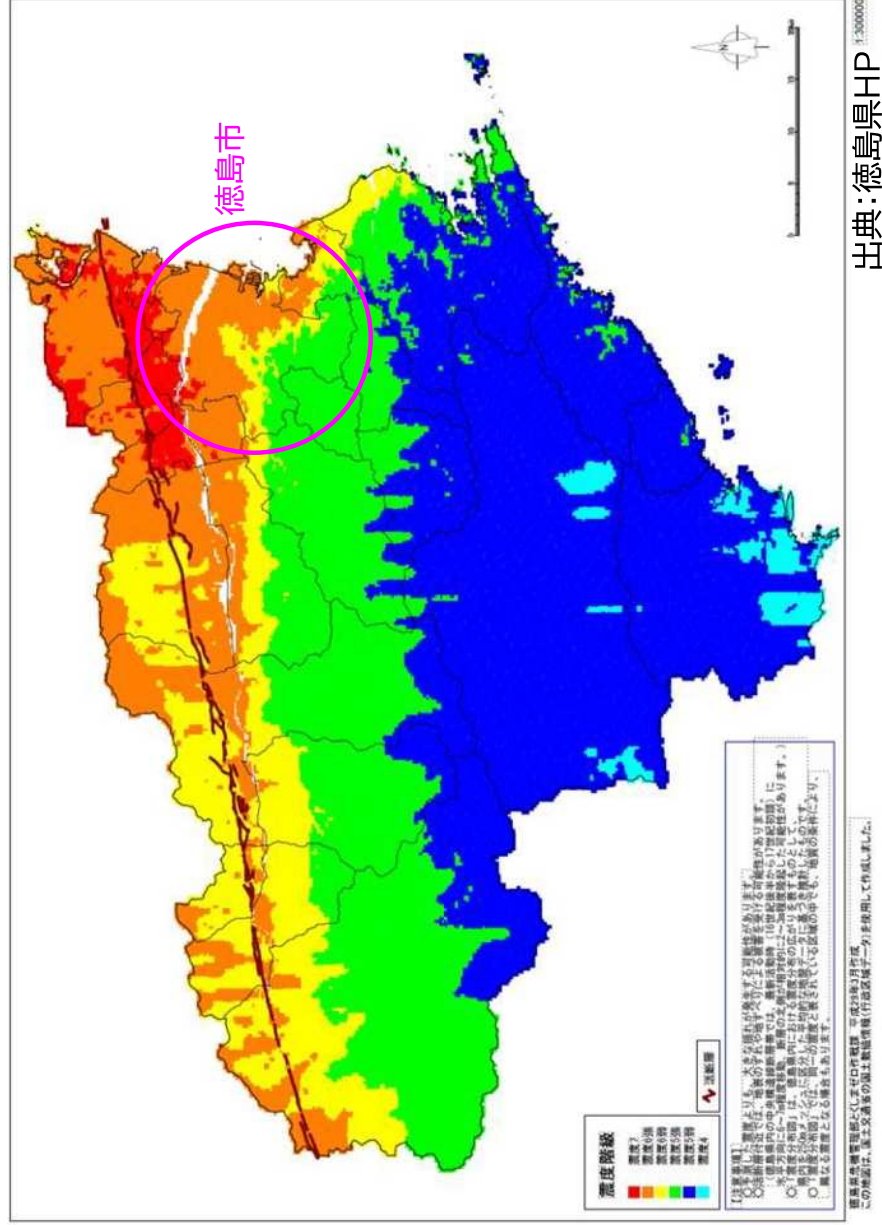
【南海トラフ巨大地震】



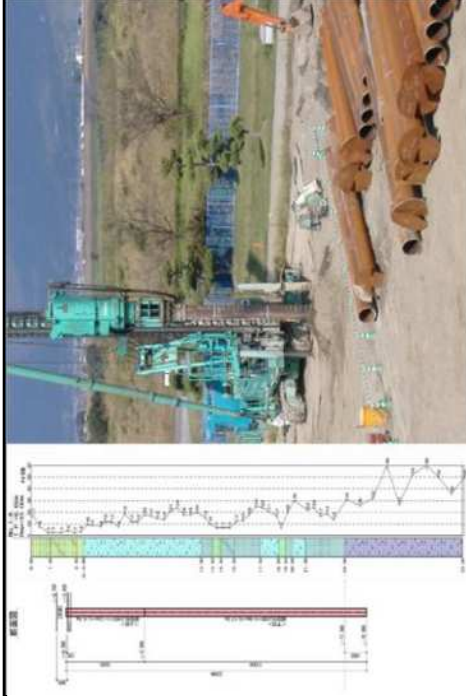
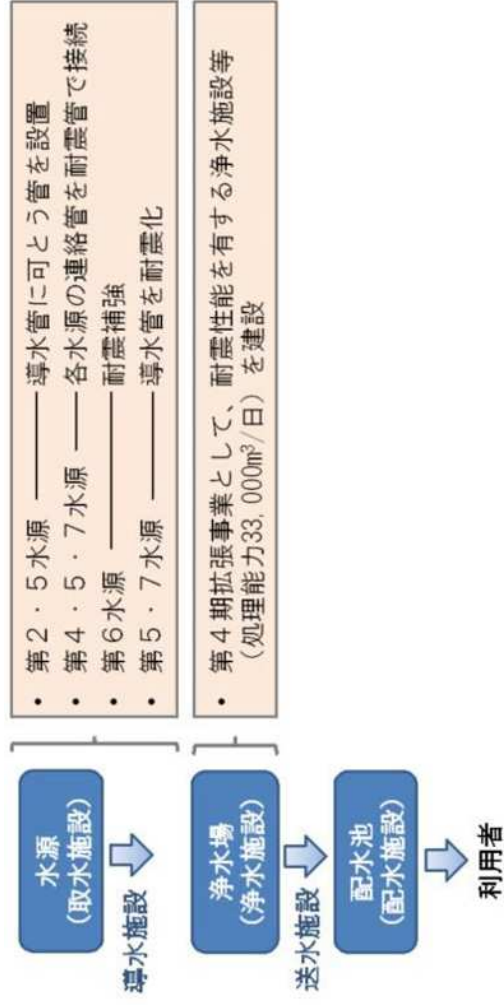
出典:徳島県HP

2 防災対策

【中央構造線活断層地震】



2-1 水道施設の耐震化



2-1 水道施設の耐震化



2-2 影響の最小化

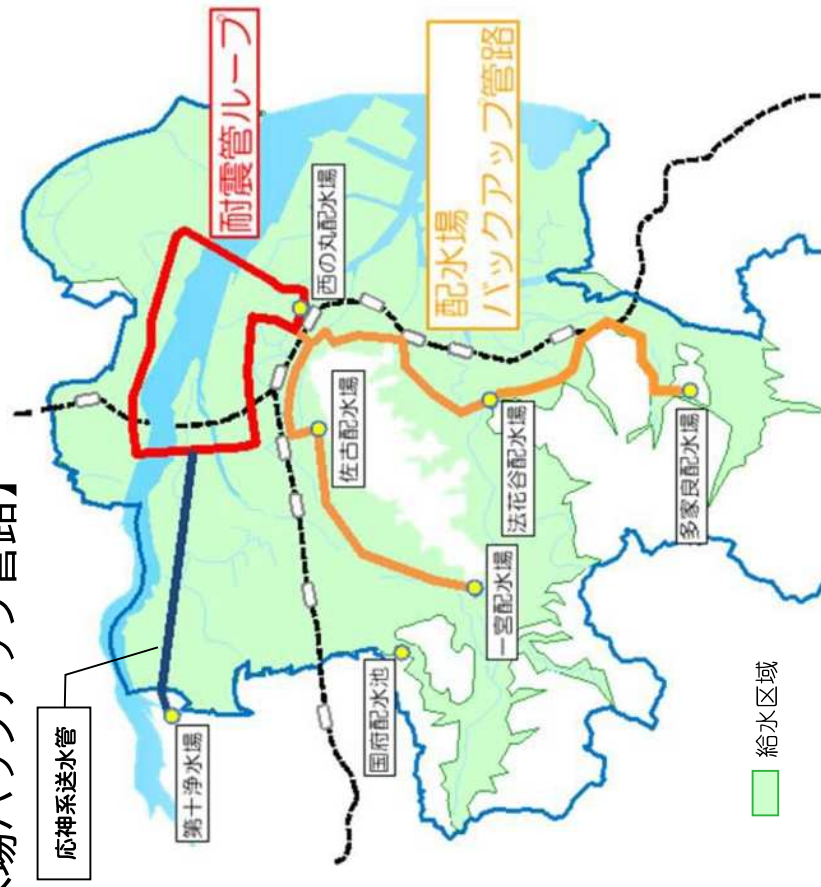
【多様な水源】

水源	種別	場所	浄水方法	公称能力 (m ³ /日)
第2水源	地下水	佐古配水場内	塩素消毒	2,600
第3水源	地下水	県立公園内	塩素消毒	4,140
第4水源	伏流水	吉野川河川敷	鉄・マンガン 除去＋塩素消毒	40,000
第5水源	地下水	第十浄水場内	塩素消毒	13,200
第6水源	表流水	吉野川河川敷	凝集沈殿＋急速ろ過＋塩素消毒	94,050
第7水源	地下水	第十浄水場内	塩素消毒	15,000
計				168,990



2-2 影響の最小化

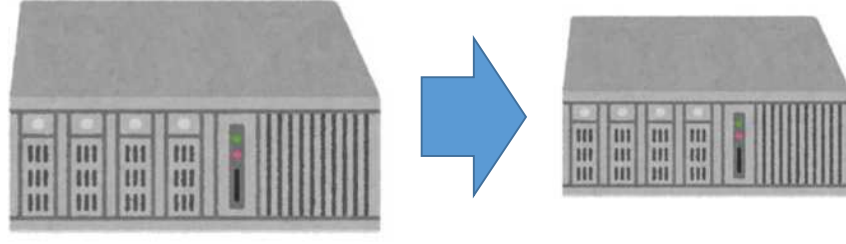
【耐震管ループと配水場バックアップ管路】



2-3 復旧の迅速化

【図面、統計資料、補修履歴等のデジタルデータ化】

図面資料等のデータ化
サーバの二重化



本庁舎
データサーバー

津波浸水区域外に
バックアップ

2-3 復旧の迅速化

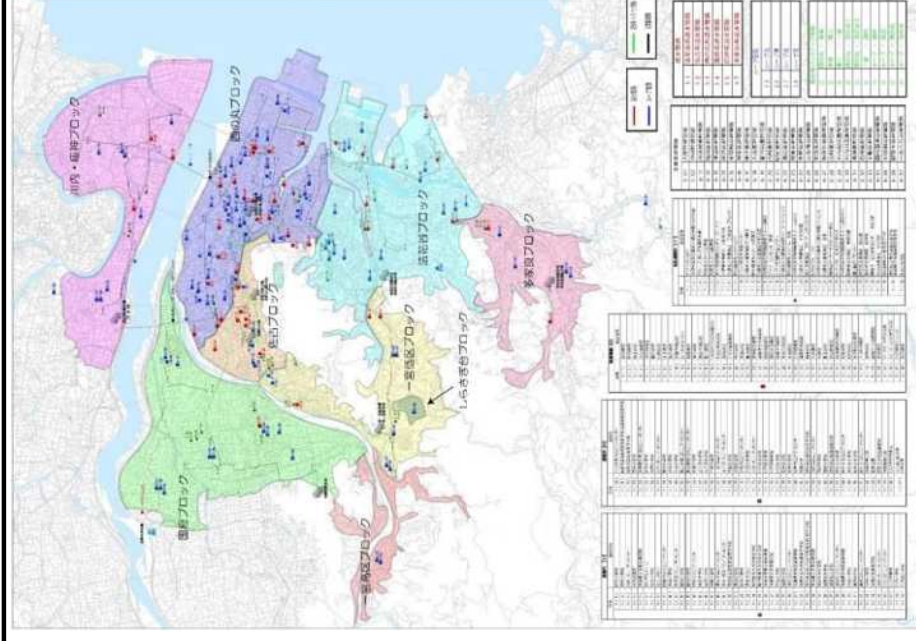
【復旧優先順位の設定(管路)】

重要管路を設定し、復旧優先順位を設定

①送水管路

②ループ管路

③配水場バックアップ管路・主要基幹管路



2-3 復旧の迅速化

【復旧作業人員の確保(管路)】②

- ・管路の復旧作業人員

- ▷徳島市指定上下水道工事店協同組合
- ▷(公社)日本水道協会中国四国地方支部・徳島県支部

- ・漏水調査人員

- ▷徳島ウォーターサービス協同組合

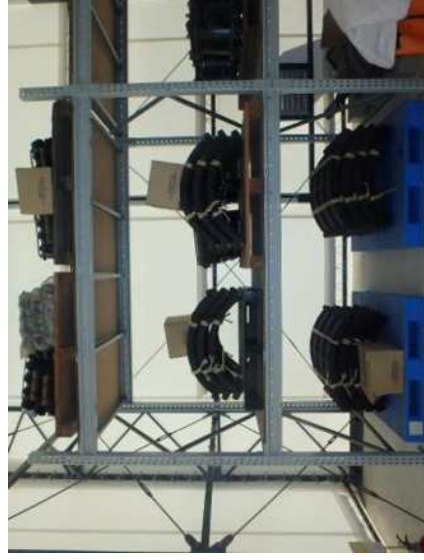
2-3 復旧の迅速化

【復旧資機材等の確保(管路)】

法花谷配水場(津波浸水区域外)の倉庫に
復旧資機材を備蓄



法花谷配水場 テント倉庫

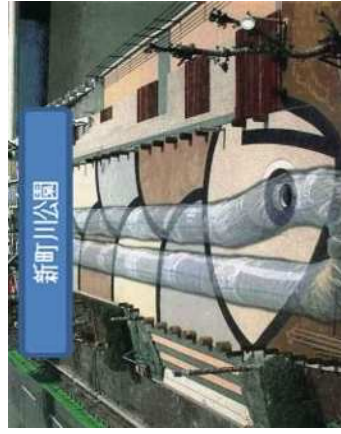


テント倉庫内 備蓄品



2-4 応急給水への備え

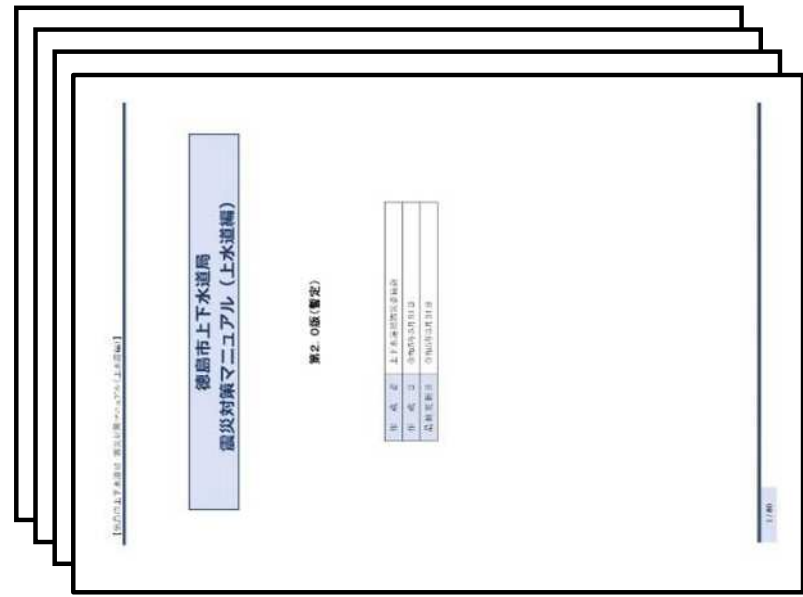
「耐震性貯水槽」



「緊急取水口」



2-5 危機管理体制の強化



震災対策マニュアル(上下水道編)

令和5年3月31日



受援マニュアル(応援水道事業体用)

令和6年1月

受援マニュアルの目的と構成

- 災害時相互応援に関する協定等に基づき、応援要請を行う。

目 的

『徳島市上下水道局が応急給水及び応急復旧の応援隊を受入れるに当たり、事前に知っておいていただきたい内容を記し周知することで、迅速かつ円滑な応援活動に従事していただくこと』

- 応援時に**事前**に知ってほしい内容を記載し、迅速な応援活動につなげるもの。
- 『応援水道事業体に対して**配慮**が必要！』

構 成

- ・水道応援隊受入れにあたっての**基本事項**
- ・**応援組織**に関すること
- ・応援作業時における**留意事項**
- ・**使用材料**
- ・**様式集**

様式も含め、全32ページ

P.1 1-2. マニュアルの構成

P.1 1-1. マニュアルの目的

背 景

マニュアルないと…

- ・応援事業体は必要な情報を把握できないまま被災地へ
- ・現地に行ってから情報収集するので、被災事業体の負担となる



マニュアルあると…

- ・応援事業体は必要な情報を把握して被災地へ
- ・応援事業体へ必要な情報を提供しやすくなる



受援マニュアル
(応援水道事業体用)

2-5 危機管理体制の強化



日本水道協会中国四国地方支部 合同防災訓練(R1)



日本水道協会中国四国地方支部 合同防災訓練(R1)



局内初動対応訓練(R7)



工事店協同組合との机上訓練(R7)

2-5 危機管理体制の強化



徳島市民総合防災訓練



3 おわりに「100周年記念事業」

【地元大学との連携によるPR動画作成】



PR動画

3 おわりに「100周年記念事業」

【地元小学校金管バンド部による演奏会】



3 おわりに「100周年記念事業」

【地元大学との連携による記念ロゴマーク作成】



3 おわりに「100周年記念事業」

【書道パフォーマンス】





大正15年しゅん工 登録有形文化財 佐古配水場ポンプ場

広島市水道局における浸水リスク対策

大都市水道局大規模災害対策検討会

令和8年5月28日
広島市水道局

広島市水道事業の概要

給水人口
給水能力
配水池
ポンプ所

約 121万人
約 60万m³ / 日
182か所
143か所



緑井浄水場



牛田浄水場



基町庁舎



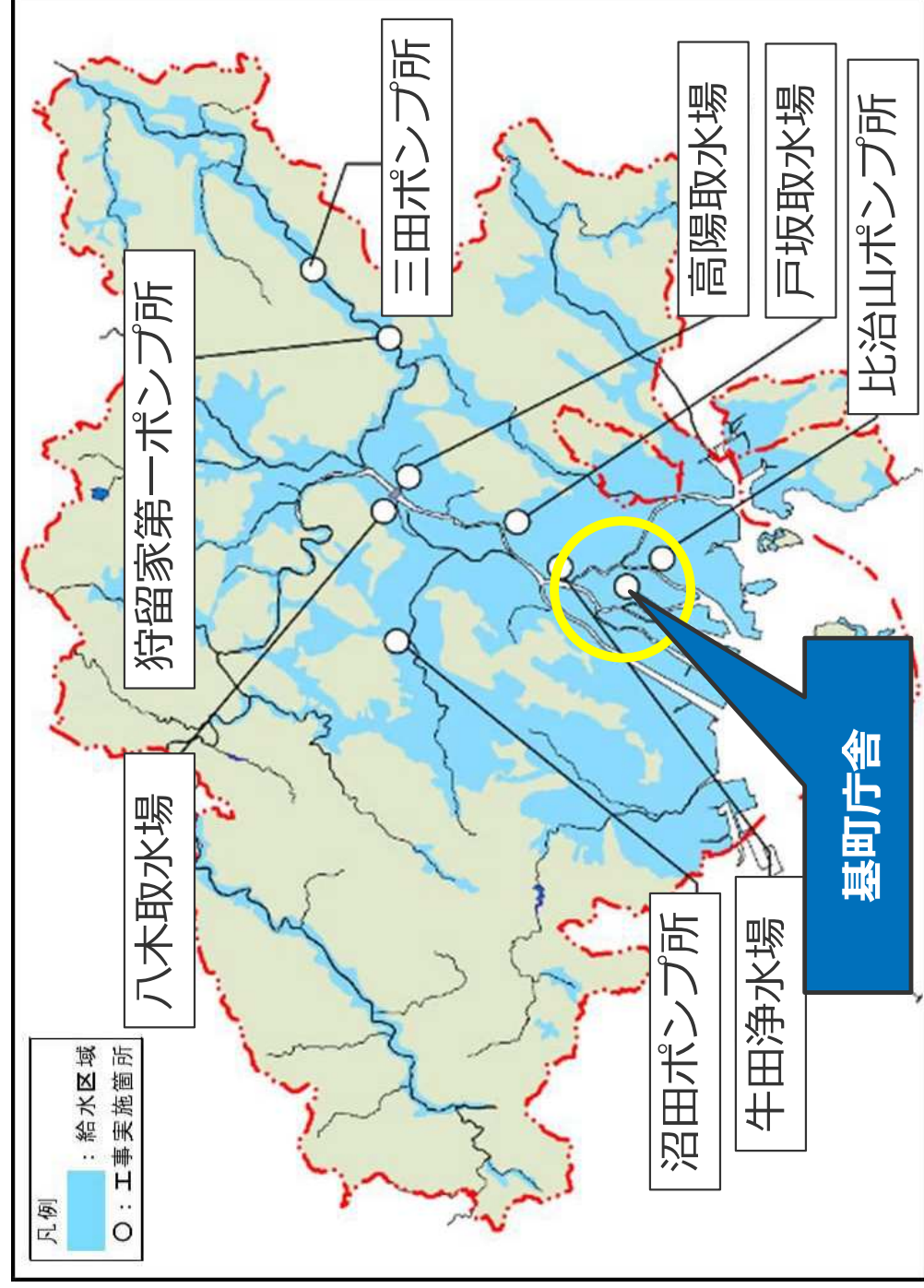
高陽浄水場

▽ 山口方面

岡山方面 ▽

浸水リスク対策の背景・経緯

- 平成30年7月豪雨により最大13,300世帯が断水。
- 本市が所有する全ての施設を評価し、9施設に浸水リスクが判明。



基町庁舎の概要



- 平成7年3月に竣工
- 太田川下流域に広がる広島デルタ地帯に立地
- 災害・事故対策本部の設置拠点
- 非常時の給水活動に対応可能
- 日本水道協会中国四国地方支部事務局

浸水リスク対策の基本方針

津 波



南海トラフ巨大地震
クラスにより発生す
る**津波**浸水を想定

洪 水



想定し得る最大規模の
降雨により、河川が氾
濫し発生する**洪水**浸水
を想定

内水氾濫



想定し得る最大規模の
降雨により、下水が溢
れ発生する**内水氾濫**浸
水を想定

浸水リスク対策の基本方針

津波



対策高さ

GL+1.0m以上

洪水



対策高さ

GL+ 5.0m以上

内水氾濫



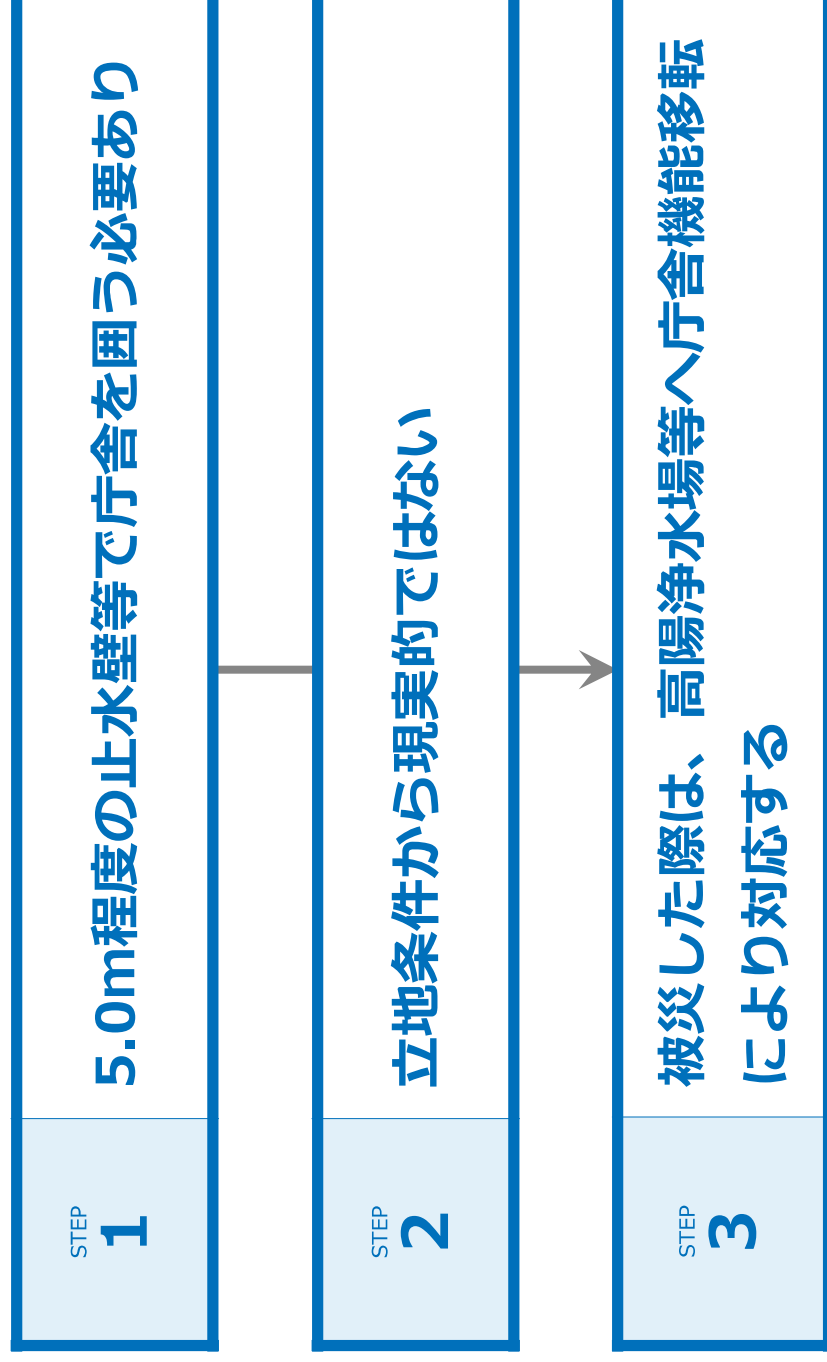
対策高さ

GL+0.5m以上

浸水リスク対策の基本方針

洪水

対策高さ **GL+5.0m**



浸水リスク対策の基本方針

津波



南海トラフ巨大地震
クラスにより発生す
る**津波**浸水を想定

洪水



想定し得る最大規模の
降雨により、河川が氾
濫し発生する**洪水**浸水
を想定

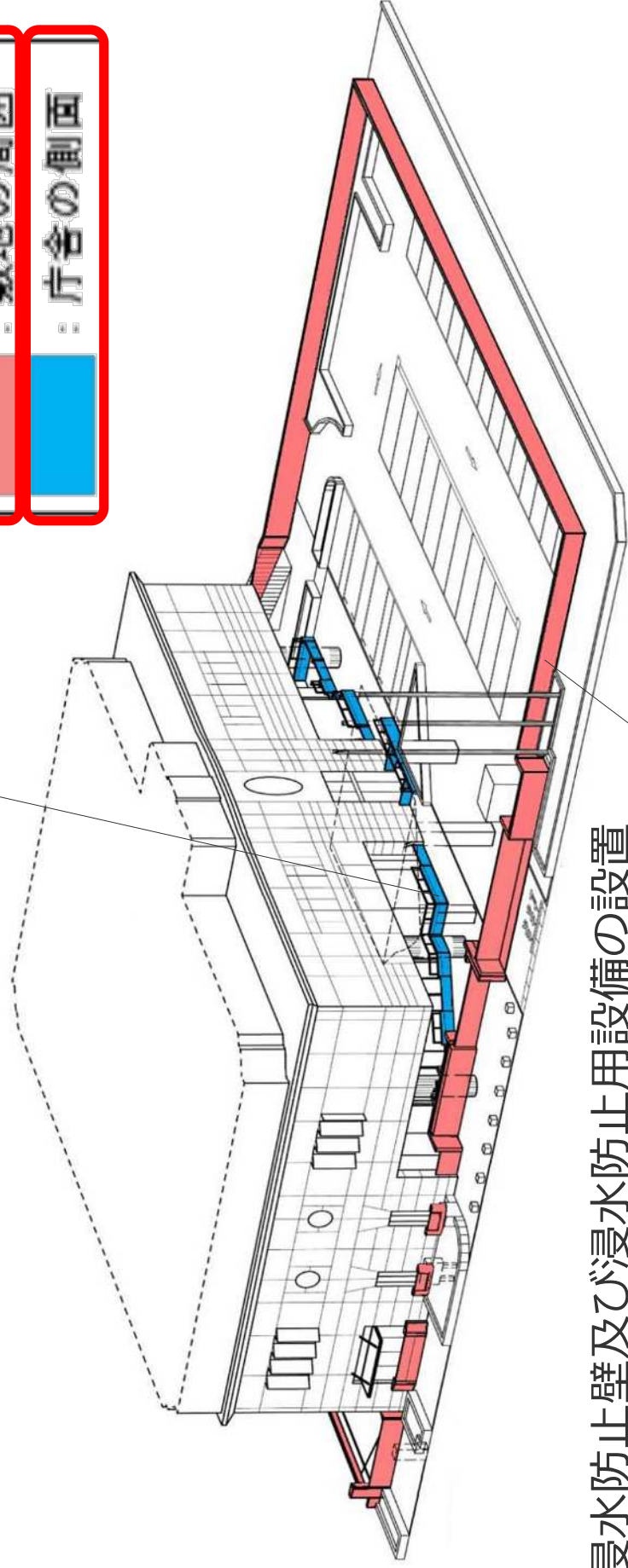
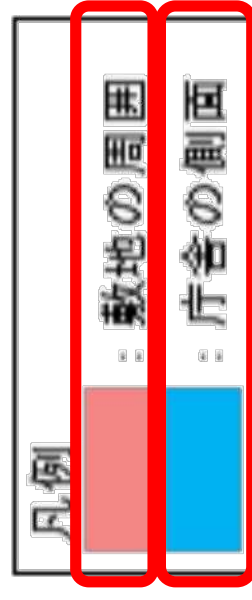
内水氾濫



想定し得る最大規模の
降雨により、下水が溢
れ発生する**内水氾濫**浸
水を想定

浸水リスク対策工事の概要

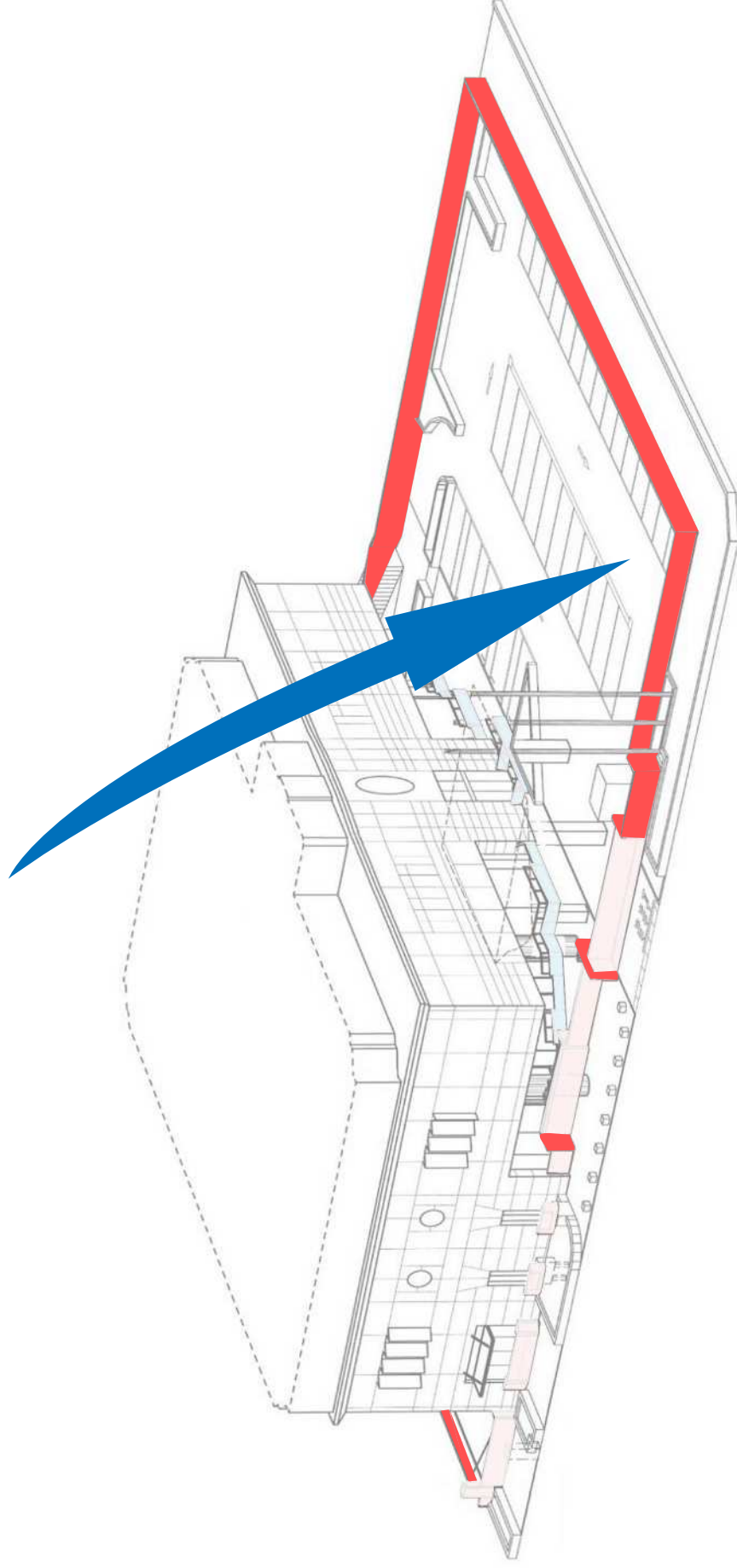
浸水防止壁及び脱着式止水板の設置



浸水防止壁及び浸水防止用設備の設置

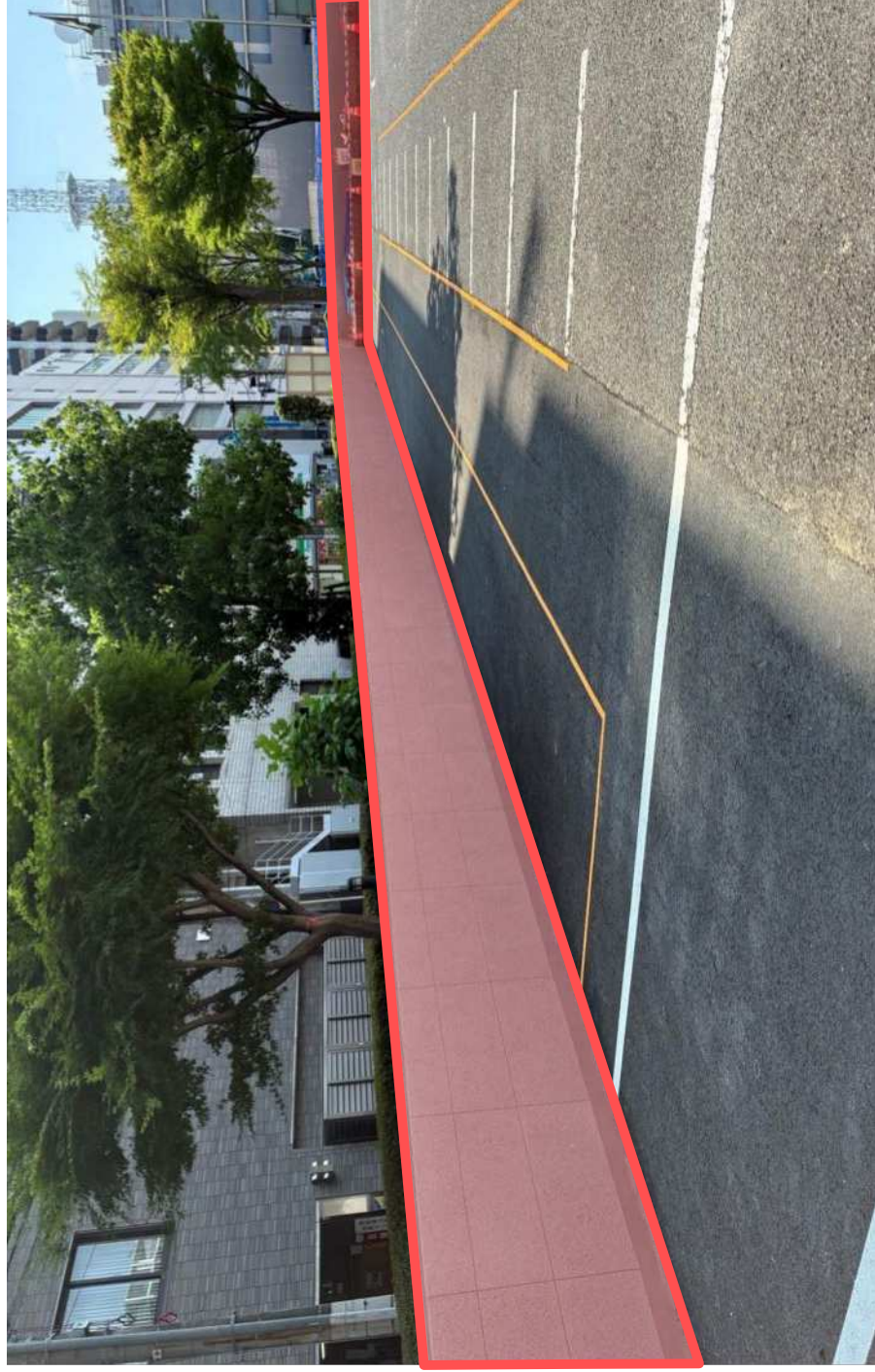
浸水リスク対策工事の概要

①浸水防止壁 (RC造)



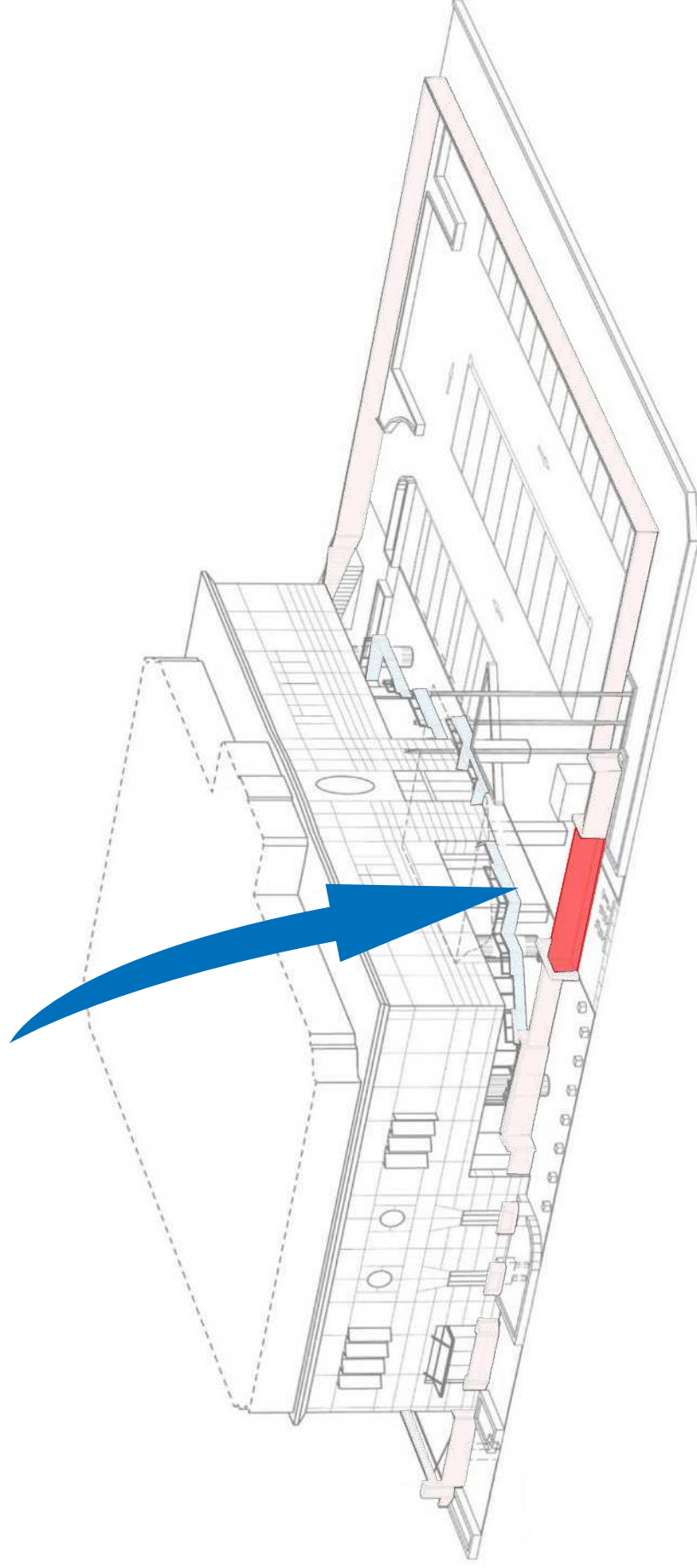
浸水リスク対策工事の概要

①浸水防止壁（RC造）



浸水リスク対策工事の概要

②浮力起伏式止水板



浸水リスク対策工事の概要

②浮力起伏式止水板



浮力起伏式止水版アクアフロート | 広島市水道局様、出荷予定製品の漏水試験 | 文化シャッター - YouTube

浸水リスク対策工事の概要

②浮力起伏式止水板



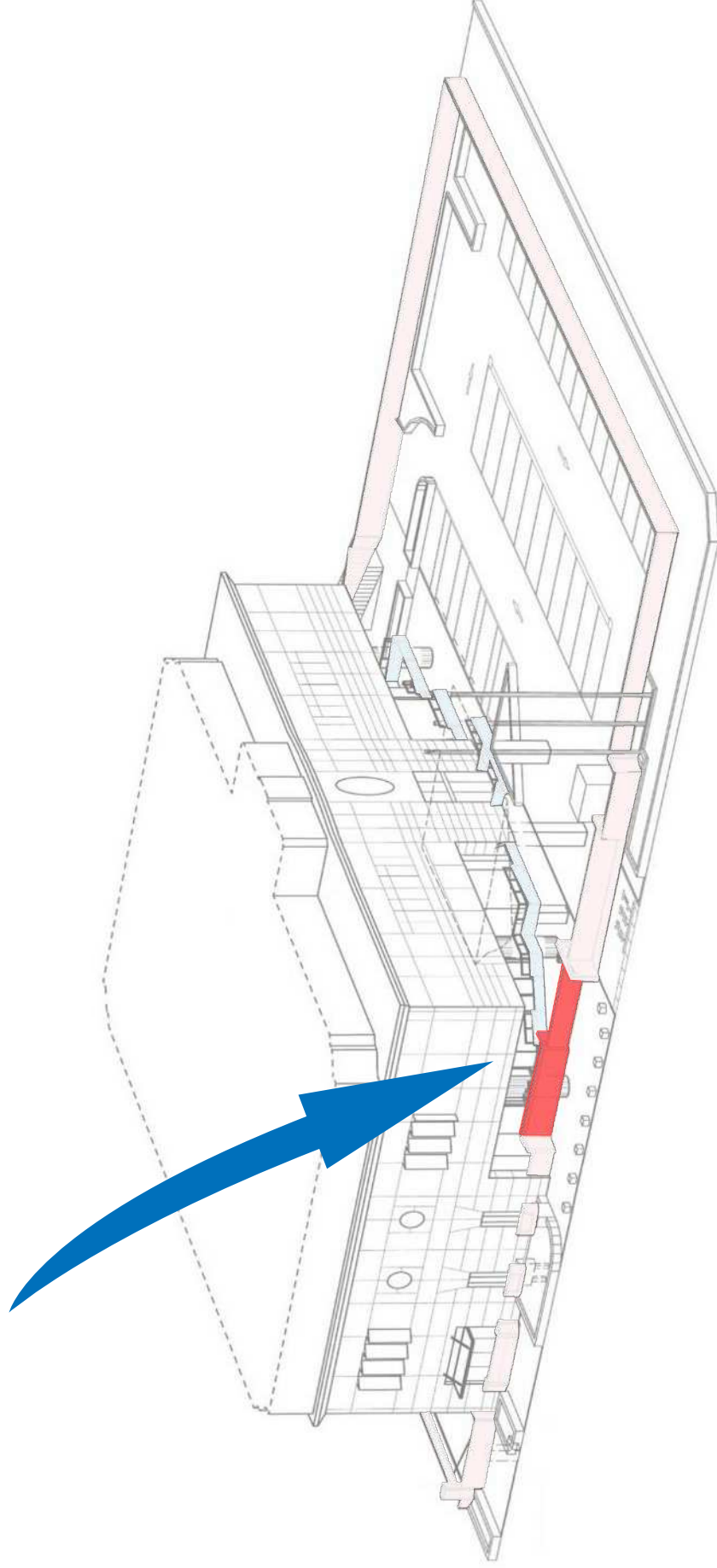
通常時



起伏時

浸水リスク対策工事の概要

③スライド式ゲート



浸水リスク対策工事の概要

③スライド式ゲート



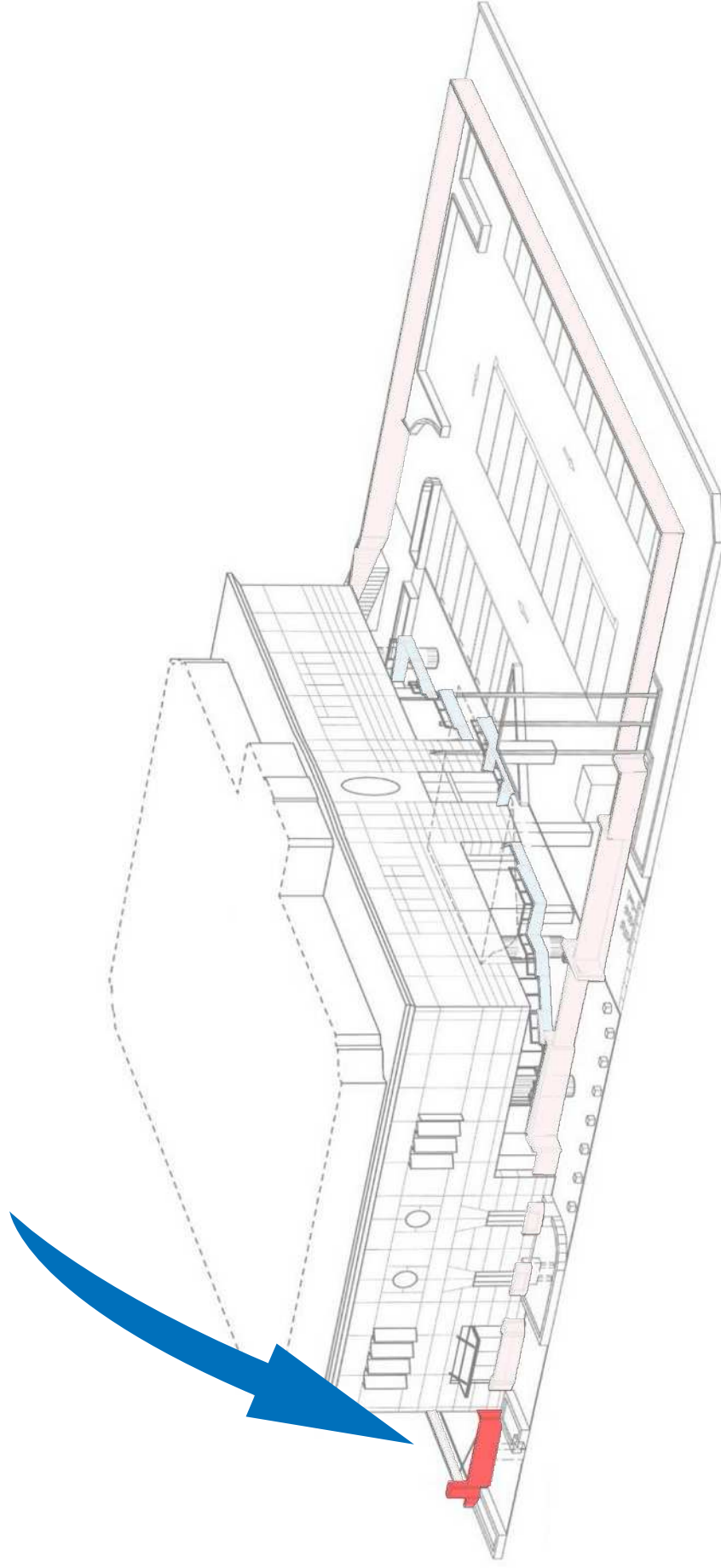
通常時



閉扉時

浸水リスク対策工事の概要

④スイング式ゲート



浸水リスク対策工事の概要

④スイング式ゲート



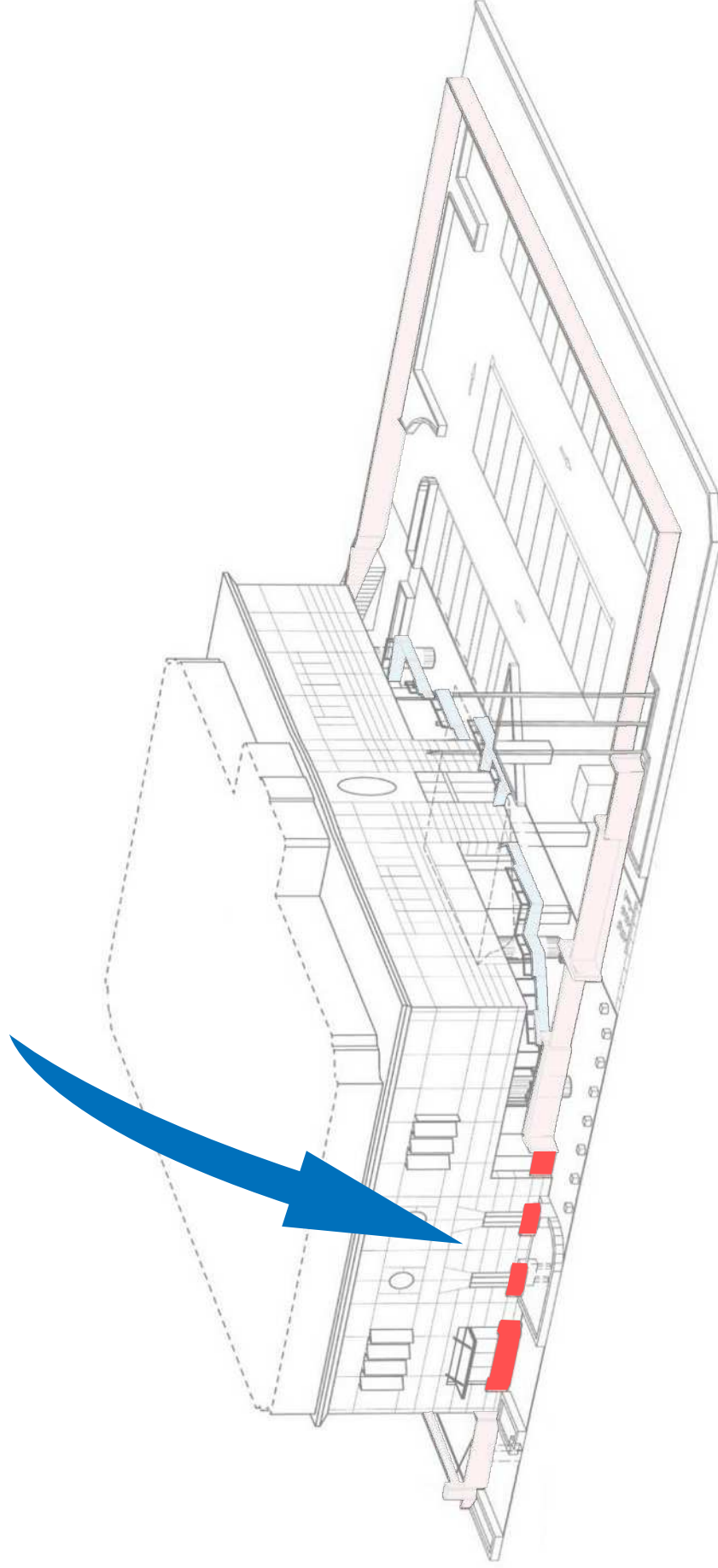
通常時



閉扉時

浸水リスク対策工事の概要

⑤脱着式止水板（アルミ製、カーボン製）



浸水リスク対策工事の概要

⑤脱着式止水板（アルミ製、カーボン製）



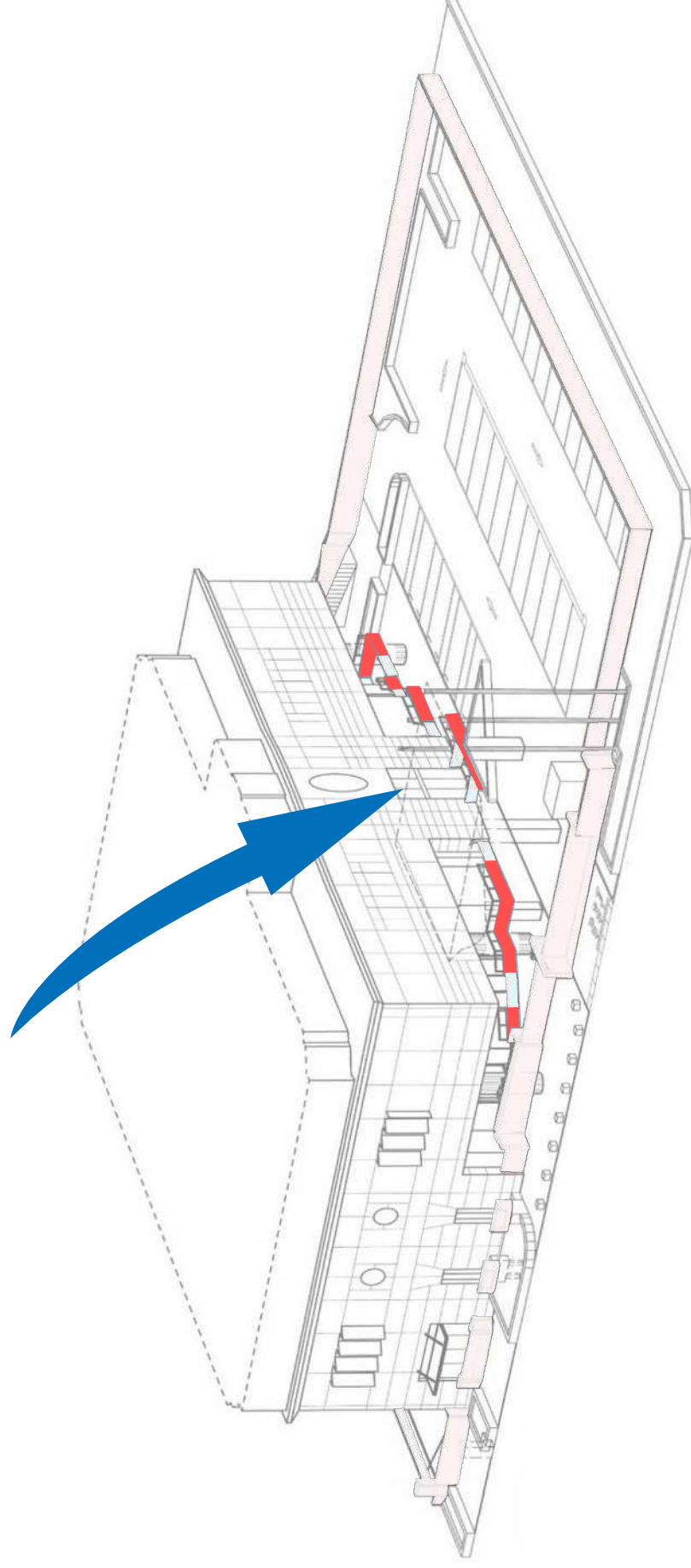
アルミ製



カーボン製

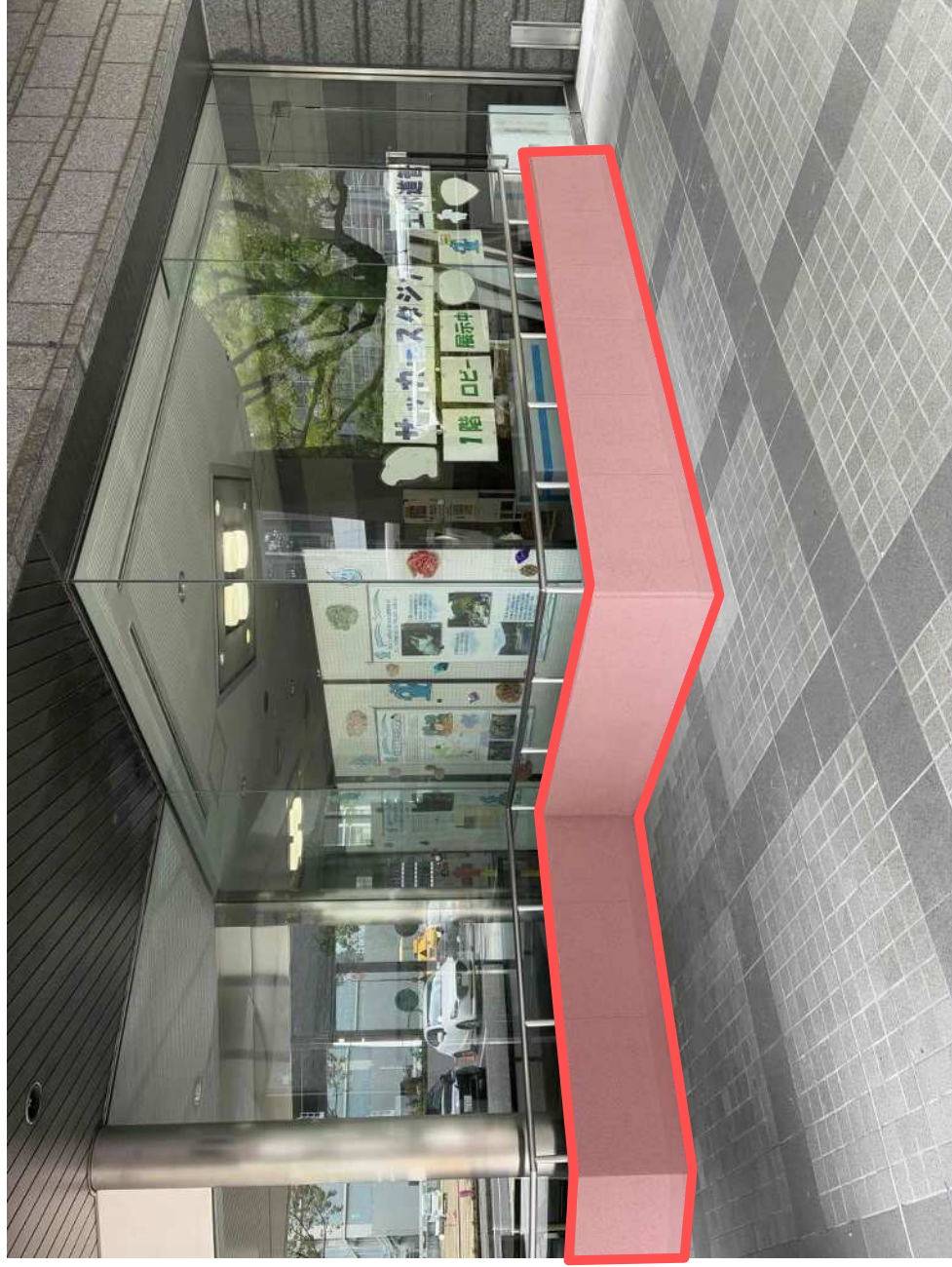
浸水リスク対策工事の概要

⑦浸水防止壁 (RC造)



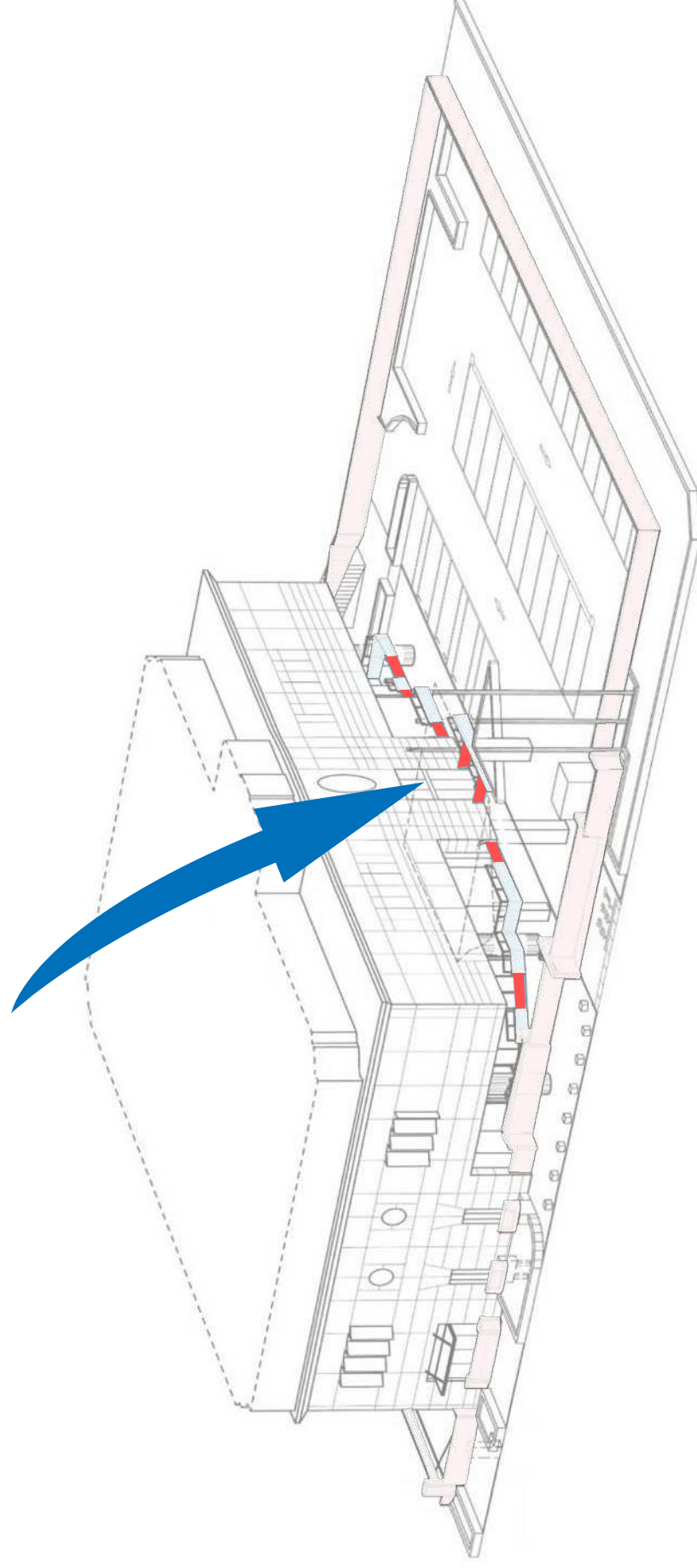
浸水リスク対策工事の概要

⑦浸水防止壁（RC造）



浸水リスク対策工事の概要

⑧脱着式止水板（アルミ製）

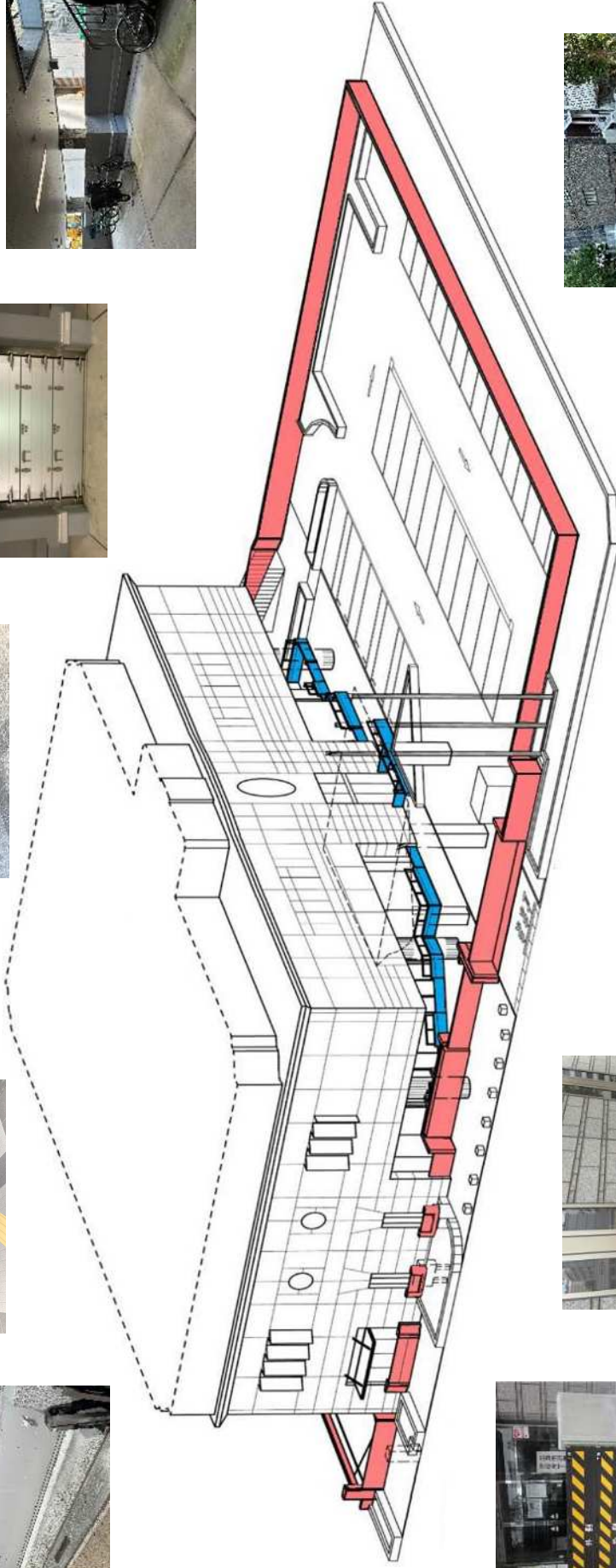


浸水リスク対策工事の概要

⑧脱着式止水板（アルミ製）



浸水リスク対策工事の概要



1. 対策の意義

基町庁舎の耐災害性強化は、他都市の施設にも応用可能な事例である。

2. 得られた成果

浸水防止設備等の整備により、庁舎機能の維持と業務継続性を確保。

3. 今後の取組

設備の維持管理・機能点検・災害訓練の継続的实施が重要。
ハード・ソフト両面からの対策を推進し、水道インフラや災害対応力の強化を図る。

ご清聴ありがとうございました。



広島市水道局
マスコミキャラクター
じゃぐっちー

令和8年度 第1回大都市水道局大規模災害対策検討会

岡山市水道局の防災対策について

令和8年5月28日

岡山市水道局

【目次】

1. 岡山市水道局の概況
2. 岡山市水道局の取組
3. 岡山県支部の取組

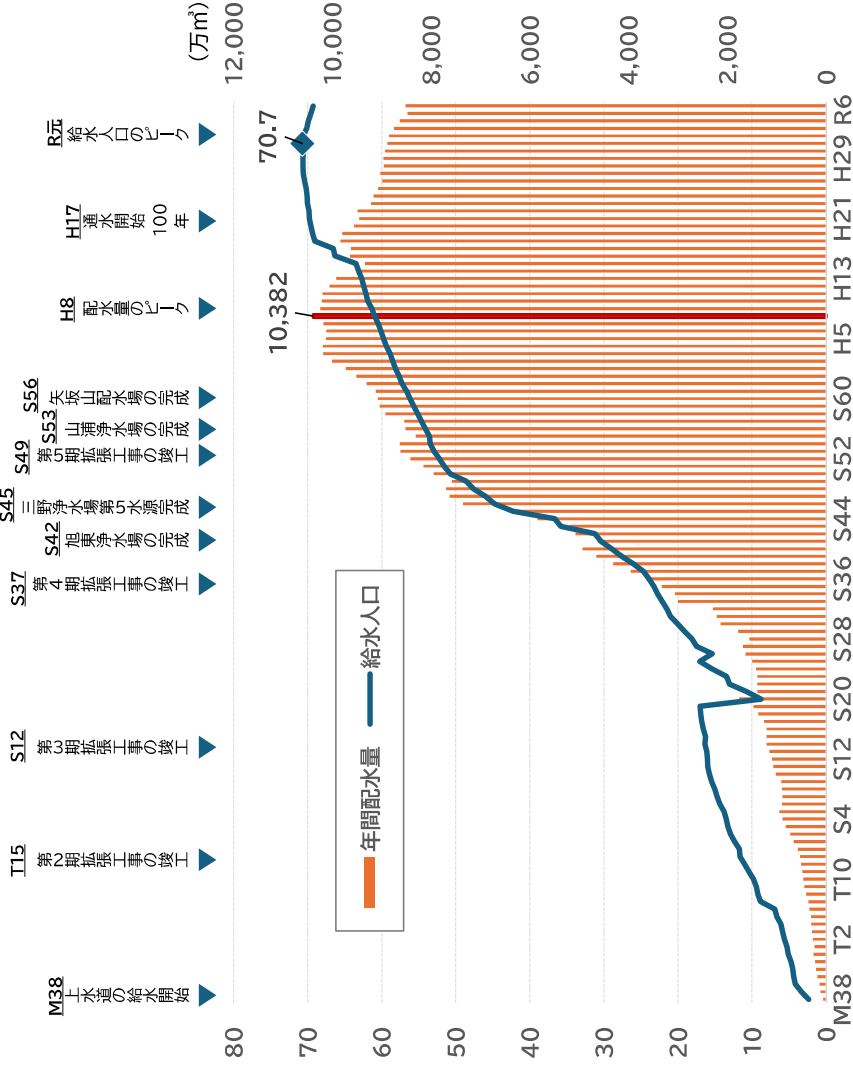
1. 岡山市水道局の概況

岡山市は、岡山県南東部に位置し、人口約70万人の政令指定都市です。

水道事業では、明治38年に全国8番目の近代水道として創設し、令和7年に水道通水120周年を迎えました。

市民約70万人に安全・安心な水道水を安定して供給するため、計画的に水道施設の更新や耐震化を推進しています。

● 水道事業のあゆみ



● 水道事業の現況 (令和7年3月末)

	岡山市	政令市順位 (降順)	政令市平均
給水人口(人)	692,403人	17/18位	1,444,133人
年間配水量(千 m^3)	85,167千 m^3	16/18位	165,124千 m^3
年間有収水量(千 m^3)	77,109千 m^3	16/18位	152,804千 m^3
有収率(%)	90.5%	14/18位	92.5%
給水収益(億円)	141.1億円	12/18位	264.3億円
供給単価(円/ m^3)	182.9円	6/18位	172.9円
給水原価(円/ m^3)	165.3円	11/18位	170.6円
20 m^3 当たり料金 (口径13mm) (円税込)	2,882円	8/18位	2,762円
職員数(人)	365人	13/18位	588人

1. 岡山市水道局の概況

岡山市の給水区域は、約750km²（政令市最大の広さ）であり、半分近くを山間部や中山間地域が占めているという地理的特徴があります。
 広大な給水区域に水道水を供給するため、多くの水道施設や長い距離の配管が必要となります。

● 水道施設、能力の概要

	岡 山 市	政令市順位 (降順)	政令市平均
給水面積(km ²)	750.24km ²	1/18位	328.99km ²
有収水量密度 (1,000m ³ /ha)	1.03	18/18位	4.64
配水能力(m ³ /日)	322,000m ³ /日	17/18位	772,695m ³ /日
施設利用率(%)	72.5%	4/18位	58.5%
浄水場	7浄水場		
配水池	147池		
ポンプ所	96か所		
導送配水管延(km)	4,397.21km	10/18位	4,777.47km
導水管延長(km)	7.00km	18/18位	52.20km
送水管延長(km)	12.38km	18/18位	114.32km
配水管延長(km)	4,377.83km	8/18位	4,610.94km

● 浄水場別給水エリア図



1. 岡山市水道局の概況



三野浄水場の緩速ろ過池



半田山植物園中腹に3池ある半田山配水池

岡山市の水道施設は、創設当初の各施設が残されており、平成17年に三野浄水場緩速ろ過池や半田山配水池など10か所が登録有形文化財に登録されています。
半田山配水池などは、現在も現役で稼働しています。

2. 岡山市水道局の取組 – (耐震化)

○ 水道施設の耐震化

アセットマネジメントによる計画に基づいて、老朽化した浄水施設の更新、耐震化を進めています。

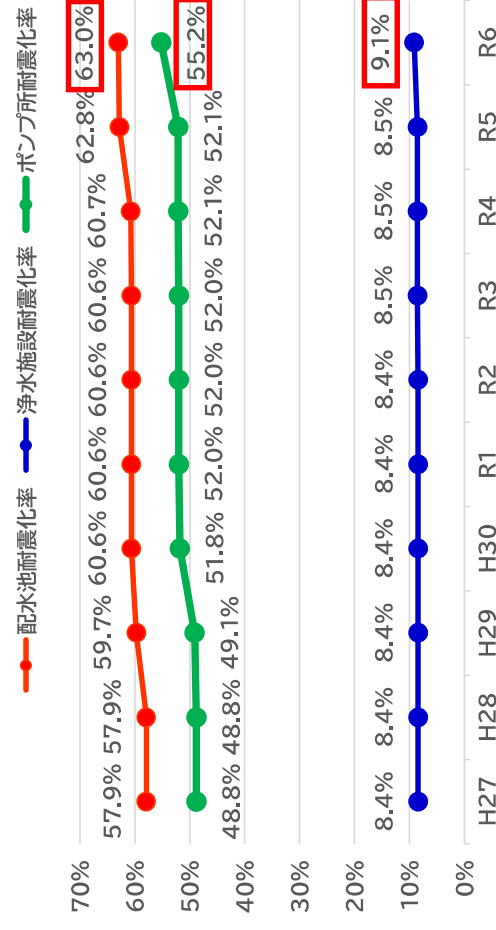
特に基幹浄水施設である三野浄水場の更新を引き続き優先して進め、令和11年度までの耐震化完了を目指しています。

また、配水池の2槽化、2池化や緊急遮断弁の設置を行い、応急給水のための水を確保できるようにしています。

● 水道施設の耐震化率の計画値 (R13年度)

浄水施設耐震化率……………82.1%
 配水池の耐震化率……………71.8%
 ポンプ場の耐震化率……………87.3%

● 水道施設の耐震化率の推移



矢原第2配水池

2. 岡山市水道局の取組 – (耐震化)

○ 水道管路の耐震化

水道管の経年化について、岡山市では、約1,300km（全体の約3割）が法定耐用年数を超えています。

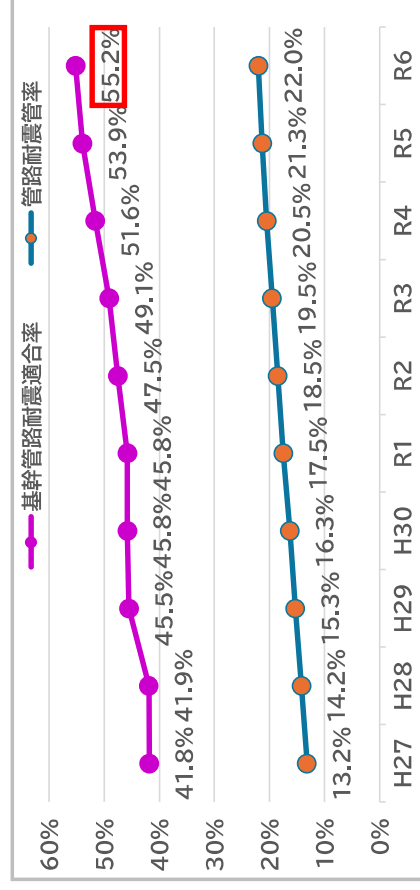
管路機能評価に基づき、老朽化した水道管を計画的に更新し、耐震化を進めています。特に医療施設や避難所、災害対策本部が設置される市役所などの重要給水施設に至る管路を重点的に耐震化しています。

● 管路の耐震化率の計画値（R13年度）

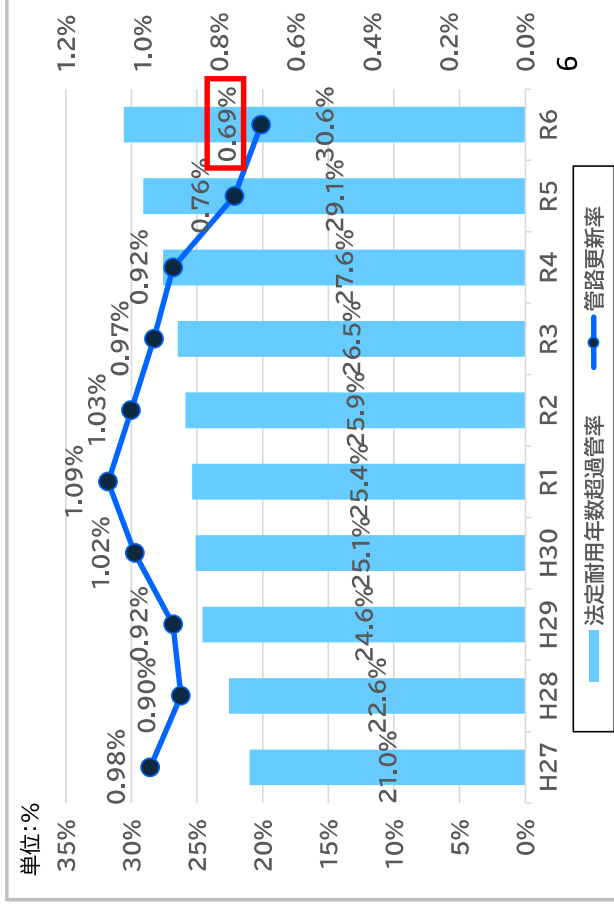
配水管更新率……………0.7%/年

基幹管路耐震適合率…56.3%

● 管路耐震管率・基幹管路耐震適合率の推移



● 法定耐用年数超過管率・管路更新率の推移



2. 岡山市水道局の取組 – (耐震化)

○ 上下水道耐震化計画の推進

令和6年1月の能登半島地震での被害（長期間・広範囲での断水）を教訓に、国土交通省の要請により、令和7年1月に「上下水道耐震化計画」を策定し、上下水道一体となり重要施設及び重要施設へ接続する管路の耐震化を進めています。

● 対象重要施設

重要施設	施設分類	施設数
防災拠点	市役所、消防署など	28施設
避難所及び防災公園	広域避難所、防災公園	14施設
病院	医療拠点、後方医療施設	30施設
対象施設合計		72施設

● 岡山市上下水道耐震化計画

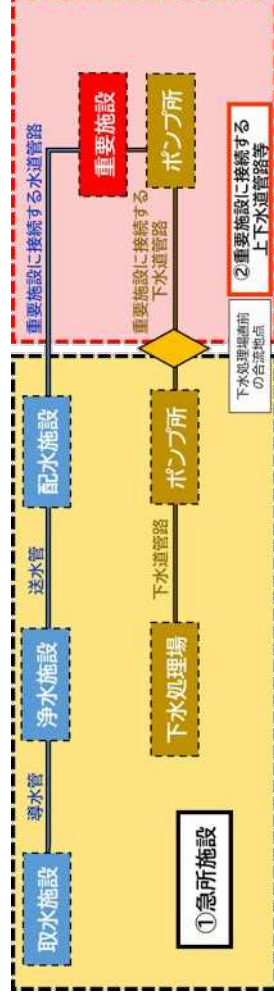
【計画期間：令和7年度から令和11年度（5年毎に更新）】

- ・上下水道の「急所施設」の耐震化
- ・上下水道で共通な避難所等の「重要施設」の設定
- ・「重要施設」に接続する上下水道管路等の耐震化

● 重要施設へ接続する管路の完成見込み

	完成施設数（ ）は累計	
	現状：R5年度末	R11年度末
上水	22施設	15(37)施設
下水	5施設	3(8)施設
上下水一体	1施設	0(1)施設

● 計画イメージ図

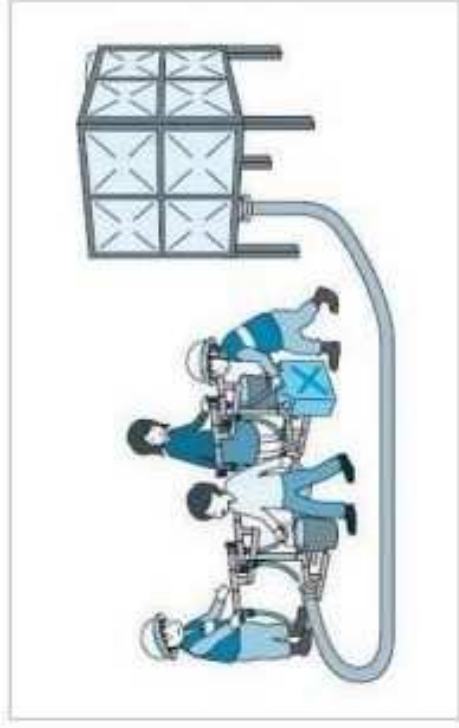


2. 岡山市水道局の取組 — (応急給水)

○市内小・中学校の受水槽を利用した応急給水

応急給水拠点である小・中学校の受水槽を貯水槽として利用し、直接受水槽から給水活動を行えるように応急給水栓を設置し、給水栓数を増やすための給水スタンドが取付けられるようにし、災害時の応急給水場所として整備しています。

なお、災害発生時の実効性を担保するために年に1回程度局職員による点検を実施し、備品の過不足やバルブ等の動作確認、設置手順書等と現地の相違がないかなど、各種項目について点検を行っています。



2. 岡山市水道局の取組 – (災害派遣)

能登半島地震など被災地での応急給水、復旧活動に従事しています。被災時の迅速な応急給水や復旧を図るためにも、職員の災害対応能力の向上は不可欠です。そのため、他都市や関係団体との連携強化、情報発信などのソフト面の対策を推進していきます。

● 災害時の派遣状況

災 害	活 動	活動規模
能登半島地震	応急給水	3班・9人
	応急復旧	5班・15人
平成30年7月豪雨	応急給水	288人
	応急復旧	74人
熊本地震	応急給水	5班・17人
	応急復旧	3班・9人

● 災害時の協定、協力体制の構築

災 害 時 協 定	協定都市
大都市水道局災害相互応援	広島市、堺市、東京都
水道水相互融通協定	倉敷市、玉野市
燃料供給	神戸市、新潟市
救援活動	東京都

< 能登半島地震 >



応急給水



応急復旧

< 平成30年7月豪雨災害 >



応急給水



応急復旧

< 熊本地震 >



応急給水



応急復旧

2. 岡山市水道局の取組 – (浸水・停電対策)

○ 平成30年7月豪雨災害を受けての対策

平成30年7月豪雨では、岡山市でも、水道施設の浸水及び停電等、複数の被害がありました。これら被害を踏まえ、施設の浸水対策、発電機整備などの対策を実施しています。

● 平成30年7月豪雨の被害

- ・管路折損、露出等…折損1件（北区菅野地内）、露出24件
- ・浄水施設、水源……5浄水場（三野・旭東・牟佐・矢原・宇垣）、12水源
- ・土砂崩れ……………半田山配水池 外5件
- ・浸水被害……………横井配水池 外4件



平成30年7月豪雨で被災した施設

● 浸水対策

整備済

8か所

未整備

6か所



止水板の設置（三野浄水場）

● 停電対策

整備済

15か所

未整備

5か所



非常用発電機（矢原浄水場）

3. 岡山県支部の取組 ― (防災訓練)

○ 県支部相互応援参集・受入訓練 (R7年度)

令和7年11月12日、13日の2日間、備前市で相互応援参集・受入訓練を実施しました。台風の影響による土砂災害により配水管が折損し、備前市内の広範囲が断水したとの想定の下、現地訓練には県内20市町3企業団から35名、給水車10台が参加しました。

参集場所等の応援要請内容はブラインドで実施したことから、より本番に近い訓練となりました。



3. 岡山県支部の取組 — (防災訓練)

＜県支部相互応援参加・受入訓練＞



受入式



消火栓から給水車への充水訓練



給水車から受水槽への給水訓練

【訓練内容】

- ① 情報伝達訓練（試行としてk i n t o n eを活用した応援派遣報告を実施。また、従来の県支部への連絡に加え、県及び地方整備局への情報連絡を追加）
- ② 応援隊派遣、受入訓練、参加訓練（坂根浄水場）
- ③ 給水拠点へのルート及び道路被害状況等の確認
- ④ 岡山県による災害時連絡体制についての説明会
- ⑤ 日本ダクタイル鉄管協会による説明会 ～ 自然災害に強い耐震継手ダクタイル鉄管 ～（株）栗本鐵工所
- ⑥ 宿泊訓練（備前市チオビタ運動公園体育館）
- ⑦ 充水訓練（坂根浄水場）、応急給水訓練（香登小学校、吉永小学校、東鶴山小学校、備前市役所）

3. 岡山県支部の取組 – (防災訓練)

○ 県支部相互応援参集・受入訓練 (R6年度)

令和6年10月30日、31日の2日間、笠岡市で相互応援参集・受入訓練を実施しました。県南部で震度6強の地震発生により、笠岡市において白石島配水池と北川低区ポンプ室が被災し、大規模な断水が発生したとの想定の下、現地訓練には県内19市町4企業団から39名、給水車12台が参加しました。

訓練は、笠岡総合スポーツ公園を活動拠点とし、給水車を島へ輸送するなど本番を想定しながら様々な訓練を行いました。



給水車を島へ輸送



配水池への給水訓練

3. 岡山県支部の取組 ― (防災訓練)



受入式



給水訓練



宿泊訓練

【訓練内容】

- ① 情報伝達訓練
- ② 応援隊派遣、受入訓練、参集訓練
- ③ 充水訓練、給水車輸送、道路被害状況等の確認
- ④ 日本ダクタイル鉄管協会による説明会
～ 耐震継手ダクタイル鉄管が自然災害に耐えた事例集 ～ (株)クボタ
- ⑤ 岡山県による防災説明会、各事業体との意見交換
- ⑥ 宿泊訓練
- ⑦ 応急給水訓練 (白石島B & G海洋センター、北川低区配水池、笠岡市立北川小学校)



令和8年度

第1回大都市水道局大規模災害対策検討会

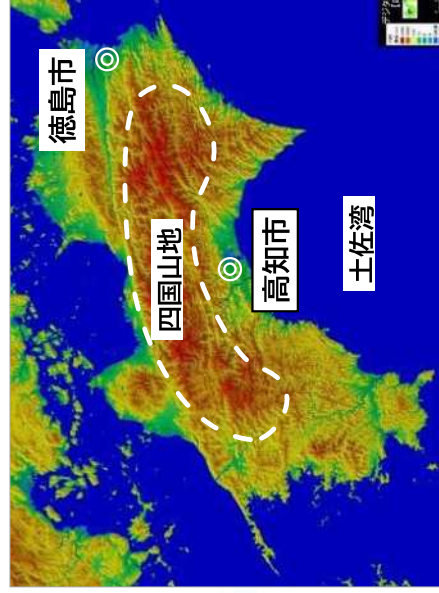
高知市における南海トラフ地震対策

令和8年5月28日
高知市上下水道局

1 高知市の概況

- 高知県のほぼ中央に位置し、市の北側は四国山地、南側は土佐湾に面している。海岸線からは雄大な太平洋が一望
- 四国山地の一部である北山を源流域とする鏡川が、市内中心部を流れ、その流域を中心に市街地を形成
- 令和8年4月1日現在の人口は**307,701**人。高知県全体の約**48%**

◇四国の地形図



◇高知市の地勢



※国土地理院デジタル標高地形図をもとに作成

2

高知市の水道（事業概要）

通水開始

大正14年

給水普及率

96.6%

給水人口

296,260人

1日平均配水量

99,788^m

有収率

92.5%

導・送・配水管総延長

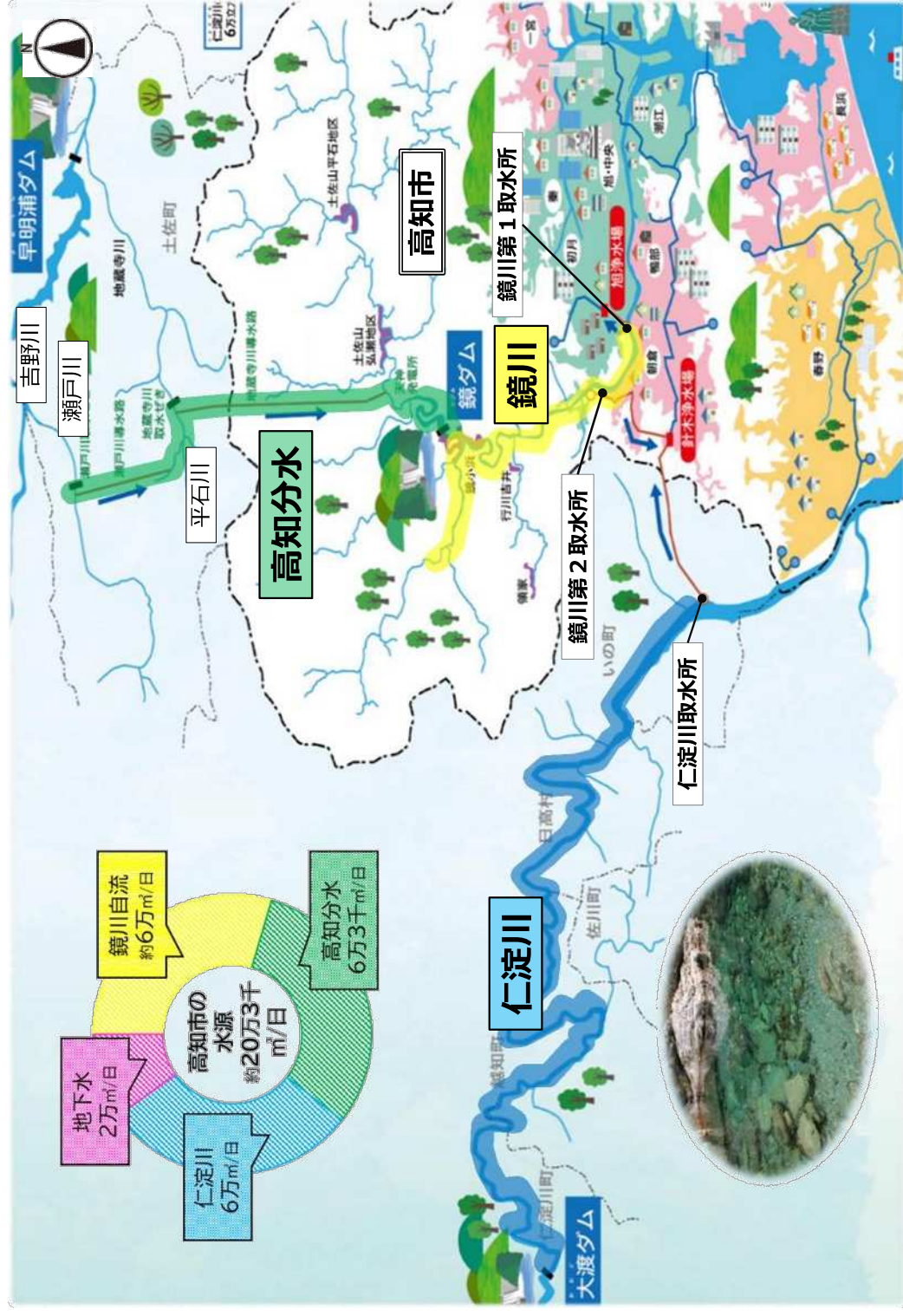
1,633km

職員数（水道事業）

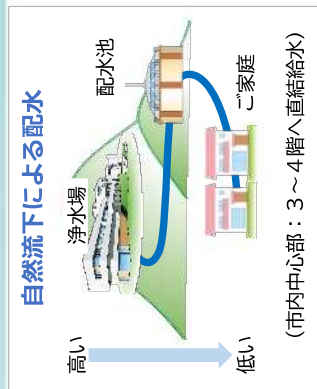
138名

（事務38名、技術100名）

※R6（2024）年度末時点



高知市の給水区域



給水区域区分	
旭・中央ブロック	東部高地地区
朝倉ブロック	北部高地地区
大津ブロック	城南高地地区
一宮ブロック	西部高地地区
三里ブロック	南部高地地区
南部ブロック	鏡小浜地区
春野ブロック	旧簡易水道 (4地区)

主要施設

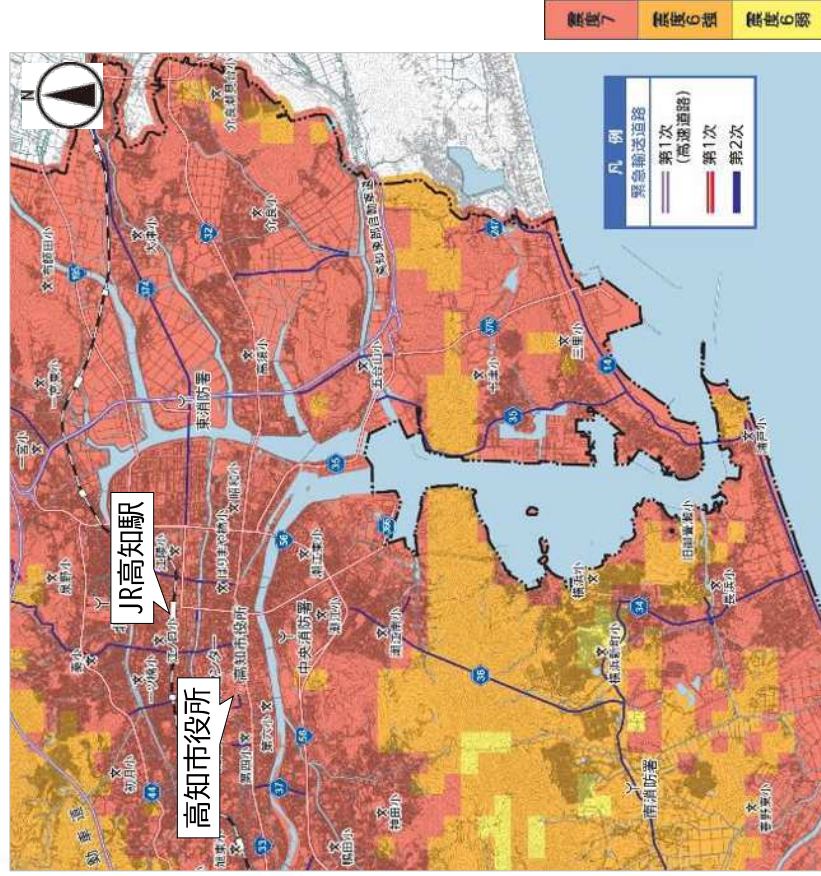
- | | |
|------|-----|
| 浄水場 | 送水所 |
| 配水池 | 導水管 |
| 配水所 | 送水管 |
| 取水所 | |
| 地下水源 | |

4

南海トラフ地震による震度分布・津波浸水予測

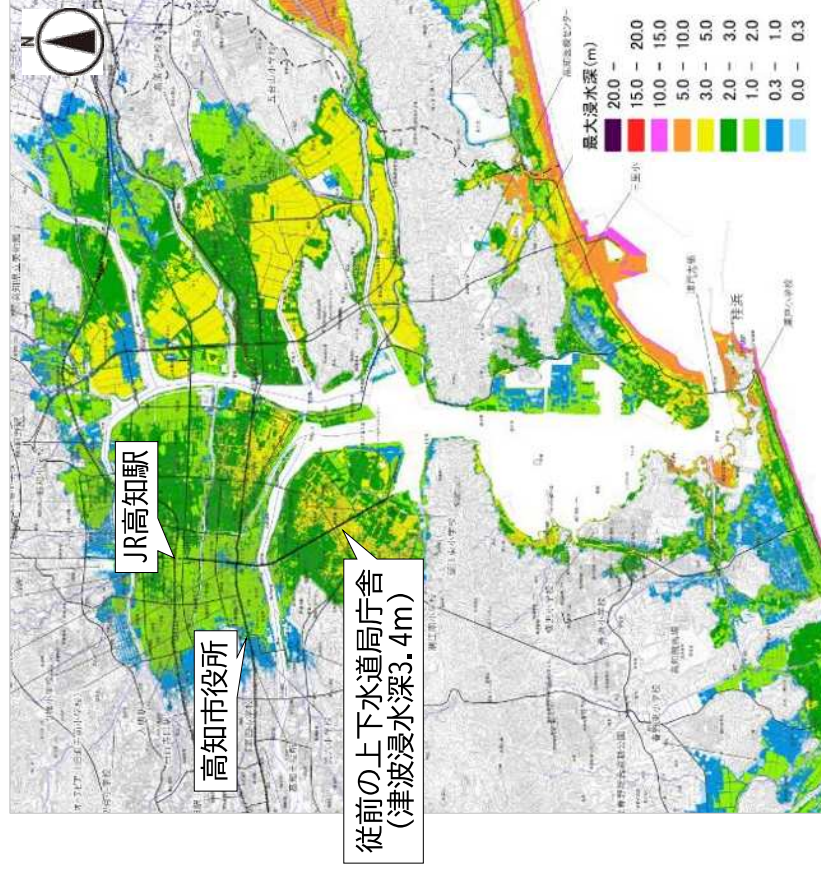
- 南海トラフ地震が今後**30**年以内に発生する確率は**60～90**%程度以上
- 高知市の想定震度は**6弱**以上。津波浸水深は市街地で**3** m以上、沿岸部では**10** m以上

◇震度予測図（市内中心部）



出典 高知市地震ハザードマップ

◇津波浸水予測図（市内中心部）



出典 津波浸水予測図（R7.10公表 高知県南海トラフ地震対策課）

- 平成25年度に『高知市水道事業南海地震対策基本計画』を策定
- 特に、ハード対策については、災害に強い水道を目指すという基本方針のもと、平成29年度から令和4年度までを南海トラフ地震対策の『**集中投資期間**』と位置づけ、精力的に実施

防災対策

基幹施設の耐震化

- ✓ 浄水場の耐震化
- ✓ 基幹配水池の耐震化

基幹管路などの耐震化

- ✓ 送水幹線の二系統化
- ✓ 基幹管路の耐震化
- ✓ 重要施設管路の耐震化

減災対策

応急活動施設等の整備

- ✓ 耐震性非常用貯水槽の整備
- ✓ 応急給水拠点の整備
- ✓ 災害対応拠点としての機能強化（新庁舎の整備）
- ✓ 応急復旧資機材及び応急給水資機材の整備

応急活動体制の強化

- ✓ 災害対応力の向上
- ✓ 自主防災組織等との連携強化
- ✓ 防災意識の啓発

南海トラフ地震対策（防災対策）

- 6 基幹施設の耐震化
- 7 送水幹線の二系統化
- 8 基幹管路・重要施設管路の耐震化
- 9 耐震化状況（まとめ）

6

基幹施設の耐震化

- 基幹施設である浄水場と基幹配水池の地震対策を実施
- 令和4年度末までに、予定していた**すべての施設の耐震化が完了**

◇旭浄水場の更新



建設当時のルネサンス様式を
意匠に反映

◇配水池や配水所などの耐震補強、津波対策



壁の増し厚



- ◆事業概要図



外径の120mm
(一次覆工)

内径の100mm
(一次覆工)

セグメント

通水部

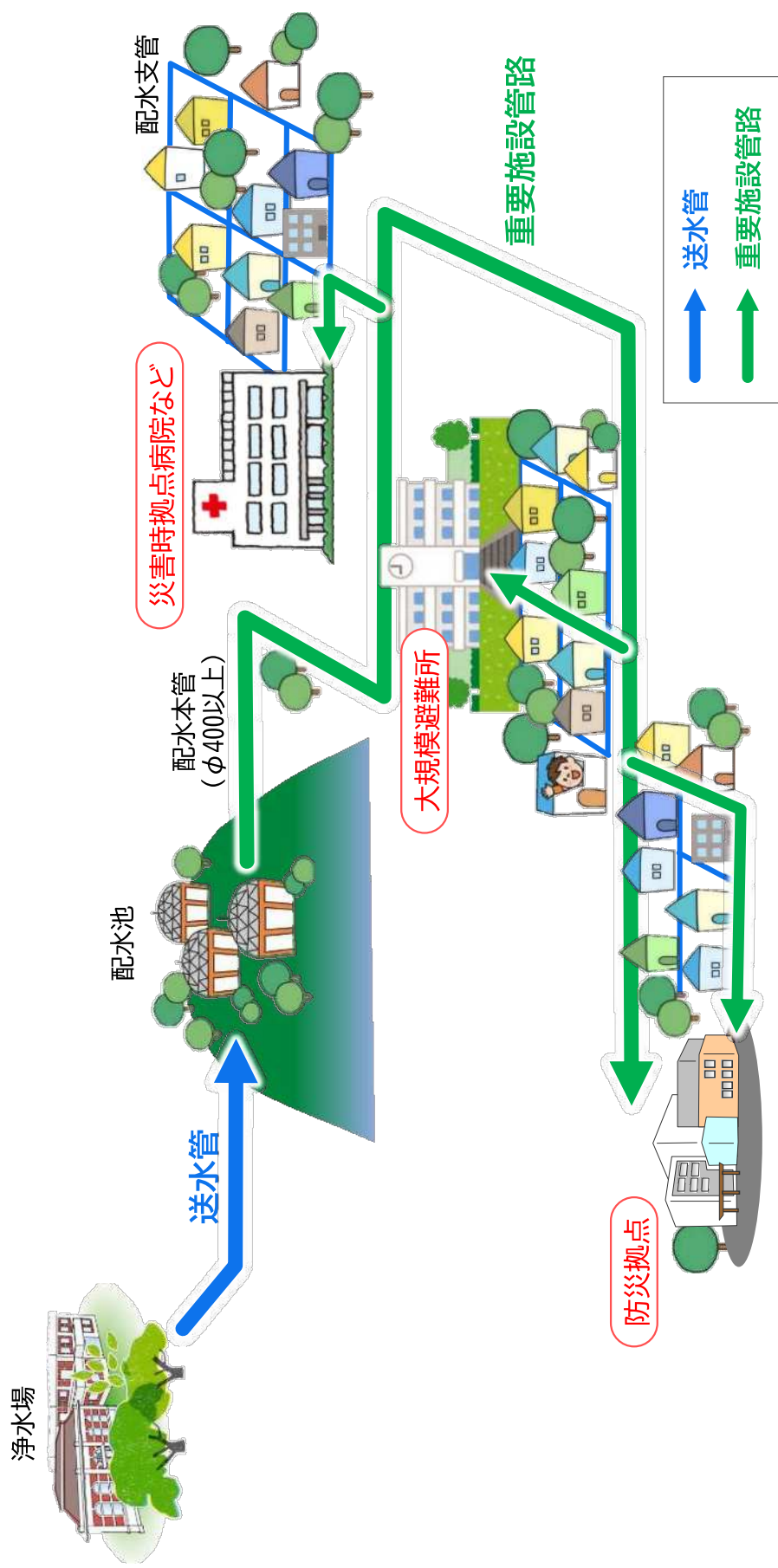
エアモルタル



一次覆工内の配管状況

- 送水管や配水本管など水道システムの上流側となる**基幹管路**の耐震化を実施中
- **重要施設管路**は、上流側となる配水本管の耐震化が進んだエリアから、順次、耐震化を実施

◇事業概要図



耐震化状況（まとめ）

- これまでの取組みにより、**水道施設**の耐震化は概ね**完了**
- **基幹管路**の耐震化も全国平均を**上回っている**
- 今後も、被害の最小化を図るため、管路の耐震化に取り組んでいく

◇水道施設及び管路の耐震化状況（R 6 末）

浄水施設 (6か所)	基幹配水池 (13か所)	基幹管路 (150km)	重要施設管路 (178か所)
93.9 % (46.7%)	99.1 % (65.9%)	52.0 % (44.6%)	56 か所

- ※（ ）内の数値は全国平均値
- ※ 未耐震で残っている基幹施設は、将来、統廃合を予定
- ※ 重要施設管路は、水道管路が耐震化された施設数を示している

南海トラフ地震対策（減災対策）

- 10 発災時の想定シナリオ
- 11 耐震性非常用貯水槽の整備
- 12 応急給水拠点の整備
- 13 災害対応拠点としての機能強化
- 14 災害対応力の向上
- 15 自主防災組織等との連携強化と防災意識の啓発

10

発災時の想定シナリオ

- 高知市水道BCPや高知市水道事業受援計画における応急給水・応急復旧活動の想定シナリオは、以下のとおり
- 災害時においても市民の皆さまに水を届けるため、段階的に応急給水・応急復旧活動を実施
- これら活動には全国の水道事業者の応援が不可欠であるとともに、迅速な活動を可能とする事前対策が重要

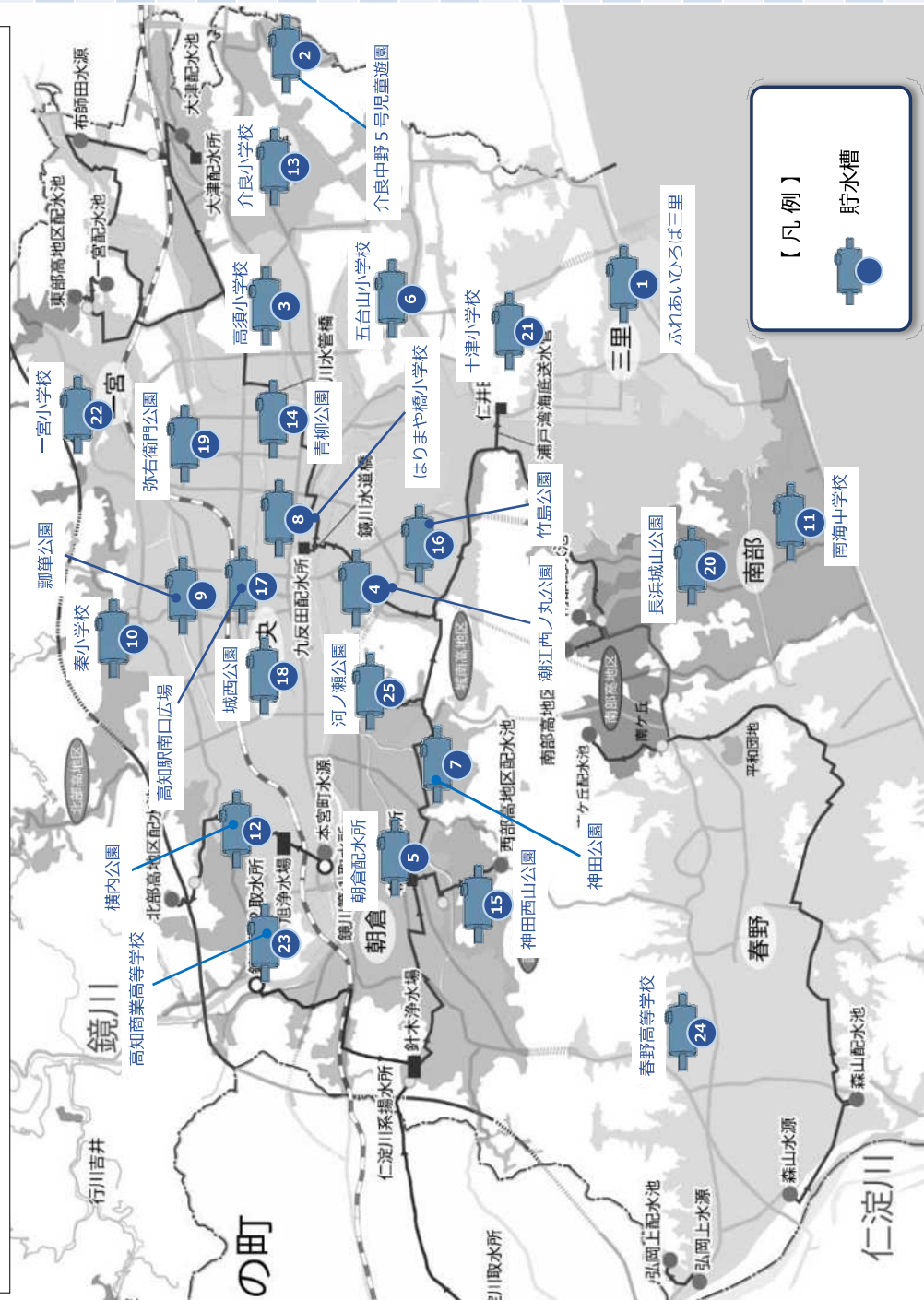
◇応急活動における想定シナリオ

応急活動内容		発災直後	発災2日目	発災3日目	発災4日目～1か月程度	事前対策
応急給水	耐震性非常用貯水槽 (市内25か所)	▼開設 ■				耐震性非常用貯水槽の整備
	応急給水拠点 (市内11か所)		▼開設 ■			応急給水拠点の整備 応急給水資機材の備蓄
	運搬給水 (救護病院、避難所等)			▼開始 ■	▼活動の本格化 ■	
	応急給水栓 (市内60か所)				管路の復旧にあわせ順次 ■	応急給水資機材の備蓄
応急復旧				▼開始 ■		応急復旧資機材の備蓄
応援隊の受け入れ		▼準備開始 ■			▼受け入れの本格化 ■	災害対応拠点の 機能強化

11

耐震性非常用貯水槽の整備

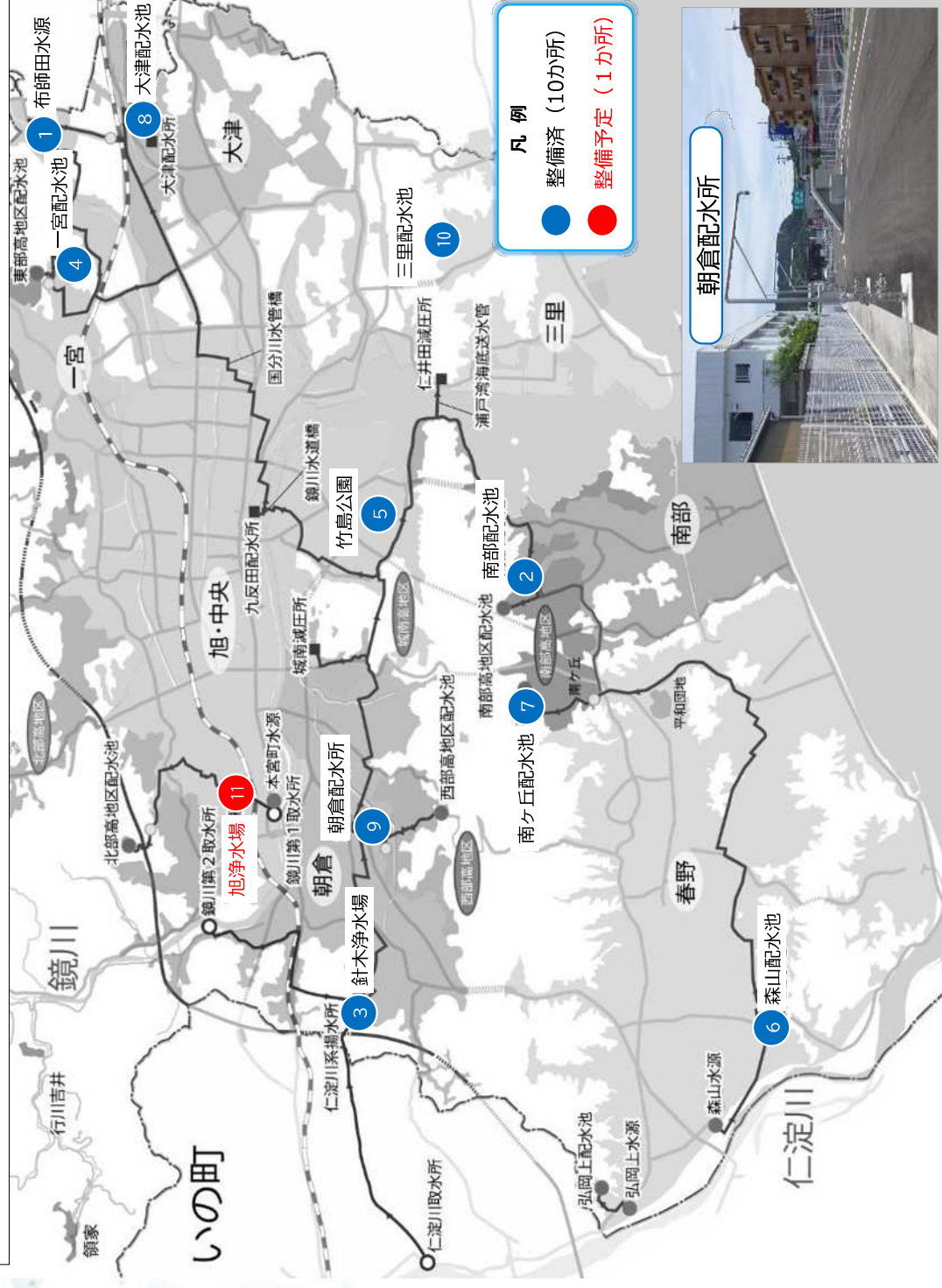
- 初期3日間の飲料水（3日×3人/人×6,000人＝約60m³）を確保
- 令和元年度末までに学校の校庭や公園などの地下に全25基の貯水槽の設置が完了
- 174,000人分（1,730m³）の飲料水を確保済



No.	名称	有効容量 (m³)	設置年度
1	ふれあいひろば三里	55	平成4
2	介良中野5号児童遊園	55	平成5
3	高須小学校	60	平成8
4	湖江西ノ丸公園	60	平成9
5	朝倉配水所	60	平成9
6	五台山小学校	60	平成10
7	神田公園	60	平成11
8	はりまや橋小学校	60	平成12
9	瓢箪公園	60	平成13
10	秦小学校	60	平成14
11	南海中学校	60	平成15
12	横内公園	60	平成16
13	介良小学校	60	平成17
14	青柳公園	60	平成18
15	神田西山公園	60	平成19
16	竹島公園	300	平成19
17	高知駅南口広場	60	平成20
18	城西公園	60	平成21
19	弥右衛門公園	60	平成23
20	長浜城山公園	60	平成27
21	十津小学校	60	平成27
22	一宮小学校	60	平成28
23	高知商業高等学校	60	平成29
24	春野高等学校	60	平成30
25	河ノ瀬公園	60	令和元
計		1,730	25基

12

- 発災4日目以降、「市民の皆さまへの給水」や「給水車への充水」
- 主要な配水池などを対象に11か所整備する計画。これまでに10か所の整備完了

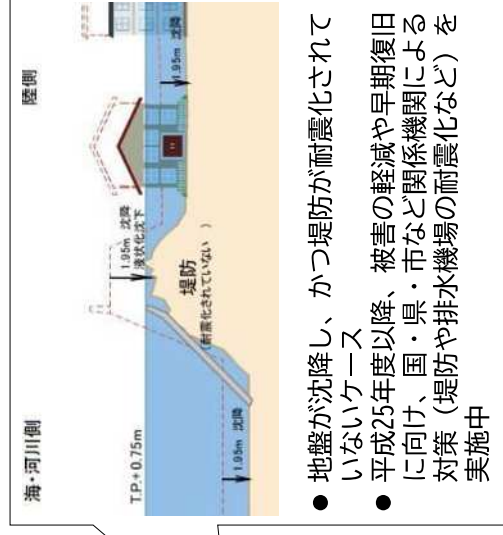


整備計画		
No.	名 称	整備年度
1	布師田水源	平成12
2	南部配水池	平成14
3	針木浄水場	平成15
4	一宮配水池	平成16
5	竹島公園 (貯水槽)	平成19
6	森山配水池	平成26
7	南ヶ丘配水池	平成27
8	大津配水池	令和元
9	朝倉配水所	令和2
10	三里配水池	令和4
11	旭浄水場	令和10

災害対応拠点としての機能強化

- 旧庁舎は、津波による被害（津波浸水深**3.4m**）を想定
- 地震に伴う「地盤沈降（最大で1.95m）」や「堤防の決壊」により、**長期に渡る津波浸水**も想定
- 地震発生時に、長期間にわたり**庁舎機能の喪失**、応急給水・復旧活動の**初動対応に遅れ**が生じる

◇長期浸水のイメージ



(H25.5公表 高知県南海トラフ地震対策課)

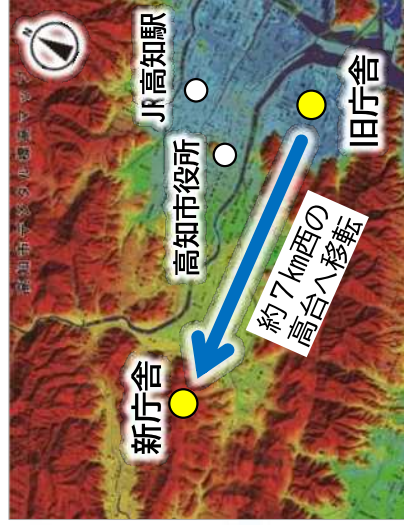
- ✓ 津波浸水等の被害を受けず、迅速な応急給水・復旧活動が可能
- ✓ 応援隊用の受援施設との連携が強化

16

【本部機能】

- 新庁舎整備事業の総事業費は約22億円。令和5年3月に竣工
- 上下水道局災害対策本部及び日水協の先遣調査隊等活動拠点を設置できる複数の会議室を設置 → **本部機能**を確保
- 屋上に**自家発電設備**を設置。停電時は3日間の業務継続が可能

◇新・旧庁舎の位置関係



※国土地理院デジタル標高地形図をもとに作成

◇航空写真



◇新庁舎の外観



◇防災訓練の様子（大会議室）



【備蓄機能】

- **災害対策用資機材備蓄倉庫**に、中大口径の管材や部品を中心に**168**品目(692点)を備蓄（平成18～28年度）
- 被災時に応急給水するための資機材を**資機材倉庫**に備蓄（給水タンク、発電機、ポンプ、ホース、給水袋など）
- また、物資配送順位の高い避難所など**44**か所に対し、計**64**基の**仮設給水タンク**を購入（令和4～7年度）
- **加圧式給水車**を計**2**台保有（2㎡車、3.5㎡車）

◇災害対策用資機材備蓄倉庫



倉庫外観

◇資機材倉庫（応急給水資材）



倉庫外観

仮設給水タンク(1㎡)



◇仮設給水タンクへの給水状況



資機材品目

直管43本、曲管42個
補修金具95個、特殊押輪等512個
計**168**品目(692点)



倉庫内部

【受援機能】

- 旧排水処理棟を全国からの**応援隊の活動拠点**として活用できる**受援施設**にリニューアル
- 平常時は、給水車の車庫及び配水管工技能講習会場等として活用
- 全国からの**応援隊用の駐車場**として、約**400**台を確保
- 災害時に給水車などへの給水を行う**応急給水栓**を設置

◇受援施設（応援隊の活動拠点）



受援施設の外観

◇応援隊用駐車場



揚水所周辺の駐車場

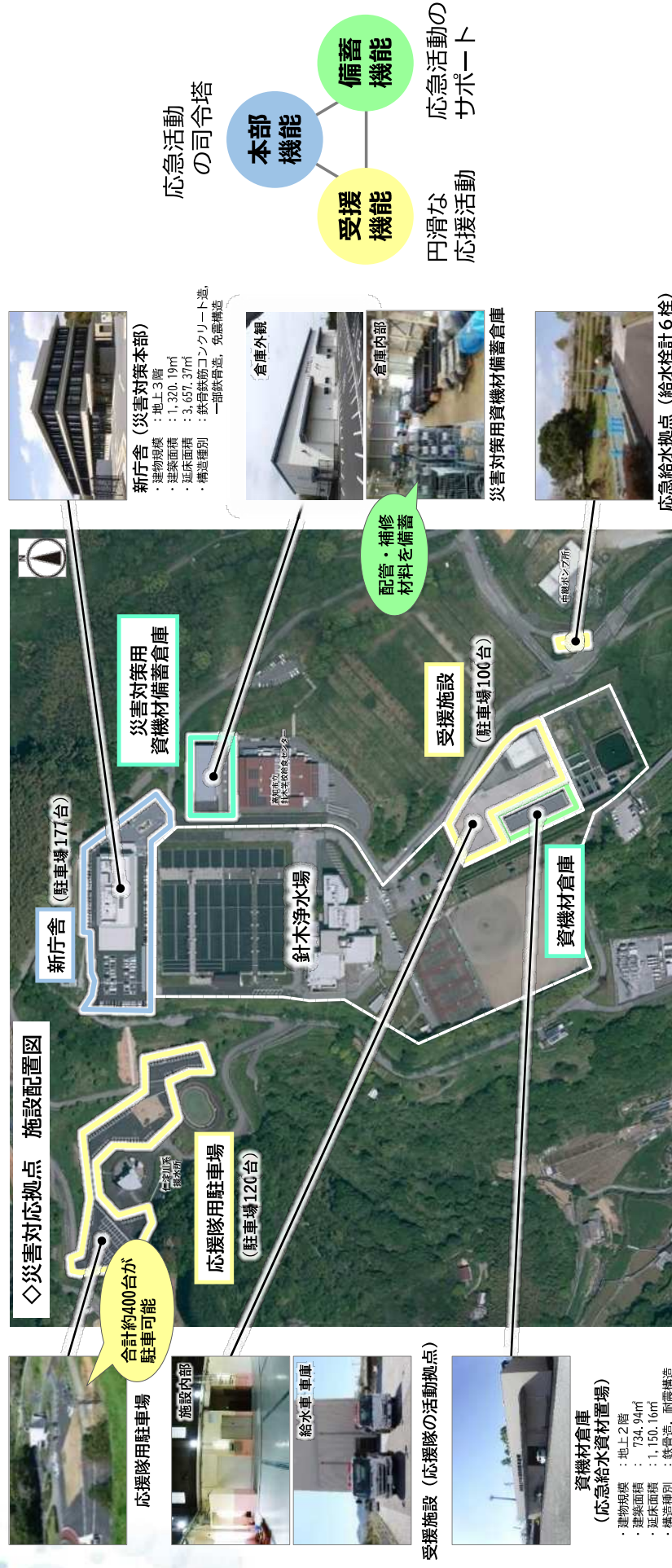
◇応急給水栓（計6栓）



受援施設内部

【全体図】

- 針木浄水場の隣接地に**新庁舎**（上下水道局災害対策本部）、災害対策用**資機材備蓄倉庫**、**受援施設**などを集約
- **本部機能**、**備蓄機能**、**受援機能**を確保できたことで、**災害対応拠点**としての機能が大幅に強化



14 災害対応力の向上

- 局内の防災訓練や高知市総合防災訓練などを定期的に実施
- 能登半島地震では、高知市管工事設備業協同組合とともに、輪島市で応急復旧活動を実施
- 防災訓練や災害派遣で得られた経験を、実践的な災害対応力の向上につなげていく

◇高知県総合防災訓練（H30）



◇高知市総合防災訓練（R5）



◇応急復旧活動（輪島市）



仕切弁操作による通水作業

◇日水協中国四国地方支部合同防災訓練（H24）



- 平成24年10月、中国四国地方支部で初めて行われた合同防災訓練
- 4日間にわたり、132事業体の職員約280名が参加



漏水調査状況



修繕状況

15 自主防災組織等との連携強化と防災意識の啓発

- 応急給水活動は、市民の皆さんの理解と協力があってこそ
- 耐震性非常用貯水槽の開設や運営について連携できるよう、高知市管工事設備業協同組合や自主防災組織と防災訓練を実施し、協力体制を強化
- 災害時の備えについて、広報紙やSNS、出前講座などで情報発信

◇自主防災組織との防災訓練



◇出前講座や広報事例





大都市水道局研修講師派遣制度の活用

2026.5.28

研修会事務局

大都市水道局研修講師派遣制度の活用

| 昨年度の実績報告

申込数は年々増加 ↗

制度の周知が進んでいる



新規申込件数が過去最大となるなど制度の利用が拡大している中で、過去に利用経験のある事業体による再申込率も53%と一定割合を占めている

本制度が新たな利用者の獲得と継続的な活用の双方において評価されている

大都市水道局研修講師派遣制度の活用

| 昨年度の実績報告

講義内容別の申込数

講義内容別の申込数	
応急復旧活動（地震・風水害等）	9 件
訓練企画・計画	3 件
フリープラン※	3 件
応急給水活動	2 件

※ フリープランとは、申込者と研修内容を組み立てていくプラン

→ 「**応急復旧活動**」の講義の需要が高く、発災直後における具体的な対応への関心の高さがうかがえるため、**研修メニューの追加**をご検討ください

大都市下水道局研修講師派遣制度の活用

昨年度の実績報告

	実施日	講師派遣都市	講師	【研修項目】 ・ 講義内容		受講申込都市
1	6/24 (集合型)	仙台市水道局	水道危機管理室 危機管理担当係長 佐藤 裕治	【応急復旧活動（地震）】 ・ 東日本大震災における応急対策活動で経験した被災地救援に必要な活動や心構え ・ 能登半島地震における珠洲市の被災状況及び応援派遣で経験した被災地救援に必要な活動や心構え		東京都水道局
2	7/16 (集合型)	横浜市水道局	施設整備課担当係長 (再整備推進担当) 長 尚希 三ツ境水道事務所 料金係長 山本 達也	【フリープラン】 ・ 能登半島地震における応急復旧活動の計画策定・実施手順等について ・ 能登半島地震における応急給水活動の差配の考え方・役割分担等について		宇都宮市上下水道局
3	8/25 (集合型)	広島市水道局	技術部管路設計課 課長補佐 高本 幸英	【応急復旧活動（風水害）】 ・ 平成30年7月豪雨の対応について		大阪広域水道企業団
4	8/27 (集合型)	名古屋 市上下水道局	総務部防災課 課長 荻野 剛史 課長補佐 坂口 稔	【応急復旧活動（地震）】 ・ 令和6年能登半島地震での災害対応について		岩手中部水道企業団
5	9/8 (集合型)	東京都水道局	総務部総務課 水道危機管理専門課長 吉富 信浩	【南海トラフ緊急提言全般】 ・ 南海トラフ緊急提言について 【応急復旧活動（地震）】 ・ 東京都水道局の能登半島地震での被災地支援活動について ・ 【動画視聴】阪神・淡路大震災における復旧・復興について		(公社) 日本水道協会 新潟県支部 (新潟市水道局)
6	9/26 (集合型)	堺市上下水道局	経営企画室 危機管理・広報広聴G 菅 拓海	【訓練企画】 ・ 受援都市が事前対策として準備すべきこと		(公社) 日本水道協会 山口県支部 (下関市上下水道局)
7	10/2 (WEB開 催)	浜松市 上下水道部	水道工事課 主任 山本 博毅 主任 木下 嘉昭 お客さまサービス課 副主任 高橋 利昭 主任 白柳 浩介	【応急給水活動】 ・ 過去の災害支援活動を踏まえ、今後の支援や受援活動に活かす教訓（応急給水） ・ 令和6年1月能登半島地震における応急給水活動及び派遣活動に伴う後方支援		(公社) 日本水道協会 愛媛県支部 (松山市公営企業局)

大都市下水道局研修講師派遣制度の活用

昨年度の実績報告

	実施日	講師派遣都市	講師	【研修項目】・講義内容	受講申込都市
8	10/3 (集合型)	堺市上下水道局	経営企画室 危機管理・広報広聴G 危機管理担当主査 宮本 力	【訓練企画】 ・ 受援都市が事前対策として準備すべきこと	(公社) 日本水道協会 徳島県支部 (徳島市上下水道局)
9	10/10 (集合型)	熊本市 上下水道局	維持管理部水道維持課 課長補佐 東 勝広	【応急復旧活動(地震)】 ・ 平成28年熊本地震における応急復旧活動について	(公社) 日本水道協会 福岡県支部 (飯塚市企業局)
10	11/5 (WEB開催)	東京都水道局	総務部総務課 危機管理統括担当 横田 惇弥	【訓練計画】 ・ 訓練の年間計画の作成方法から個別の訓練の事例や準備の進め方等を東京都の実例を参考に説明	名古屋上下水道 総合サービス株式会社
11	11/14 (集合型)	広島市水道局	技術部維持課 課長補佐 常國 元成	【応急復旧活動(風水害)】 ・ 平成30年7月豪雨の対応について	(公社) 日本水道協会 山口県支部 (下関市上下水道局)
12	11/20 (集合型)	名古屋市 上下水道局	総務部防災課 課長補佐 坂口 稔	【フリープラン】 ・ 名古屋水道事業の概要 ・ 名古屋市上下水道局の地震対応体制 ・ 名古屋市上下水道局の地震対策(ハード対策、ソフト対策) ・ 名古屋市上下水道局における地震を想定した防災訓練	愛知中部水道企業団
13	12/16 (集合型)	大阪市水道局	総務部総務課 担当係長(災害対策) 村上 豪	【応急給水活動・支援活動等(地震)】 ・ 平成30年6月大阪北部地震における応急給水・現地調査活動	香川県
14	12/18 (集合型)	熊本市 上下水道局	維持管理部水道維持課 課長補佐 東 勝広	【応急復旧活動(地震)】 ・ 平成28年熊本地震における応急復旧活動	北九州市上下水道局
15	12/19 (集合型)	東京都水道局	総務部総務課 危機管理専門課長 吉富 信浩 危機管理統括担当 横田 惇弥	【フリープラン】 ・ 東京都水道局の災害時の受援体制について(仙台市水道局に求められる役割) ・ 東京都水道局における近年の災害応援派遣について	仙台市水道局

大都市水道局研修講師派遣制度の活用

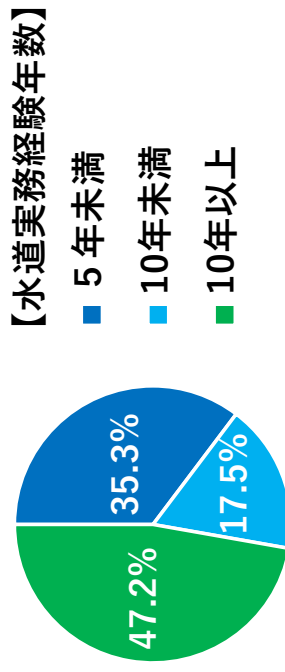
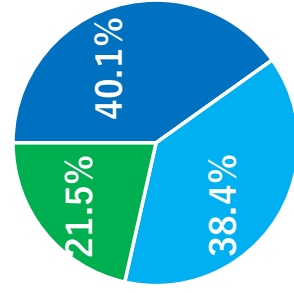
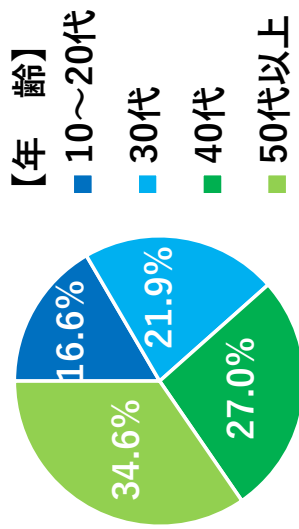
昨年度の実績報告

	実施日	講師派遣都市	講師	【研修項目】	講義内容	受講申込都市
16	12/19 (集合型)	名古屋 市上下水道局	総務部防災課 課長補佐 坂口 稔 技師 小成 和磨	【応急復旧活動（地震）】 ・令和6年能登半島地震における応援活動について		奈良市企業局
17	2/12 (集合型)	大阪市水道局	総務部総務課 担当係長（災害対策） 村上 豪 総務部総務課 辻 一成	【応急復旧活動】 ・平成30年7月西日本豪雨における応急給水活動及び大阪市の風水害対策 ・災害に備えた医療機関との連携について		水道技術研究会 (久留米市企業局)

大都市水道局研修講師派遣制度の活用

| 昨年度アンケート結果

受講者の属性

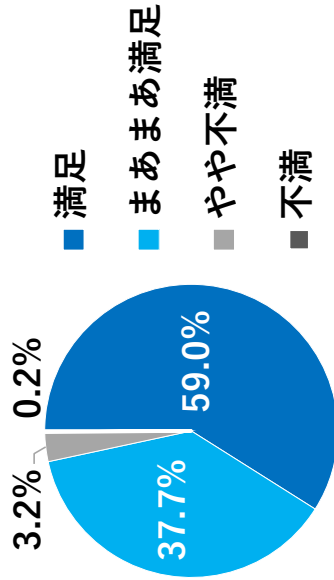


受講者の属性を見ると、年齢・職種・経験年数いずれの観点においても特定の層への偏りは見られず、幅広い層に受講されている

| 昨年度アンケート結果

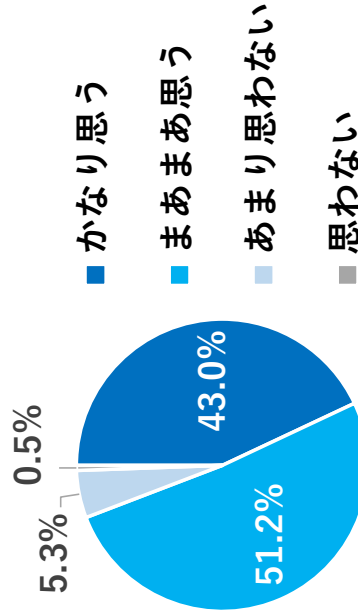
高い満足度を維持

Q 研修は満足のいくものでしたか。



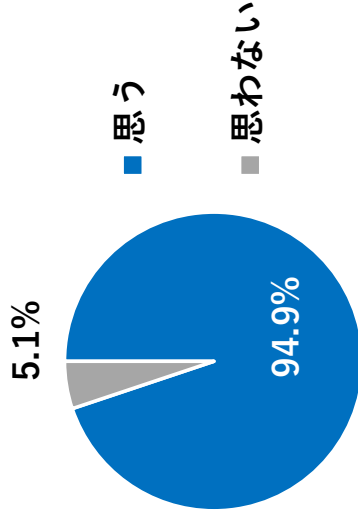
約97%の満足度を獲得

Q 今回の研修は、自事業体での災害対応力の向上につながると思えますか。



約94%が災害対応力向上につながると認識

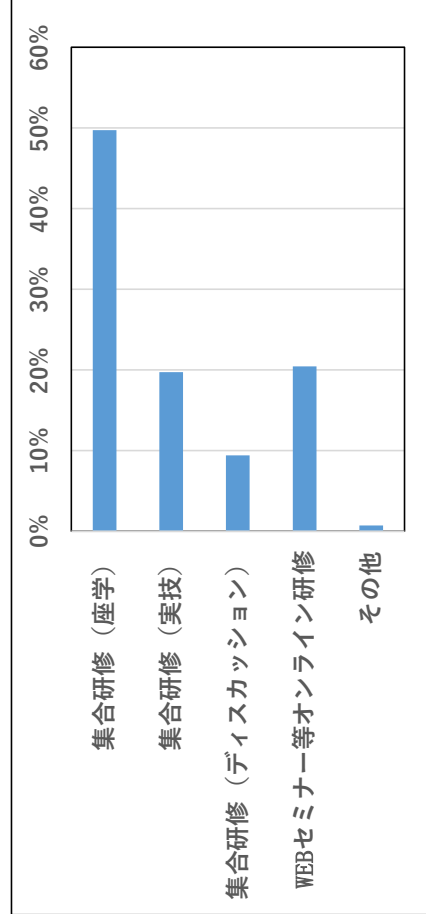
Q 再度、この研修制度を活用したいと思えますか。



約95%から再活用の声

昨年度アンケート結果 希望する研修方式／研修項目

Q 本研修の実施方法等について、今後、ご希望する方法等をお答えください。
【複数回答可】

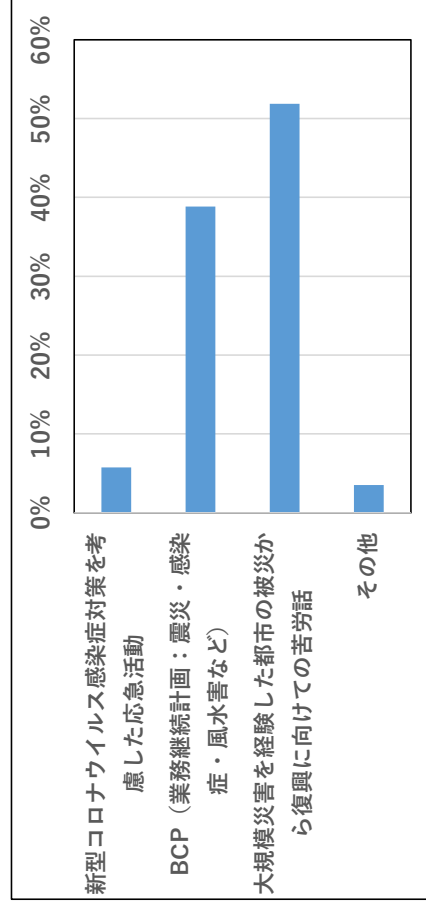


その他意見：地震防災における行動マニュアルの実践訓練

集合研修（座学）の需要が高い

Q 現在設けている研修項目以外にどんな話を聞いてみたいですか。
【複数回答可】

※現在設けている研修項目は、参考資料④等をご参照ください。



その他意見：洪水対応、停電時の対応、摂取制限、受援の際の受入体制
自組織のBCPとの比較 等

昨年と同様に被災から復興に向けての話への関心が高い

— 今年度の受付開始に係る案内（参考資料①）

令和8年6月1日から令和9年2月26日まで

- (1) 受付期間 令和8年6月1日から令和9年1月29日まで
 - (2) 派遣期間 令和9年2月26日まで
- ※ お申し込みは研修実施希望日の1か月前まで

本制度の認知度向上への取り組み

受講者への本制度の認知度向上および利用者増加のため、以下の取組へのご協力をお願いいたします

※全国の事業体に向けて周知をお願いいたします

①周知ビラの配布（各支部内の事業体や受講者）



→ 参考資料④-1

②講義時に制度概要説明（時間に余裕がある場合）

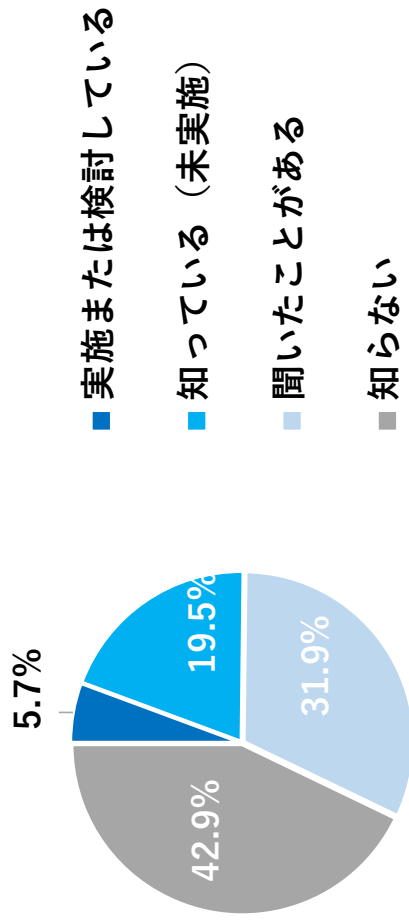


→ 参考資料④-2

| 昨年度のアナケート結果

中には課題の残るアンケート結果も・・・

Q 全国19大都市で構成する大都市水道局大規模災害対策検討会は、「南海トラフ巨大地震対策《全国的水道事業者体に向けた提言》」を公表しました。この「提言」を知っていますか。



約半数が「知らない」と回答
例年通り認知度の向上が課題...

南海トラフに係る提言の認知度向上への取り組み

「南海トラフ巨大地震対策〈全国の水道事業体に向けた提言〉」についても、認知度向上に向けた周知を進めていきます
※全国の事業体に向けて周知をお願いいたします

①周知ビラの配布（各支部内の事業体や受講者）



→ 参考資料⑤-1

②講義時に制度概要説明（時間に余裕がある場合）



→ 参考資料⑤-2

大都市水道局研修講師派遣制度の活用

最後に

- ・ 研修会等の実施後は、次年度の当制度の運営の参考とするため、参加者等に対してアンケートの実施をお願いいたします
- ・ 申込への対応について、参考資料の制度概要や運用フロー等に基づいた対応をお願いいたします
- ・ 最新の受付状況を研修会のHP（東京都水道局HP）で公表しているので、講師の派遣が決まったら、速やかに事務局までご連絡をお願いいたします
東京都水道局HP： https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/kentokai/haken_seido



〈お問い合わせ先〉

大都市水道局研修講師派遣制度 研修会事務局

神戸市水道局技術企画課

TEL：078-381-9586 メールアドレス：suido_gijutsukikaku@city.kobe.lg.jp

参考資料①

(公 印 省 略)
神水技第 122 号
令和 8 年 5 月 14 日

大都市水道事業管理者 各位

神戸市水道事業管理者
坂田 昭典

令和 8 年度大都市水道局研修講師派遣制度の受付開始について（通知）

先般御提出いただきました大都市水道局研修講師派遣制度の研修項目等の集約が完了しました。

つきましては、下記により講師派遣の受付を開始しますので、講師派遣を希望される水道事業体等から連絡がありましたら、御対応をよろしくお願いします。

なお、受付開始に先立って、全国の水道事業体等に対して周知を行いますことを申し添えます。

記

1 受付開始日 令和 8 年 6 月 1 日（月）

2 実施期間 令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで

3 申込みへの対応について

- (1) 添付の制度概要や運用フロー等にもとづいた対応をお願いします。
- (2) 最新の受付状況を公開する必要があるため、講師の派遣が決まりましたら、速やかに研修会事務局へ電話及びメールで連絡をお願いします。

4 送付資料

- ① 大都市水道局研修講師派遣制度運用内容
- ② 研修講師派遣制度運用フロー
- ③ 令和 8 年度『大都市水道局研修講師派遣制度』申込要領及び別紙
- ④ 研修メニュー一覧
- ⑤ 研修受講者アンケート

5 その他

- (1) 可能な都市は、自市ホームページに検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）へのリンク貼り付けをお願いします。
- (2) 不明な点等がございましたら、下記の研修会事務局まで御連絡ください。

大都市水道局大規模災害対策検討会
大都市水道局研修講師派遣制度 研修会事務局
神戸市水道局 技術企画課
担当：長尾、三浦
〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4番2号
神戸市水道局総合庁舎4階
[TEL] (078)381-9586 [FAX] (078)381-9576
[E-mail] suido_gijutsukikaku@city.kobe.lg.jp

大都市から災害対応力を学ぶ。

大都市水道局 研修講師派遣制度 を利用しませんか？

大都市水道局研修講師派遣制度とは？

全国の水道事業体を対象に、災害対応力の向上を目的として、大都市水道局の職員を研修講師として派遣する取り組みです。

職員研修、近隣市町村との合同研修会など
様々な場面でご活用いただけます！

実施期間

令和8年6月1日から令和9年2月26日まで

(1) 受付期間 令和8年6月1日から令和9年1月29日まで

(2) 派遣期間 令和9年2月26日まで

※ 研修実施希望日の1か月前までにお申し込みください。

研修メニューもいろいろ！

応急復旧活動



応急給水活動



訓練企画



フリープラン



などなど

！講師の派遣に係る旅費等の費用は、研修を主催する水道事業体等で負担していただきます。

研修申し込みなど詳しい情報はこちら！

大都市 講師派遣制度



https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidoigyo/kentokai/haken_seido



〈お問い合わせ先〉

大都市水道局研修講師派遣制度 研修会事務局
神戸市水道局 技術企画課

☎ 078-381-9586

✉ suido_gijutsukikaku@city.kobe.lg.jp

大都市から災害対応力を学ぶ。

大都市水道局研修講師派遣制度

研修会事務局

“大都市水道局研修講師派遣制度”とは？

1 | 制度の概要

全国の水道事業体を対象に、災害対応力の向上を目的として、被災地における応急対策活動等の経験者を中心に大都市水道局の職員を研修講師として派遣する取り組みです。

Web開催等の相談にも応じます



職員研修、近隣市町村との合同研修など様々な場面でご利用いただけます。

注) 原則、民間事業者への直接派遣は実施しません。申込は、水道事業体等に限定しております。

なお、水道事業体から委託を受けるなどにより水道事業に携わっている民間事業者が本制度に基づく研修会へ参加することは、講師派遣都市の了解のもと可能としますが、その場合は申込時に受講都市から講師派遣都市へ必ずお伝えください。

“大都市水道局研修講師派遣制度”とは？

2 | 研修メニュー

被災地における応急対策活動等の経験談を中心とした研修を実施しています。

研修項目	講義内容の一例
応急給水活動	(大阪市) 平成30年6月大阪北部地震における応急給水・現地調整活動
応急復旧活動	(熊本市) 平成28年熊本地震における応急復旧活動
訓練企画	(堺市) 受援都市が事前対策として準備すべきこと
フリープラン※	(東京都) 東京都水道局の災害時の受援体制について

※1 フリープランとは、申込者と研修内容を組み立てていくプランです。

他にも、様々な都市の研修内容からご希望の講義をお選びいただけます。

△講師派遣に係る旅費等の費用は、研修を主催する水道事業者で負担していただきます。

3 | 実施期間

令和8年6月1日から令和9年2月26日まで

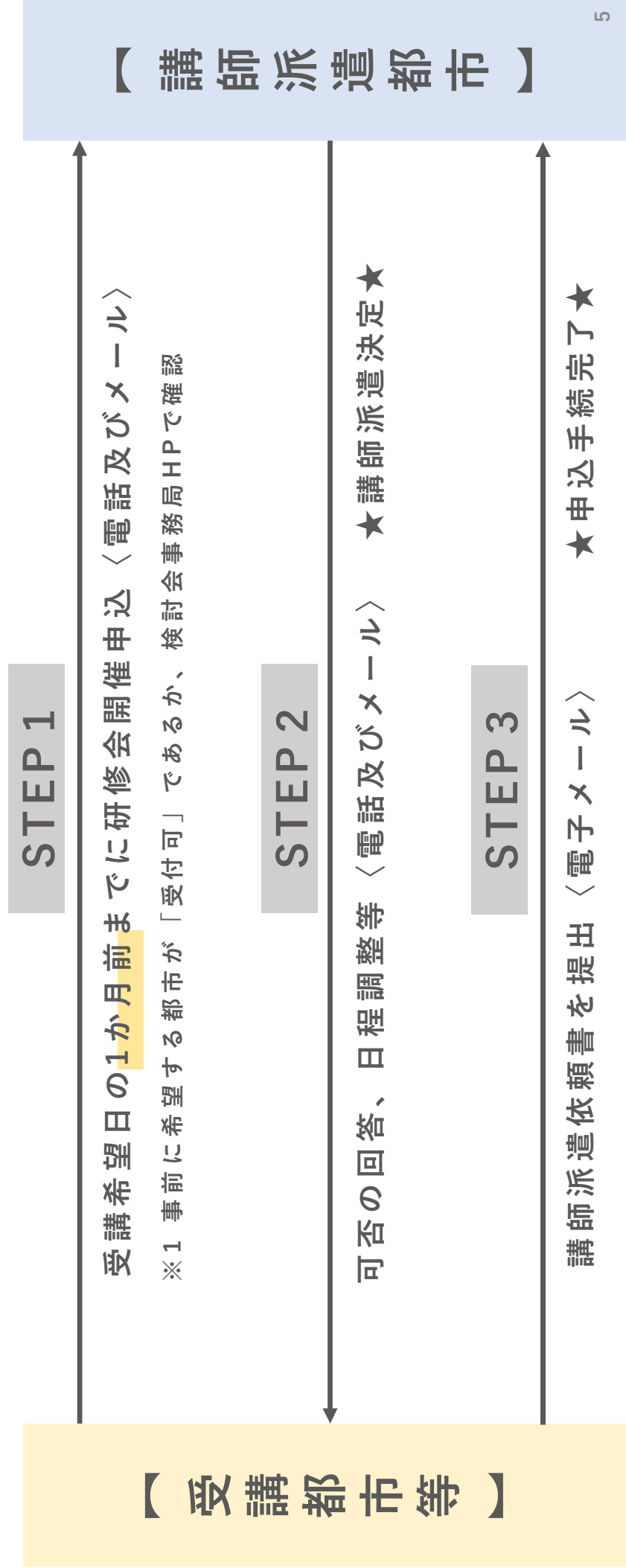
- (1) 受付期間 令和8年6月1日から令和9年1月29日まで
- (2) 派遣期間 令和9年2月26日まで

※ 研修実施希望日の1か月前までにお申し込みください

“大都市水道局研修講師派遣制度”とは？

研修会事務局

4 | 研修申し込み方法



“大都市水道局研修講師派遣制度”とは？

研修会事務局

4 | 研修申し込み方法



“大都市水道局研修講師派遣制度”とは？

5 | 詳細

申込要領や研修メニューの詳細い情報は、下記リンクからご覧いただけます。

大都市 講師派遣



https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suido_ojigyo/kentokai/haken_seido



〈お問い合わせ先〉

大都市水道局研修講師派遣制度 研修会事務局
神戸市水道局技術企画課

TEL : 078-381-9586 メールアドレス : suido_gijutsukikaku@city.kobe.lg.jp

“大都市水道局研修講師派遣制度”とは？ 研修会事務局

参考 | 令和8年度研修メニュー一覧

番号	都市名	研修項目	講義内容		所要時間
1	札幌市	被災地での現地調整活動	平成30年北海道胆振東部地震の自市における応急活動及び被災地域への支援活動		30分
2	札幌市	応急給水活動	能登半島地震における応援活動（応急給水及び応急復旧活動）		30分
3	札幌市	フリープラン	-		-
4	仙台市	被災地での現地調整活動	令和元年東日本台風（台風第19号）での現地調整活動		60分
5	仙台市	応急給水活動	東日本大震災における応急対策活動		60分
6	仙台市	フリープラン	フリープラン		60分
7	仙台市	その他	東日本大震災における災害エスノグラフィ調査を活用した災害対応力向上研修		90分
8	さいたま市	応急給水活動	令和6年能登半島地震における応援活動について		45分
9	東京都	南海トラフ緊急提言全般	令和2年1月に大都市水道局大規模災害対策検討会で作成した「南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた緊急提言》」（給水車の大量不足と迅速に救援体制を構築するための対策）の作成意義と各提案の内容、効果を説明		45分
10	東京都	訓練企画	訓練の年間計画の作成方法から個別の訓練の事例や準備の進め方等を東京都の実例を参考に説明		45分
11	東京都	フリープラン	-		-
12	川崎市	フリープラン	-		-
13	横浜市	フリープラン	-		-
14	新潟市	応急復旧活動（地震）（風水害）	令和5年1月寒波における本市の対応について		45分
15	静岡市	応急給水活動	令和8年2月に発生した静岡県東部における凍結に伴う断水に関連した先遣調査隊の活動について		60分
16	静岡市	フリープラン	-		-
17	浜松市	応急給水活動	過去の災害支援活動を踏まえ、今後の支援や受援活動に生かす教訓（応急給水）		60分
18	浜松市	応急給水活動	令和6年1月能登半島地震における応急給水活動及び派遣活動に伴う後方支援		30分
19	名古屋市	応急復旧活動（地震）	本市の水道事業における災害対応		60分
20	名古屋市	フリープラン	-		60分

“大都市水道局研修講師派遣制度”とは？ 研修会事務局

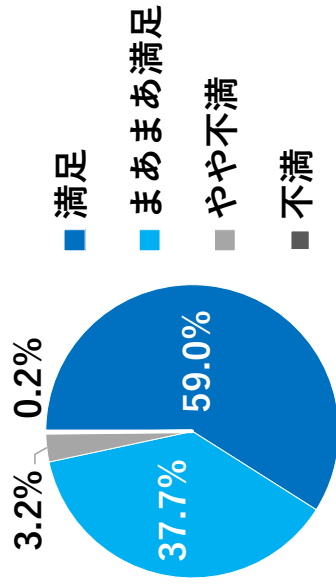
参考 | 令和8年度研修メニュー一覧

番号	都市名	研修項目	講義内容	所要時間
21	京都市	応急給水活動	平成28年度熊本地震における応援活動事例	60分
22	京都市	応急給水活動	平成30年7月豪雨災害の応援活動事例	60分
23	京都市	応急給水活動	令和6年能登半島地震における応援活動事例	60分
24	大阪市	応急復旧活動（地震）	平成28年熊本地震における応急給水活動・現地調整活動	60分
25	大阪市	応急復旧活動（地震）	平成30年6月大阪北部地震における応急給水・現地調整活動	60分
26	大阪市	応急復旧活動（地震）（風水害）	平成30年7月西日本豪雨における応急給水活動・現地調整活動	60分
27	堺市	訓練企画	受援都市が事前対策として準備すべきこと	45分
28	堺市	フリープラン	-	-
29	神戸市	応急給水活動	被災地に寄り添った応援給水活動～多くの応援活動を通して得た教訓～	60分
30	神戸市	災害対策マニュアル	危機管理対策マニュアルの策定～災害・事故等の発生への備え～	60分
31	神戸市	応急給水活動	令和6年度能登半島地震における応援活動について	60分
32	神戸市	応急給水活動	スマート応急給水！ローコードツールを活用した情報共有	30分
33	神戸市	フリープラン	-	-
34	岡山市	応急給水活動	能登半島地震における応急給水活動について	30分
35	岡山市	応急復旧活動（地震）	能登半島地震における応急復旧活動について	30分
36	広島市	応急復旧活動（地震）（風水害）	平成30年7月豪雨の対応について	60分
37	北九州市	応急給水活動及び応急復旧活動	令和6年1月能登半島地震被災地支援報告	45分
38	福岡市	応急復旧活動・求償費関係	令和6年能登半島地震における応急復旧活動および求償費について	30分
39	熊本市	応急復旧活動（地震）	平成28年熊本地震における応急復旧活動	60分

“大都市水道局研修講師派遣制度”とは？

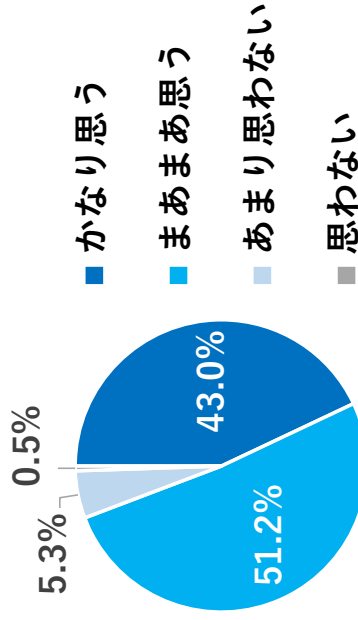
参考 | 昨年度のアンケート結果

Q 研修は満足のいくものでしたか。



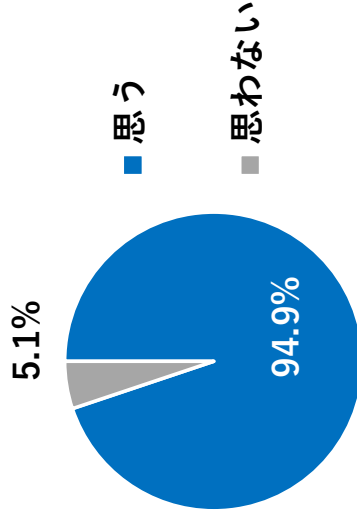
約97%の満足度を獲得

Q 今回の研修は、自事業体での災害対応力の向上につながると思えますか。



約94%が災害対応力向上
につながると認識

Q 再度、この研修制度を活用したいと思えますか。



約95%から再活用の声

知っていますか？

南海トラフ 巨大地震対策

— 《全国の水道事業体に向けた提言》 —

— 南海トラフ巨大地震に備えるために。 —

南海トラフ巨大地震・首都直下地震は、“深刻な被害”が想定されています。
本提言は、全国の水道事業体が 受援・応援の両面で迅速に動ける体制づくりを
支援するために提案されたものです。

大地震による2つの大きな課題

給水車の大幅不足（約3,000台）

- ・全国の給水車台数では災害初期の需要に対応できない可能性
- ・医療機関や避難所で断水が長期化する恐れ
- ・過剰要請や調整の混乱も発生

超広域同時被災による救援体制

- ・関東～九州まで多数の都市が同時に被災
- ・被災事業体は初動対応で手が回らず、応援要請が遅れる

一部をご紹介します！

本提言のポイントとなる23の対策

対策 応急給水を要請した病院の
給水優先順位の決定



効果 応急給水に要するリソースの集中化、
応急給水の迅速化に繋げる！

対策 大規模災害の発生に備え、
派遣体制の事前リスト化



効果 調整に要する時間の短縮が図られ、
迅速に被災地に応援隊を派遣できる！

水道事業体のみなさまへ

南海トラフ巨大地震や首都直下地震は、
全国の水道事業体が協力しなければ乗り越えられない“国難級”の災害です。
本提言を参考に、受援・応援の両面から災害対策の強化に共に取り組んでいきましょう。

https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/kentokai/haken_seido

詳しくはこちらから！

南海トラフ 水道提言



南海トラフ巨大地震対策

《全国の水道事業体に向けた提言》

研修会事務局

1 | 提言の概要

一 南海トラフ・首都直下地震に備えるために。一

南海トラフ巨大地震・首都直下地震は、“深刻な被害”が想定されています。大都市水道局大規模災害対策検討会では、「給水車の大量不足への対応」と「迅速な救援体制の構築」を重点課題として、2年間にわたり検討を行いました。

本提言は、全国の水道事業体が共通して直面する課題に対し、応急給水および救援活動を円滑に実施するための対策を整理し、

23の具体的な対策として取りまとめたものです。

2 | 大地震による2つの大きな課題



1—給水車の大幅不足（約3000台）

- ・南海トラフ巨大地震では、約3,000台の給水車が不足する見込み
- ・全国の811の水道事業体が参加した全国規模の訓練でも、給水車の要請台数が保有台数を超過した
- ・断水の長期化により、人命への重大な影響（医療・熱中症等）のおそれ



2—超広域同時被災による救援体制

- ・関東～九州まで多数の都市が同時に被災
- ・被災水道事業体は初動対応（被害把握・応急給水・住民対応）で逼迫し、応援要請の遅れや負担増が発生する可能性



3 | 本提言のポイントとなる“23の対策”

本提言では、給水車の大幅不足と迅速な救援体制構築の2つの課題に対応するため、**23の具体的な対策**を整理しています。



その他にも大規模災害への対策として活用可能なものが多数あります！
受援・応援のそれぞれの立場から本書を参考にいただければと思います。

4 | 水道事業体のみなさまへ

南海トラフ巨大地震や首都直下地震は、

全国の水道事業体が協力しなければ

乗り越えられない“**国難級**”の災害です。

受援・応援のそれぞれの立場から本書を参考にしていいただき、

共に大規模災害対策の強化に取り組んでいきましょう。



南海トラフ巨大地震対策 《全国の水道事業体に向けた提言》

研修会事務局

5 | 詳しくは

その他の取り組みや、詳しい情報は下記リンクからご覧ください。

南海トラフ 水道提言



[https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/
kentokai/haken seido](https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/kentokai/haken_seido)



南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた提言》

6 | 参考資料

課題Ⅰ 給水車の大量不足への対策

分類		提案	提案名
分類 1	水道事業体の給水車活用	1	南海トラフ巨大地震発生時における給水車要請ルールを新設し、限られた給水車を有効活用
		2	南海トラフ巨大地震発生時の給水車不足台数を試算し、給水車の過剰要請の抑制などの対策につなげる
		3	全国の給水車保有数の維持・拡大と厳冬の給水車による応急給水対策
		4	運転要員の確保と活用
		5	南海トラフ巨大地震発生時の最大限の給水車派遣を求められる事態を想定した特別な応援体制等を平時から検討
分類 2	民間・自衛隊の給水車等の活用	6	民間タンクローリーの活用
		7	自衛隊給水車や海上保安庁船舶の支援活動を円滑に受けるために情報共有等を実施
分類 3	給水車活用に係る間接的な対策	8	給水車の活動ロスを低減して有効活用する事例
		9	給水車を代替する事例
		10	早期復旧のための平時の備えと発災時の対応
分類 4	給水車必要台数を減少させる対策	11	給水車を使用しない応急給水場所の整備事例
		12	住民への働きかけ
分類 5	医療機関への働きかけ・応急給水対策	13	医療機関への働きかけ
		14	大量の水を必要とする医療機関への応急給水対策

南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業体に向けた提言》

6 | 参考資料

課題Ⅱ 迅速に救援体制を構築するための対策

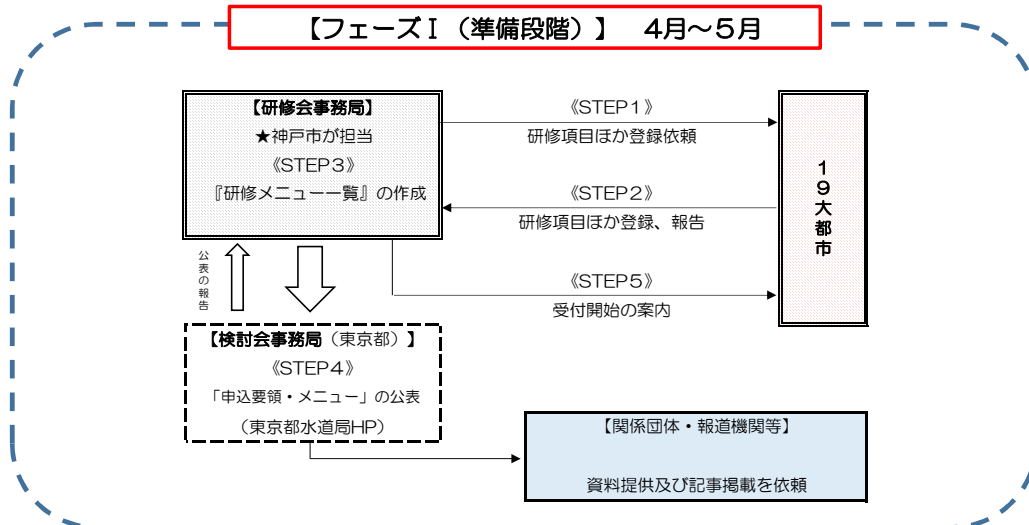
分類		提案	提案名
分類 1	南海トラフ巨大地震発生時の救援体制の設定	15	南海トラフ巨大地震発生後いち早く被災地に入り情報収集と応援調整活動を行う現地調整役をあらかじめ設定
		16	南海トラフ巨大地震発生時の地方支部長または県支部長代行をあらかじめ設定
		17	南海トラフ巨大地震発生時の給水車受援モデルを作成し、救援体制を想定
		18	複数の応援隊の調整を行う「幹事応援水道事業体」を活用することで、効率的な応援活動につなげる
分類 2	被災地における救援体制の早期立上げ	19	派遣体制の事前リスト化
		20	応援隊が被災地に早期到着するための平時の備え
		21	情報収集の効率化
		22	応援活動を効率的に行うための情報共有ツール等の事例
		23	大都市水道局研修講師派遣制度の新設により水道界全体の災害対応力の向上に寄与

大都市水道局研修講師派遣制度 運用内容															
1 年間実施回数 (上限回数)	(1) 年間1都市2回を基本とする。 (2) 上限回数は設けず、講師派遣都市の判断による。														
2 研修内容	(1) 被災地における応急対策活動等の経験談を中心とした研修を実施 (2) 各都市が講師派遣可能な項目を下記の項目から選択し、具体的な講義内容を登録 【研修項目】 <table border="0"> <tr> <td>①被災地での現地調整活動</td><td>②応急給水活動</td></tr> <tr> <td>③応急復旧活動（地震）</td><td>④応急復旧活動（風水害）</td></tr> <tr> <td>⑤火山対応</td><td>⑥災害査定</td></tr> <tr> <td>⑦求償費関係</td><td>⑧南海トラフ緊急提言全般</td></tr> <tr> <td>⑨訓練企画</td><td>⑩風水害対策</td></tr> <tr> <td>⑪職員の防災意識向上の取組</td><td>⑫災害対策マニュアル</td></tr> <tr> <td>⑬その他</td><td>⑭フリープラン</td></tr> </table> ※フリープランとは ア) 申込者との対話で研修内容を組み立てていくプラン イ) 研修メニュー登録時に募集し、希望する都市のみがエントリー ウ) 都市間でスキルアップのために実施する研修（①～⑨以外の災害に関する研修テーマ） (3) 研修会事務局が集約して『研修メニュー一覧』を作成、公表 ※1 『研修メニュー一覧』は毎年度当初に更新（年度更新） ※2 研修項目及び講義内容は随時変更可（変更する場合は研修会事務局へ連絡） (4) 受講を希望する全国の水道事業体等（日水協関係の講習会を含む。）は、『研修メニュー一覧』から希望する研修を選んで申し込み	①被災地での現地調整活動	②応急給水活動	③応急復旧活動（地震）	④応急復旧活動（風水害）	⑤火山対応	⑥災害査定	⑦求償費関係	⑧南海トラフ緊急提言全般	⑨訓練企画	⑩風水害対策	⑪職員の防災意識向上の取組	⑫災害対策マニュアル	⑬その他	⑭フリープラン
①被災地での現地調整活動	②応急給水活動														
③応急復旧活動（地震）	④応急復旧活動（風水害）														
⑤火山対応	⑥災害査定														
⑦求償費関係	⑧南海トラフ緊急提言全般														
⑨訓練企画	⑩風水害対策														
⑪職員の防災意識向上の取組	⑫災害対策マニュアル														
⑬その他	⑭フリープラン														
3 研修講師選出	(1) 事務局に提出した研修項目及び講義内容について予め講師候補者を選出 (2) 講師派遣依頼を受けた都市は、講師候補者と日程調整を行い、派遣する講師を決定														
4 講師派遣体制	(1) 派遣する講師は、原則2人まで ※研修を主催する水道事業体等との協議により3人以上の講師派遣を行う場合には、特に講師派遣費用の負担について、すべて研修を主催する水道事業体等の負担となることを申込受付時に十分に説明してください。 (2) 各都市の判断により補助員を同行させることは可 (3) 補助員の派遣に係る費用は、講師派遣都市が負担														
5 研修資料	(1) 講師派遣都市が準備 (2) 可能な限り既存の資料を活用														
6 講師派遣費用の取扱い	(1) 講師派遣に要する経費は、派遣人数にかかわらず研修受講側が負担 (2) 対象となる費用は旅費、日当、宿泊費（前泊or後泊が認められる場合） (3) 19大都市間での派遣、全国の水道事業体等（日水協関係の講習会を含む。）への派遣を問わず、講師派遣が決定した後に、派遣側と受講側の協議により対象経費、金額、支払方法・時期等を決定する。 (4) 受講都市等から講師への謝礼金は、不要														
7 研修を主催する水道事業体等の事務	(1) プロジェクター等の機材の準備、研修資料の印刷ほかの研修開催に必要な準備 (2) アンケート結果を集計して講師派遣都市へ集計データを送付（アンケート用紙は集計後廃棄）														
8 講師派遣都市の事務	(1) 講師派遣依頼・報告書に必要事項を入力 (2) 研修受講者アンケートの実施（紙配布） (3) 講師派遣依頼・報告書、アンケート集計結果を研修会事務局へ送付														
9 研修会事務局の事務	(1) 講師派遣都市から送付された研修受講者アンケートの年間集計及び保存 (2) 当年度の第2回検討会で、研修受講者アンケートの集計結果（12月末時点）を報告 (3) 翌年度の第1回検討会で、前年度の実施内容を報告														

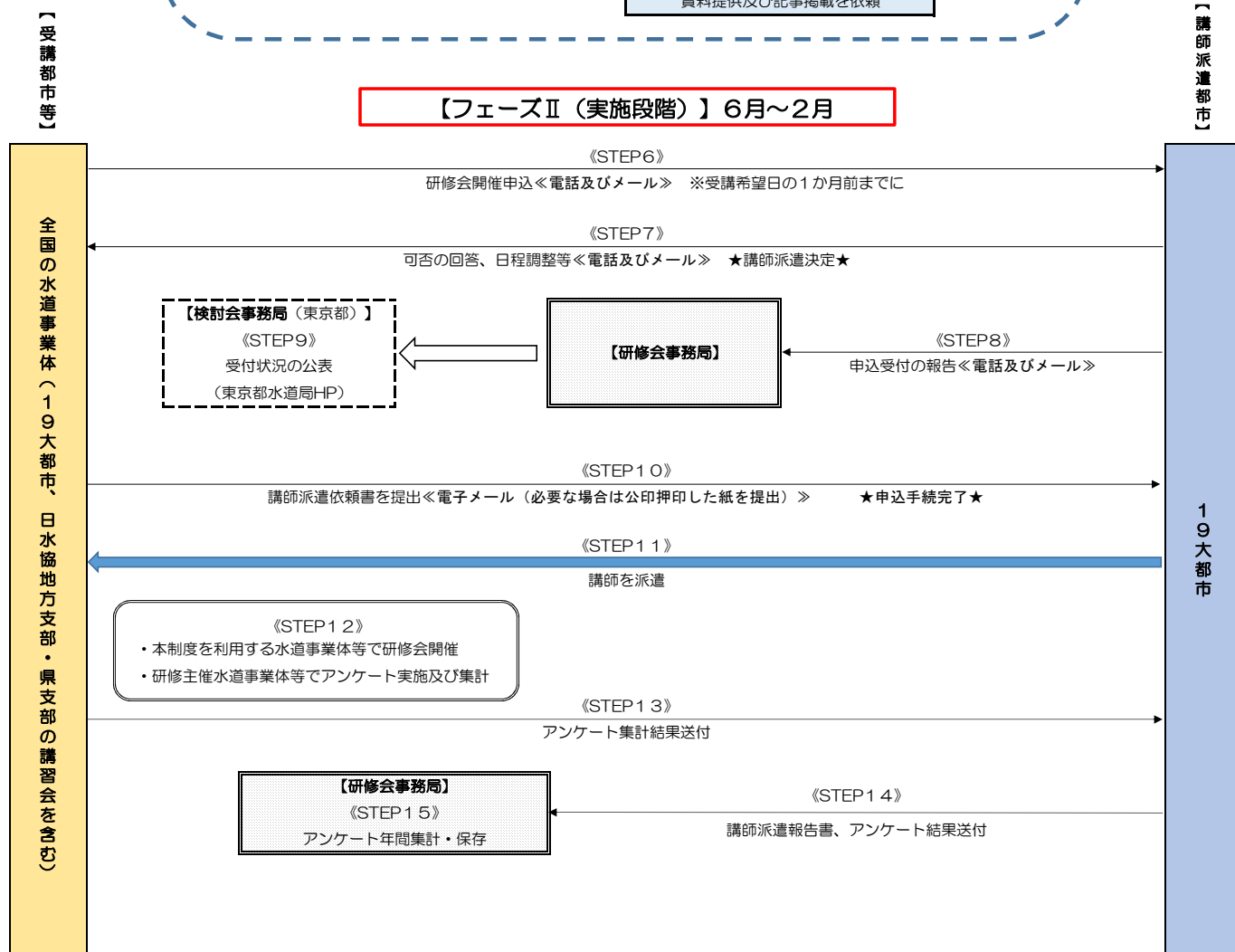
10 研修の開催方法	(1) 「講師派遣」を基本とするが、Webや動画形式での開催も行う。 ※1 本制度の利用を希望する水道事業者等は、講師派遣依頼・報告書に必要事項を記入 ※2 Web開催に係る事前調整は、原則として受講都市が主導して行うこととする。 (2) 講師派遣側と受講都市側の協議により決定する。
11 民間事業者の 研修会への派遣	(1) 原則、民間事業者への直接派遣は実施しない。申込は、水道事業者等に限定する。 (2) 本制度の利用を希望する水道事業者等には、申込時に民間事業者の聴講有無の申告を義務付ける。 ※1 申込要領の「10 利用上の留意事項 (5) その他」で周知 ※2 本制度の利用を希望する水道事業者等は、講師派遣依頼・報告書に必要事項を入力
12 研修申込の流れ 【参考】 研修講師派遣制度 運用フロー	(1) 本制度の利用を希望する都市等は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）で最新の受付状況を確認【必須】 ※申込要領で周知 (2) 本制度の利用を希望する水道事業者等は、講師派遣を希望する都市へ直接申し込み【電話及びメール】 ※1 申込みは、受講希望日の1か月前までとする。 ※2 研修時間の標準的な目安を「1～2時間程度」とする。 ※3 同一都市への複数講座の申込可（講師派遣都市と要相談） ※4 複数都市への申込は可能 (3) 講師派遣要請を受けた大都市は、最新の受付状況を確認のうえ申込者へ可否の回答【電話及びメール】 ※1 申込みは、先着順に受付 ※2 講師派遣要請を受けた大都市は、業務都合等により断ることは可 ※3 職員派遣のために公印が押印された講師派遣依頼書が必要な場合は、申込者へ依頼 (4) 講師派遣を受諾した大都市は、速やかに研修会事務局へ報告【電話及びメール】 (5) 報告を受けた研修会事務局は、検討会事務局（東京都水道局）へ最新の受付状況を連絡 (6) 研修会事務局から報告を受けた検討会事務局（東京都水道局）は、最新の受付情報をホームページで公表 ※(4)～(6)は、次の申込受付時に必要な情報となるため迅速な対応が必要

《研修講師派遣制度 運用フロー》

【フェーズⅠ（準備段階）】 4月～5月



【フェーズⅡ（実施段階）】 6月～2月



講師派遣費用の対象経費、金額、支払方法・時期等は、派遣側と受講側の協議により決定

令和8年度『大都市水道局研修講師派遣制度』申込要領

本制度の主旨を御確認のうえ奮って御利用ください。なお、本制度の御利用に当たっては下記事項に御留意ください。

1 制度の概要

この制度は全国の水道事業体等（日水協本部・支部主催の研修会を含む。）を対象とし、災害対応力の向上を図ることを目的に、被災地における応急対策活動等の経験者を中心に大都市水道局の職員を研修講師として派遣するものです。

※ Web開催等の相談にも応じますが、PC環境等の事情により御希望に添えない場合があります。

2 実施期間

令和8年6月1日から令和9年2月26日まで

(1) 受付期間 令和8年6月1日から令和8年1月29日まで

(2) 派遣期間 令和9年2月26日まで

※ 研修実施希望日の1か月前までにお申し込みください。

3 研修内容

- (1) 被災地における応急対策活動等の経験談を中心とした研修を実施します。
- (2) 各講師派遣都市が事前に登録した研修を『研修メニュー一覧』として整理しています。
- (3) 『研修メニュー一覧』から御希望の研修を選択していただきます。
- (4) 研修は、下記の14項目から構成されています。

ただし、講師派遣都市側の状況により実施していない研修メニューがある場合があります。

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| ①被災地での現地調整活動 | ②応急給水活動 | ③応急復旧活動（地震） |
| ④応急復旧活動（風水害） | ⑤火山対応 | ⑥災害査定 |
| ⑦求償費関係 | ⑧南海トラフ緊急提言※全般 | |
| ⑨訓練企画 | ⑩風水害対策 | ⑪職員の防災意識向上の取組 |
| ⑫災害対策マニュアル | ⑬フリープラン | ⑭その他 |

※ 『南海トラフ緊急提言』は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）に掲載されています。「5 検討会事務局ホームページについて」を御覧ください。

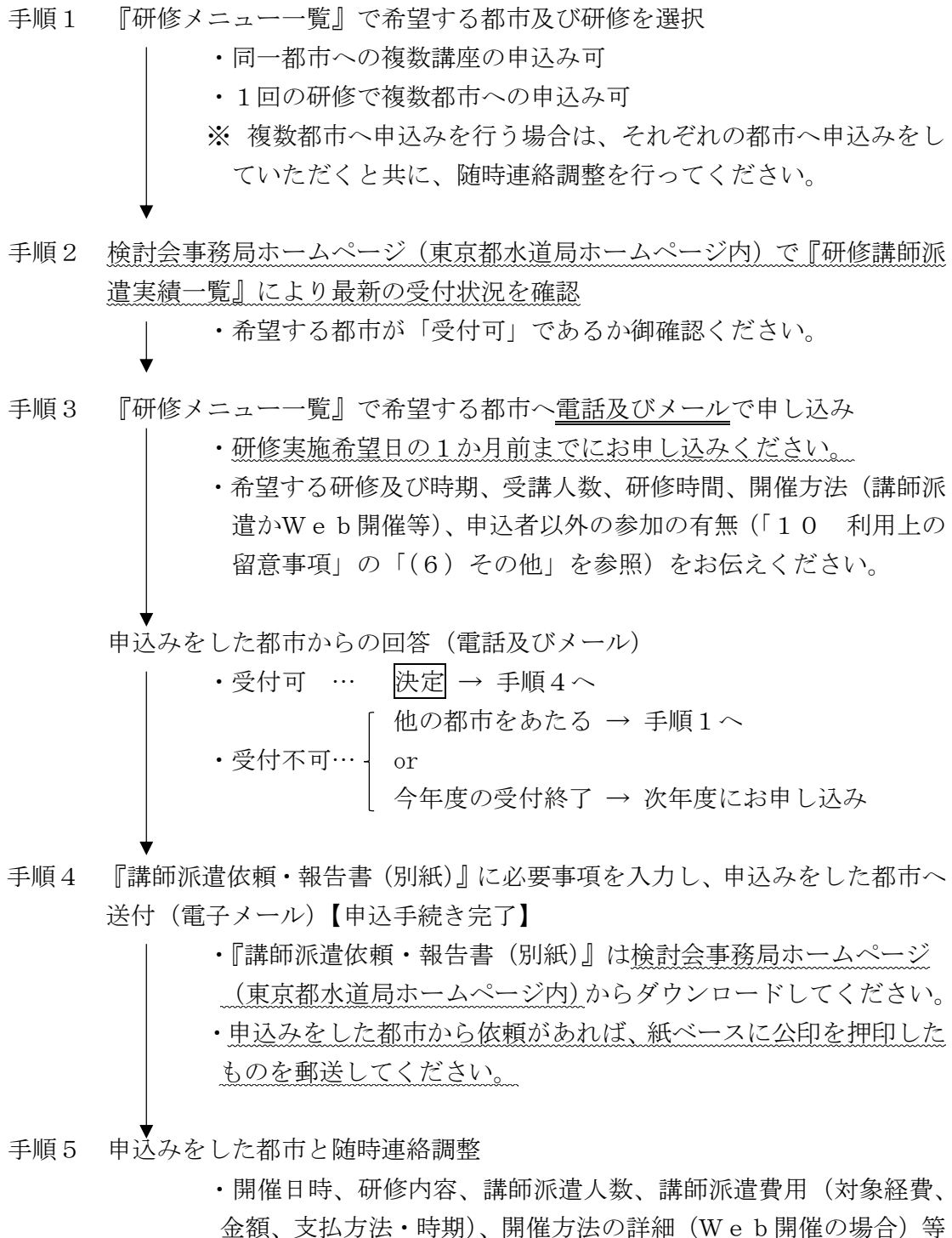
(5) フリープランとは

申込者との対話で研修内容を組み立てていくプランです。ただし、災害に関する内容に限ります。

※ このプランは、一部の都市が対応可能です。

対象都市を『研修メニュー一覧』で御確認のうえお申し込みください。

4 申込方法



5 検討会事務局ホームページについて

研修の最新受付状況、『講師派遣依頼・報告書（別紙）』（記入例を含む）、南海トラフ緊急提言は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）で公開されています。下記URLを御利用ください。

URL : <https://www.waterworks.metro.tokyo.lg.jp/suidojigyo/kentokai/>

6 実施回数

1 都市 2 回程度研修講師を派遣します。(申込みは先着順に受付)

各都市の講師派遣可能回数は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）に掲載の『研修講師派遣実績一覧』で御確認ください。

7 研修開催方法

- (1) 「講師派遣」を基本としますが、Web開催等も選択可能としています。
- (2) Web開催の場合に使用するアプリ（Zoom、Teams等）や実施方法の詳細については、講師派遣都市と御相談のうえ、原則として受講都市が事前調整を行ってください。
- (3) 講師派遣都市と受講都市のPC環境等により、御希望に添えない場合があることを御了承ください。
- (4) 最終的には、講師派遣側と受講都市の協議により決定させていただきます。

8 研修時間

申込みをする際には、研修時間 1 ～ 2 時間程度を目安にお申し込み下さい。
ただし、あくまでも目安であり、講師派遣都市と御相談ください。講師派遣都市の了解のもとで研修講師を派遣いたします。

9 実施の可否

次の場合には、申込みをいただいてもお断りさせていただく場合がありますので、御了承ください。

- ① 実施回数が上限回数に達した場合
- ② 希望の時期に講師を派遣できない場合
- ③ 希望の内容に沿えない場合
- ④ その他の事情により講師派遣都市が訪問できないと判断した場合

10 利用上の留意事項

(1) 研修会場

研修を開催する会場は、受講都市等で用意していただきます。また、プロジェクター等の機材の準備、研修資料の印刷ほかの研修開催に必要な準備の対応をお願いすることがあります。詳しくは、講師派遣都市に御確認ください。

(2) 講師派遣費用

講師の派遣に係る旅費等の費用（遠方から講師を派遣する場合は宿泊費を含む場合があります。）は、研修を主催する水道事業体等で負担していただきます。申し込み時に派遣講師の人数、宿泊の有無等を講師派遣都市に御確認ください。なお、講師の宿泊場所は講師派遣都市が手配します。

また、研修を主催する水道事業体等の負担額、支払方法・時期等については、講師派遣決定後に講師派遣都市と研修を主催する水道事業体等の協議により決定されることになります。

(3) 講師への謝礼金

本制度は水道界の災害対応力の向上を目的としているため不要です。

(4) 研修受講者アンケート

研修終了後2週間以内に、研修受講者アンケートをとりまとめ、『アンケート集計表』に入力し、講師派遣都市に電子メールで送信してください。

集計様式は、検討会事務局ホームページ（東京都水道局ホームページ内）からダウンロードしてください。

なお、集計完了後のアンケート用紙は、廃棄していただいて結構です。

(5) その他

職員研修、近隣市町村との合同研修会など、様々な場面で活用していただければ幸いです。なお、水道事業体から委託を受けるなどにより水道事業に携わっている民間事業者が本制度に基づく研修会へ参加することは、講師派遣都市の了解のもと可能としますが、その場合は申込時（「4 申込方法」の手順3）に受講都市から講師派遣都市へ必ずお伝えください。

【お問い合わせ先】

大都市水道局大規模災害対策検討会

大都市水道局研修講師派遣制度 研修会事務局

神戸市水道局 技術企画課

電話 078 - 381 - 9586 担当：長尾、三浦

令和7年度 大都市水道局研修講師派遣制度 講師派遣(依頼・報告)書

令和 年 月 日

□□市水道事業管理者

□□ □□ 様

〇〇市水道事業管理者

〇 〇 〇 〇

下記により、貴所属職員を研修講師として派遣していただきますようお願いいたします。

	項 目	記 入 欄
講師派遣依頼内容 (受講都市等記入)	申 込 者	〇〇市水道局
	担当者所属・氏名	〇〇市水道局総務部企画総務課 水道 太郎
	TEL ・ FAX	TEL:000-000-0000 FAX:001-001-0001
	メー ル ア ド レ ス	soumu@water.・・・jp
	依 頼 先	□□市水道局
	開 催 日 時	令和7年7月7日(月) 13時～15時
	開 催 場 所	〇〇市〇〇町一丁目1-1 〇〇市水道局 6階 多目的ホール
	開 催 方 法 (該 当 に 〇)	講師派遣 ・ Web開催等
	受 講 予 定 者 数	30名
	民間事業者の参加の有無	(有) 〇〇△△(株)) ・ 無
	研 修 項 目	①災害査定 ②応急復旧活動(地震)
	講 義 内 容	①□□地震における災害査定を踏まえた復旧方針の考え方 ②□□地震における応急復旧活動について
	備 考	災害対応研修として開催します。
実施報告書 (講師派遣都市記入)	派 遣 講 師	① ② ③
	受 講 人 数 ・ 時 間	
	備 考	

令和8年度大都市水道局研修講師派遣制度 《研修メニュー一覧》

番号	都市名	研修項目	講義内容	所要時間	担当課	担当者	電話番号	メールアドレス
1	札幌市	被災地での現地調整活動	平成30年北海道胆振東部地震の自市における応急活動及び被災地域への支援活動	30分	水道局給水部 技術管理・危機対策担当課	斗内	011-211-7015	wb.kikikanri@city.sapporo.jp
2	札幌市	応急給水活動	能登半島地震における応援活動（応急給水及び応急復旧活動）	30分	水道局給水部 技術管理・危機対策担当課	斗内	011-211-7015	wb.kikikanri@city.sapporo.jp
3	札幌市	フリープラン	-	-	水道局給水部 技術管理・危機対策担当課	斗内	011-211-7015	wb.kikikanri@city.sapporo.jp
4	仙台市	被災地での現地調整活動	令和元年東日本台風（台風第19号）での現地調整活動	60分	水道局 水道危機管理室	髙橋	022-304-0099	su073100@city.sendai.jp
5	仙台市	応急給水活動	東日本大震災における応急対策活動	60分	水道局 水道危機管理室	髙橋	022-304-0099	su073100@city.sendai.jp
6	仙台市	フリープラン	フリープラン	60分	水道局 水道危機管理室	髙橋	022-304-0099	su073100@city.sendai.jp
7	仙台市	その他	東日本大震災における災害レスポンスグラフィ調査を活用した災害対応力向上研修	90分	水道局 水道危機管理室	髙橋	022-304-0099	su073100@city.sendai.jp
8	さいたま市	応急給水活動	令和6年能登半島地震における応援活動について	45分	水道局業務部水道総務課	神田・押田	048-714-3182	suido-somu@city.saitama.lg.jp
9	東京都	南海トラフ緊急提言全段	令和2年1月に大都市水道局大規模災害対策検討会で作成した「南海トラフ巨大地震対策《全国の水道事業者に向けた緊急提言》」（給水車の大量不足と迅速に救援体制を構築するための対策）の作成意義と各提案の内容、効果を説明	45分	水道局総務部総務課	外川・花輪	(公用スマホ) 03-5000-0749、 03-5000-0754 (担当外線) 03-5320-6313	S3000002@section.metro.tokyo.jp
10	東京都	訓練企画	訓練の年間計画の作成方法から個別の訓練の事例や準備の進め方等を東京都の実例を参考に説明	45分	水道局総務部総務課	外川・花輪	(公用スマホ) 03-5000-0749、 03-5000-0754 (担当外線) 03-5320-6313	S3000002@section.metro.tokyo.jp
11	東京都	フリープラン	-	-	水道局総務部総務課	外川・花輪	(公用スマホ) 03-5000-0749、 03-5000-0754 (担当外線) 03-5320-6313	S3000002@section.metro.tokyo.jp
12	川崎市	フリープラン	-	-	上下水道局水道管理課	吉田	044-200-3150	80kkanri@city.kawasaki.jp
13	横浜市	フリープラン	-	-	水道局総務課	中村	045-671-3106	su-kiki@city.yokohama.lg.jp
14	新潟市	応急復旧活動（風水害）	令和5年1月寒波における本市の対応について	45分	技術部計画課	小島	025-232-7332	keikaku.ws@city.niigata.lg.jp
15	静岡市	応急給水活動	令和8年2月に発生した静岡県西部における凍結に伴う断水に関連した先遣調査隊の活動について	60分	静岡市上下水道局 上下水道経営企画課	阿部	054-270-9119	suidou-keiei@city.shizuoka.lg.jp
16	静岡市	フリープラン	-	-	静岡市上下水道局 上下水道経営企画課	阿部	054-270-9119	suidou-keiei@city.shizuoka.lg.jp

番号	都市名	研修項目	講義内容	所要時間	担当課	担当者	電話番号	メールアドレス
17	浜松市	応急給水活動	過去の災害支援活動を踏まえ、今後の支援や 受援活動に生かす教訓（応急給水）	60分	上下水道部総務課	野口	053-474-7011	suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp
18	浜松市	応急給水活動	令和6年1月能登半島地震における応急給水活 動及び派遣活動に伴う後方支援	30分	上下水道部総務課	野口	053-474-7011	suidow-s@city.hamamatsu.shizuoka.jp
19	名古屋	応急復旧活動（地震）	本市の水道事業における災害対応	60分	上下水道局総務部防災課	青	052-972-3658	bosai@jogesuido.city.nagoya.lg.jp
20	名古屋市	フリープラン	-	60分	上下水道局総務部防災課	青	052-972-3658	bosai@jogesuido.city.nagoya.lg.jp
21	京都市	応急給水活動	平成28年度熊本地震における応援活動事例	60分	上下水道局総務部総務課	古田・木村（太）・ 木村（大）	075-672-3133	soumu.sumito@suido.city.kyoto.lg.jp
22	京都市	応急給水活動	平成30年7月豪雨災害の応援活動事例	60分	上下水道局総務部総務課	古田・木村（太）・ 木村（大）	075-672-3133	soumu.sumito@suido.city.kyoto.lg.jp
23	京都市	応急給水活動	令和6年能登半島地震における応援活動事例	60分	上下水道局総務部総務課	古田・木村（太）・ 木村（大）	075-672-3133	soumu.sumito@suido.city.kyoto.lg.jp
24	大阪市	応急復旧活動（地震）	平成28年熊本地震における応急給水活動・ 現地調整活動	60分	水道局工務部計画課（危機管理）	大西・三浦	06-6616-5513	kikikanri@suido.city.osaka.lg.jp
25	大阪市	応急復旧活動（地震）	平成30年6月大阪北部地震における応急給 水・現地調整活動	60分	水道局工務部計画課（危機管理）	大西・三浦	06-6616-5513	kikikanri@suido.city.osaka.lg.jp
26	大阪市	応急復旧活動（風水害）	平成30年7月西日本豪雨における応急給水活 動・現地調整活動	60分	水道局工務部計画課（危機管理）	大西・三浦	06-6616-5513	kikikanri@suido.city.osaka.lg.jp
27	堺市	訓練企画	支援都市が事前対策として準備すべきこと	45分	上下水道局 経営企画室 危機管理・広報広聴担当	宮本・菅	072-250-9208	jougekiki@city.sakai.lg.jp
28	堺市	フリープラン	-	-	上下水道局経営企画室 危機管理・広報広聴グループ	宮本・菅	072-250-9208	jougekiki@city.sakai.lg.jp
29	神戸市	応急給水活動	被災地に寄り添った応援給水活動 ～多くの応援活動を通して得た教訓～	60分	水道局技術企画課	長尾・三浦	078-381-9586	suido_gjutsukikaku@city.kobe.lg.jp
30	神戸市	災害対策マニュアル	危機管理対策マニュアルの策定 ～災害・事故等の発生への備え～	60分	水道局技術企画課	長尾・三浦	078-381-9586	suido_gjutsukikaku@city.kobe.lg.jp
31	神戸市	応急給水活動	令和6年度能登半島地震における応援活動に ついて	60分	水道局技術企画課	長尾・三浦	078-381-9586	suido_gjutsukikaku@city.kobe.lg.jp
32	神戸市	応急給水活動	スマート応急給水！ローコードツールを活用 した情報共有	30分	水道局技術企画課	長尾・三浦	078-381-9586	suido_gjutsukikaku@city.kobe.lg.jp
33	神戸市	フリープラン	-	-	水道局技術企画課	長尾・三浦	078-381-9586	suido_gjutsukikaku@city.kobe.lg.jp
34	岡山市	応急給水活動	能登半島地震における応急給水活動について	30分	水道局総務部企画総務課	安田	086-234-5906	soumu@water.okayama.okayama.jp
35	岡山市	応急復旧活動（地震）	能登半島地震における応急復旧活動について	30分	水道局総務部企画総務課	安田	086-234-5906	soumu@water.okayama.okayama.jp
36	広島市	応急復旧活動（風水害）	平成30年7月豪雨の対応について	60分	水道局企画総務課	渡邊	082-209-6810	kikakusomu@city.hiroshima.lg.jp
37	北九州市	応急給水活動及び応急復旧 活動	令和6年1月能登半島地震被災地支援報告	45分	上下水道局総務企画課	橘舎・機部	093-528-3131	sui-soumu@city.kitakyushu.lg.jp
38	福岡市	応急復旧活動・求償費関係	令和6年能登半島地震における応急復旧 活動および求償費について	30分	水道局保全調整課	村田・内田	092-483-3153	murata.g01@city.fukuoka.lg.jp
39	熊本市	応急復旧活動（地震）	平成28年熊本地震における応急復旧活動	60分	上下水道局総務課	田代	096-384-4142	suidousoumu@city.kumamoto.lg.jp

令和8年度研修講師派遣制度 研修受講者アンケート

研修講師派遣制度を利用いただき、ありがとうございました。

本制度を、より良いものとするために、アンケートへの協力をお願いします。

回答にあたっては、率直なご意見ををお願いします。

Q1 年齢、職種、水道実務経験年数を教えてください。

・年齢

①10～20代 ②30代 ③40代 ④50代以上

・職種

①事務 ②技術（土木） ③技術（土木以外）

・水道実務経験年数

（1 2か月未満の端数は切り捨て）

年

Q2 研修は満足のいくものでしたか。

①満足 ②まあまあ満足 ③やや不満 ④不満

※①・②の方 ⇒ Q4へ

③・④の方 ⇒ Q3へ

Q3 なぜ、そう思いましたか。【Q2で③・④の方】

①自分が担当している仕事には役に立たない

②内容が難しくわからない

③大都市と自事業体では果たすべき役割が異なるため参考にならない

（受講都市等に合わせた内容とすべき）

④その他

Q4 印象に残ったことを教えてください。

Q5 本研修の実施方法等について、今後、ご希望する方法等をお答えください。

①集合研修（座学）

②集合研修（実技）

③集合研修（ディスカッション）

④WEBセミナー等オンライン研修

⑤その他（ex.演習問題等、ご希望する内容をご記入ください。）

Q6 今回の研修は、自事業体での災害対応力の向上につながるといいますか。

- ①かなり思う
- ②まあまあ思う
- ③あまり思わない
- ④思わない

Q7 この研修では、下記の12の研修項目を設けています。

これ以外に、どんな話を聞いてみたいと思いますか。

【現在設定している研修項目】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| (1)被災地での現地調整活動 | (2) 応急給水活動 |
| (3) 応急復旧活動（地震） | (4) 応急復旧活動（風水害） |
| (5) 火山対応 | (6) 災害査定 |
| (7) 求償費関係 | (8) 南海トラフ提言全般 |
| (9) 訓練企画 | (10) 風水害対策 |
| (11) 職員の防災意識向上の取組 | (12) 災害対策マニュアル |

※ここからが選択肢です。最も聞いてみたい内容を1つ選択してください。

- ①新型コロナウイルス感染症対策を考慮した応急活動
- ②BCP（業務継続計画：震災・感染症・風水害など）
- ③大規模災害を経験した都市の被災から復興に向けての苦労話
- ④その他

Q8 再度、この研修制度を活用したいと思いますか。

- ①思う
- ②思わない

Q9 全国19大都市で構成する大都市水道局大規模災害対策検討会は、「南海トラフ巨大地震対策〈全国の水道事業体に向けた提言〉」を公表しました。

この「提言」を知っていますか。

- ①提言内容への取り組みを実施または検討している
- ②知っているが取り組みはしていない
- ③聞いたことはあるが内容は分からない
- ④知らない

ありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。

大都市水道局大規模災害対策検討会
大都市水道局研修講師派遣制度 研修会事務局

令和 8 年 5 月 2 8 日
事 務 局

令和 8 年度「大都市水道局大規模災害対策検討会」 開催都市（会場）及び日程について

令和 8 年度の検討会については、以下の 2 回とする。

1 徳島市上下水道局（徳島県徳島市南前川町 5 丁目 1-4）

〔日程〕

令和 8 年 5 月 2 8 日（木曜日）、令和 8 年 5 月 2 9（金曜日）

〔会場〕

四国大学交流プラザ（徳島県徳島市寺島本町西 2 丁目 3 5-8）

2 東京都水道局（東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）

〔開催日程〕

令和 9 年 1 月 2 9 日（金）

〔会場〕

調整中

〔開催理由〕

地理的、交通の便的にしやすい東京都を会場とし、課題検討に特化し半日程度で開催する。

令和 8 年 5 月 28 日
事 務 局

令和 9 年度「大都市水道局大規模災害対策検討会」 開催都市（会場）及び日程について

令和 9 年度の検討会については、以下の 2 回とする。

1 堺市上下水道局（大阪府堺市北区百舌鳥梅北町 1 丁 3 9-2）

〔日程〕

令和 9 年 5 月中旬から下旬で調整中

〔会場〕

調整中

〔開催理由〕

堺市は、南海トラフ巨大地震発生時の最大震度 6 弱が予想されており、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

令和 7 年 3 月に公表された「南海トラフ巨大地震最大クラス地震における被害想定について」（中央防災会議 防災対策実行会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）によれば、近畿地方が大きく被災するケースで、堺市を含む大阪府では被災直後の断水人口は約 470 万人（断水率 54%）、被災 1 か月後においても断水人口は約 28 万人（断水率 3%）と推計されている。

南海トラフ巨大地震では、震度 6 弱以上または津波高 3 m 以上となる市町村は、31 都府県の 764 市町村に及び、その面積は全国の約 3 割、人口は全国の約 5 割を占める超広域にわたるものであり、発災時の災害応急対応においては、国・地方公共団体・事業者等の多くの関係機関が連携して取り組む必要がある。

また、発災直後は、停電、通信の途絶、交通寸断、自治体等行政機関の被災等により、超広域にわたる被害の全体像を速やかに把握することは非常に困難であり、災害情報が不足することを前提に対策を考える必要もある。

こうしたことを踏まえ、19 大都市水道局の構成都市である堺市を開催都市として、被害予想やその対策を現地調査と合わせて確認することにより、南海トラフ巨大地震発災時の救援のあり方等の検討推進に繋げる。

2 東京都水道局（東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号）

〔開催日程〕

1 月頃を予定（令和 9 年度第 1 回検討会にて決定）

〔会場〕

調整中

〔開催理由〕

地理的、交通の便的にしやすい東京都を会場とし、課題検討に特化し半日程度で開催する。

議題 5 令和 10 年度以降における検討会の開催地について

【意見】 令和 7 年度第 2 回大都市水道局大規模災害対策検討会

議題 4 令和 9 年度大都市水道局大規模災害対策検討会日程について

【堺市】：開催都市を地方の都市へ依頼することの苦労があると伺っている。
令和 9 年度第 1 回会議から 19 大都市の各都市を開催都市として順番に開催都市として実施していくことを提案する。

【新潟市】：19 大都市の開催の持ち回りとするのは構わないが、
他の 19 大都市を開催都市として開催をしていく日水協本部の会議等と負担が被らないように調整をいただきたい。

【東京都】：他の会議の日程を確認した上で各都市の開催時期について決定していきたい。
19 大都市による開催の持ち回りについては今回の検討会で決定というわけではなく、令和 8 年第 1 回会議で具体的な順番等についてお示しさせていただき、実施方法について各都市の確認を得たい。

開催地の決定方法案

	【現状】	【案 1】（現行のとおり）	【案 2】（堺市案）	【案 3】（新案）
概要	○南海トラフ巨大地震や首都直下地震、津波、豪雨等による大規模災害発生時の対策について、東京都と全国の政令指定都市の防災実務者による検討会を 2018 年から開催	「輪番制にすることや条件を狭めず、各都市の状況に応じて柔軟に検討できるようにしておくことが、本検討会を継続していくために肝要」との見解（本検討会初回（平成 30 年第 1 回））を引き継ぐ。	他の会議（大都市水道事業管理者会議等）の輪番を考慮しつつ、参画している 19 大都市による輪番制とする。	「南海トラフ巨大地震」及び「首都直下地震」を念頭に置き、日本水道協会地方支部単位（北海道及び東北を除く 5 地方支部）での輪番制とする。なお、地方支部内の開催都市は地方支部長に一任することとし、輪番を関東地方支部が担当する年は第 1 回を北海道又は東北地方支部での開催とする。
開催	○年 2 回 （①5 月、②1 月）	○年 2 回 （①5 月、②1 月）	○年 2 回 （①5 月、②1 月）	○年 2 回 （①5 月、②1 月）
開催地	①主に西日本、中部地域の太平洋沿岸の都市または検討会参加都市が依頼した事業体（宮崎、徳島） ②東京都（R7 は横浜）	①主に西日本、中部地域の太平洋沿岸の都市または検討会参加都市が依頼した事業体 ②東京都	①輪番制（東京都を除く） ②東京都	①地方支部単位での輪番制 ②原則、東京都（輪番を関東地方支部が担当する年は、第 2 回を関東地方支部内の開催とする。）
メリット	—	・各都市の状況（他の会議等）や直近のトピックス等を踏まえ、柔軟に開催都市を選定できる。	・都度、開催地を選定する負担がなく、開催に向けた準備が行いやすい。	・地方支部単位での輪番制とすることで、開催地選定の負担を軽減できる。
デメリット	—	・開催地の選定に苦慮する可能性がある。 ・いつ開催地の依頼があるか不明であるため、各都市の準備が難しい。	・各都市において開催地としての負担が増加する。	・地方支部長都市の負担が増加する。

開催実績

年度	第1回	第2回	第3回
H30	中止（予定：仙台市）※	東京都	—
R1	札幌市	東京都	東京都
R2	大阪市	書面開催	書面開催（予定：高知市）
R3	書面開催（予定：いわき市）	東京都	書面開催
R4	いわき市	東京都	—
R5	高知市	東京都	—
R6	名古屋市	東京都	—
R7	宮崎市	横浜市	

※胆振地震対応のため仙台開催中止。第2回の東京開催が第1回

開催予定

年度	第1回	第2回	第3回
R8	徳島市	東京都	—
R9	堺市	東京都	—

輪番制（案3）

年度	第1回	第2回	第3回
R10	中部地方支部	東京都	—
R11	北海道地方支部	関東地方支部	—
R12	九州地方支部	東京都	—
R13	中国四国地方支部	東京都	—
R14	関西地方支部	東京都	—
R15	中部地方支部	東京都	—
R16	東北地方支部	関東地方支部	—
R17	九州地方支部	東京都	—
R18	中国四国地方支部	東京都	—
R19	関西地方支部	東京都	—

災害対策に係る水道行政の動向

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課 水道計画指導室 松井

目 次

1. 最近の主な災害等について
2. 危機管理対策マニュアル策定指針について
3. 能登半島地震を踏まえた上下水道の主要施策リストについて
4. 国土強靱化実施中期計画について
5. 施設整備について
6. 水道関係予算について

1. 最近の主な災害等について

主な地震による被害

地震名等	発生日	最大震度	地震規模(M)	断水戸数	断水継続期間
阪神・淡路大震災	平成7年1月17日	7	7.3	約130万戸	約3ヶ月
新潟県中越地震	平成16年10月23日	7	6.8	約13万戸	※1約1ヶ月
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	6強	6.8	約5.9万戸	20日
岩手・宮城内陸地震	平成20年6月14日	6強	7.2	約5.6千戸	※118日
東日本大震災	平成23年3月11日	7	9.0	約256.7万戸	※1約5ヶ月
長野県神城断層地震	平成26年11月22日	6弱	6.7	約1.3千戸	25日
熊本地震	平成28年4月14・16日	7	7.3	約44.6万戸	※1約3ヶ月半
鳥取県中部地震	平成28年10月21日	6弱	6.6	約1.6万戸	4日
大阪府北部を震源とする地震	平成30年6月18日	6弱	6.1	約9.4万戸	2日
北海道胆振東部地震	平成30年9月6日	7	6.7	約6.8万戸	※134日
福島県沖の地震	令和3年2月13日	6強	7.3	約2.7万戸	6日
福島県沖の地震	令和4年3月16日	6強	7.4	約7.0万戸	7日
能登半島地震	令和6年1月1日	7	7.6	約13.6万戸	※1約5ヶ月

主な大雨等による被害

時期	災害名等・地域	断水戸数	断水継続期間
平成30年7月	豪雨（広島県、愛媛県、岡山県等）	約26.3万戸	38日
平成30年9月	台風第21号（京都府、大阪府等） 台風第24号（静岡県、宮崎県等）	約1.6万戸 約2.0万戸	12日 19日
令和元年9月	房総半島台風（千葉県、東京都、静岡県）	約14.0万戸	17日
令和元年10月	東日本台風（宮城県、福島県、茨城県、栃木県等）	約16.8万戸	33日
令和2年7月	豪雨（熊本県、大分県、長野県、岐阜県、山形県等）	約3.8万戸	56日
令和3年1月	1月7日からの大雪等（西日本等）	約1.6万戸	8日
令和4年8月	令和4年8月3日からの大雨等（秋田県、山形県、新潟県、福井県等）	約1.4万戸	18日
令和4年9月	台風第14号（熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県等） 台風第15号（静岡県）	約1.3万戸 約7.6万戸	9日 13日
令和5年1月	1月20日からの大雪等（石川県、三重県、大分県等）	約1.4万戸	8日
令和5年7月	7月15日からの大雨等（秋田県）	約1.1万戸	13日
令和5年8月	台風6号（大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）	約3.3万戸	7日
令和7年8月	令和7年8月6日からの大雨（秋田県、新潟県、福岡県、熊本県、鹿児島県）	約4.2万戸	12日

※1 家屋等損壊地域、全戸避難地区、津波地区等を除く

- 上下水道については断水解消、機能確保済み。本復旧に向けて、順次、詳細設計、工事実施中。
- 水道施設の本復旧に必要な漏水調査を効率的、効果的に実施するために、衛星技術やデジタル技術を活用。
- 珠洲市を実証フィールドとして、分散型システムに関する新技術の実証事業を実施。
- 能登上下水道復興支援室において、各市町の詳細設計、発注の技術的支援、不調などに関する相談等を実施。

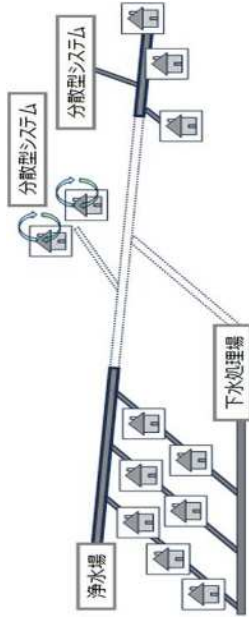
○能登6市町における、上下水道の本復旧に向けた取り組み

七尾市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
輪島市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中 ・詳細設計完了後、上下水道の合冊発注を実施
珠洲市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中 ・住宅向け小規模分散型水循環システムの技術検証を実施中 ・浄化槽で復旧するため、管路撤去・公共下水道区域の廃止手続きを完了
志賀町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
穴水町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
能登町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中

○分散型システムに関する実証事業

■石川県珠洲市を実証フィールドとした上下水道の新技術実証事業

分散型システムについては、新しい技術が開発されてきており、これらの技術の信頼性や維持管理のあり方、経済性等を検証するため、実証事業を実施中。
(※) 珠洲市善野地区については、順次、小規模分散型水循環システムを設置し、生活用水の供給を開始。年内に設置を完了する予定。



分散型循環システムのイメージ

■分散型水循環システム設置(イメージ)



○衛星技術を活用した漏水調査

能登地方6市町で人工衛星を用いた漏水可能性箇所の絞り込み調査を実施



○下水道区域から浄化槽区域への見直し検討

下水道施設に甚大な被害が発生したことから、復旧にあたり一部地域で下水道区域から浄化槽区域への転換を決定。設置スペース等の調整後、順次、浄化槽設置工事を実施。現状は仮設浄化槽を設置して応急復旧済。

■現地調査(操作盤損傷)

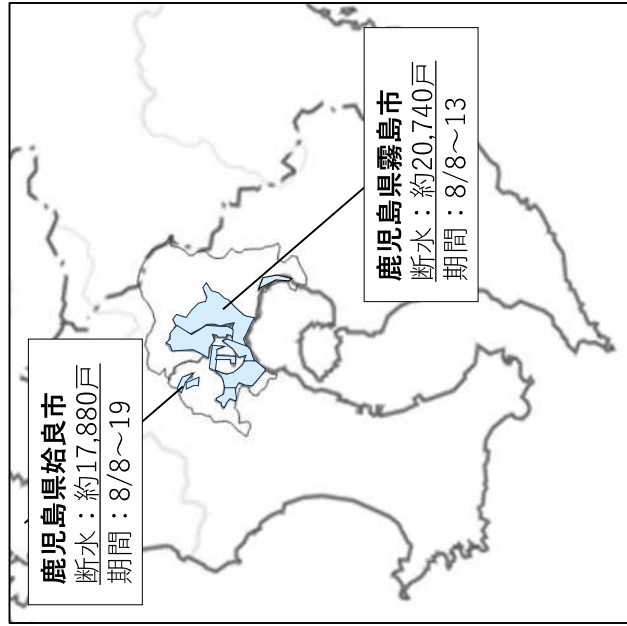


■仮設浄化槽の設置

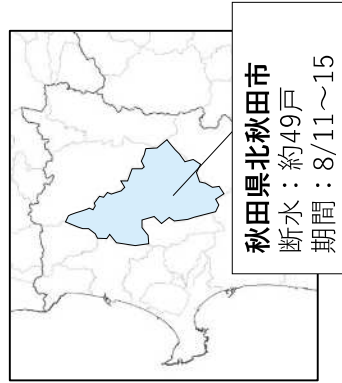


- 5 県（秋田県、新潟県、福岡県、熊本県、鹿児島県）の13自治体において、水道施設が被災したことにより断水が発生（断水戸数合計：約42,300戸、期間：8月8日～8月19日）。現在は断水解消済み。
- 主な被害は、水管橋破損、土砂崩れ等による管路破損、停電によるポンプ停止、浄水場等への土砂流入。
- 被災した導水管や送水管の復旧においては、地上配管工事により、断水解消までの期間を短縮。
- 断水解消までは、応援自治体、自衛隊、地整等の給水車により、応急給水を実施。

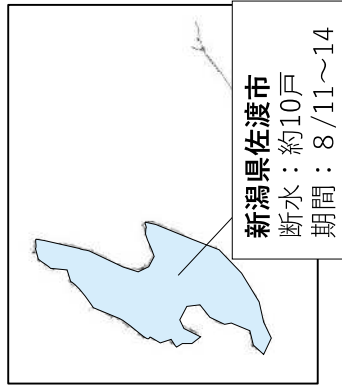
鹿児島県内の断水発生状況



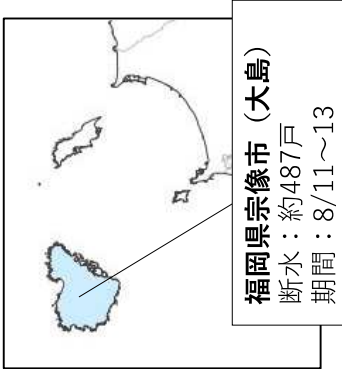
秋田県内の断水発生状況



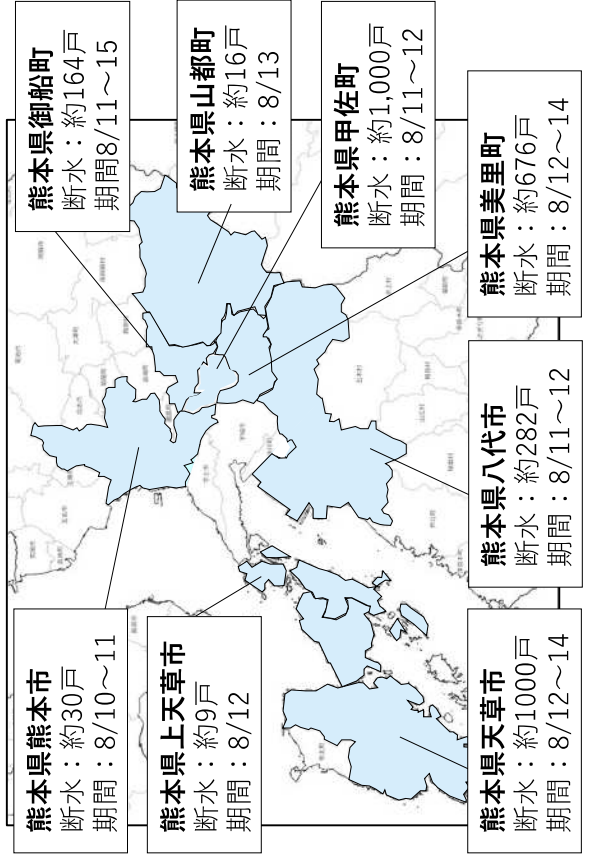
新潟県内の断水発生状況



福岡県内の断水発生状況



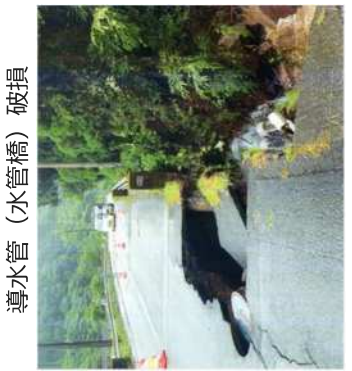
熊本県内の断水発生状況



＜始良市＞
送水管（水管橋）破損



＜霧島市＞
導水管（水管橋）破損



地上配管工事による応急復旧



令和7年12月5日
17:00時点

○断水解消のために、関係機関が連携し応急給水、道路啓開、水道施設の被災状況調査・復旧作業等を実施した。

たポリタンク等へ給水。海上保安庁は、10/11から11/11まで、巡視船により給水車等への給水を実施（荒天時を除く）

○断水解消後、水の安定供給に向けた応急復旧工事が11月末までに完了した（水源への水道管の配管、可搬式浄水施設の設置）

仮設給水槽による応急給水



榎立地域の可搬式浄水施設



末吉地域 (断水期間: 10/9~11/15)

- ・被災により水源の水量が不安定。
- ・水量確保のため取水地点を変更し可搬式浄水施設で浄水処理し給水中。

中之郷地域 (断水期間: 10/9~11/12)

- ・土砂崩れで導水管被災、仮設導水管の配管済み。
- ・洞輪沢浄水場からの送水により給水中。

おおかごう
大賀郷地域
(断水期間：10/9～10/19)

(断水期間：10/9～10/19)



安川水源からの導水管の被災



さかうえ
坂上地区
最大750戸断水
(10/9~11/15)

樫立地域 (断水期間：10/9～11/6)

- ・水量確保のため休止中の水源の原水を可搬式浄水施設で浄水処理し給水中。
- ・洞輪沢浄水場からの送水により給水中。

三根地域 (断水期間: 10/9~11/6)

三根地域 (断水期間: 10/9~11/6)

- ・土砂崩れで導水管被災
- ・水量確保のため大川浄水場に仮設の導水管を配管し給水中。

ねたばら
根田原浄水場
(稼働中)

大川浄水場
(導水管被
(稼働中)

せきのと
関之戸浄水場
(稼働中)

すえよし

末吉地域 (断水期間: 10/9~11/15)

- ・被災により水源の水量が不安定。
- ・水量確保のため取水地点を変更し可搬式浄水施設で浄水処理し給水中。

なかのこう

中之郷地域 (断水期間: 10/9~11/12)

- ・土砂崩れで導水管被災、仮設導水管の配管済み。
- ・洞輪沢浄水場からの送水により給水中。

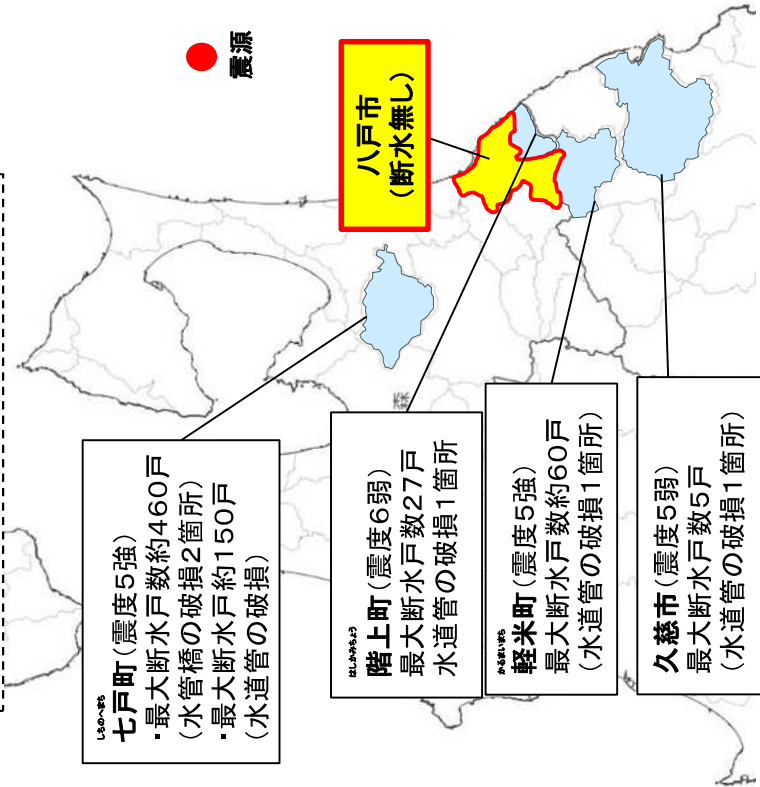
中之郷配水池
(導水管被災)
(稼働中)

<凡例>
断水解消

- 令和7年12月8日に青森県東方沖を震源とする地震が発生し、青森県八戸市において最大震度6強を観測。
- 八戸市(昭和61年以降は八戸圏域水道企業団)は、昭和43年の十勝沖地震での断水経験を踏まえ、管路の耐震化等を積極的に推進し、八戸市の耐震管率は、被害があった市町村や全国平均を大きく上回っている。
- 結果として震度6強を観測した八戸市においては、断水が発生しなかった。

【地震の概要】

- 発生日時 12月8日23時15分
- マグニチュード 7.5
- 発生場所 青森県東方沖
- 最大震度 6強(八戸市)
- 水道施設の被害状況
最大断水戸数 約700戸
※被災箇所はすべて断水解消、復旧済み



【八戸市(昭和61年以降は八戸圏域水道企業団)の取組】

○耐震管の開発と採用

昭和43年の十勝沖地震において市内全域の断水を経験し、メーカーと共同開発を行い耐震管(S形ダクタイル鋳鉄管)を開発し、全国で初めて耐震継手を有したダクタイル鋳鉄管を導入。積極的に耐震管による管路の耐震化を推進。

○施設整備状況

ダクタイル鋳鉄管(耐震継手)にて、着実な管路更新を実施。

	更新延長
R2	14,079m
R3	11,434m
R4	12,644m
R5	14,396m
R6	8,845m



耐震型ダクタイル鉄管採用50周年セミナー
(新耐震管GXφ500吊り上げ)

耐震管の布設工事

○管路の耐震化状況(国土交通省緊急点検結果(R5年度末時点))

	八戸圏域 水道企業団 耐震管率	七戸町 耐震管率	軽米町 耐震管率	久慈市 耐震管率	(参考) 全国平均値 耐震管率
導水管	76%	42%	13%	45%	23%
送水管	85%	0%	12%	29%	32%
重要施設に接続する 管路	63%	16%	対象管路無し	26%	27%

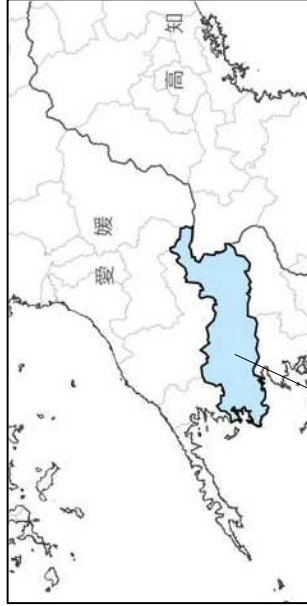
省交通国土

- 5県（静岡県等）の10自治体において、給水管凍結漏水による配水池の水位低下等により、最大約10,000戸の断水が発生した。
現在は断水解消済み（断水期間：1月22日～27日、2月8日～15日）。
- 各自治体において、配水池の水位回復のため、給水管漏水がある宅地内の止水栓の閉止作業、夜間断水等を実施。
- 国土交通省としては、日本水道協会と連携して、被災市町への他自治体の給水車の派遣、復旧に係る技術的助言を実施。

しまねけんまつえし
島根県松江市 (断水期間：2/8～9)
最大断水戸数 33戸
大雪に伴う停電により水道施設停止

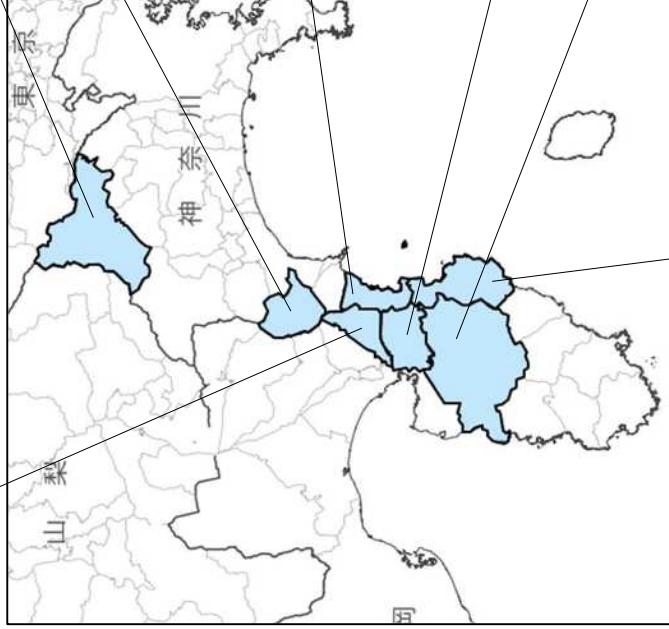


鳥取県米子市 (断水期間：2/9～11)
最大断水戸数 3戸
大雪に伴う停電により水道施設停止



愛媛県西予市(断水期間：1/22～27)
最大断水戸数 28戸
導水管凍結

しずおかけんかんみなみちよう
静岡県函南町 (断水期間：2/10～12)
最大断水戸数 200戸
給水管漏水により1配水池が水位低下



しずおかけん いとうし
静岡県伊東市
最大断水戸数 6,640戸
給水管漏水による11配水池の水位低下
(断水期間：2/10～2/15)

かながわけんきがみはらし
神奈川県相模原市 (断水期間：2/11～12)
最大断水戸数 100戸
給水管漏水による 1 配水池の水位低下

かながわけんはこねまち
神奈川県箱根町
(断水期間：2/10)
(夜間計画断水：2/10～14)
最大断水戸数 1,735戸
給水管漏水による2配水池の水位低下

しずおかけん あたみし
静岡県熱海市
最大断水戸数 497戸
(断水期間：2/8～9、2/11～13)
給水管漏水による 1 配水池の水位低下、
ポンプの故障

しずおかけん い ず の くに
静岡県伊豆の国市(断水期間：2/10～14)
最大断水戸数 281戸
給水管漏水による2配水池の水位低下

しずおかけん い しず
静岡県伊豆市 (断水期間：2/10～12)
最大断水戸数 567戸
給水管漏水による1配水池の水位低下

< 凡例 >

- 令和8年4月20日に発生した三陸沖を震源とする地震(最大震度5強、石巻市震度4)により、JR仙石線の上谷地踏切を横断して布設された石綿セメント管(昭和37年布設φ150mm配水管)が破損・漏水
- これに伴い陥没した道路に車両1台が脱落、JR仙石線矢本駅～石巻駅区間が終日運転見合わせとなった
- 事故発生時に多数の地域住民に**重大な影響を及ぼす管路(重要管路)の更新を進めることは重要**
- **石綿セメント管**は平成20年4月8日付け健水発第0408002号「水道施設の耐震化の計画的実施について」にて、**概ね10年以上(平成30年まで)に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換が完了するよう努める**よう要請している

＜事故概要＞

- 水道事業体：石巻市地方広域水道企業団
- 発生日時：令和8年4月21日（火）4:40頃
（地震発生日時：令和8年4月20日（月）16:53頃）
- 発生場所：宮城県石巻市蛇田地区内（JR仙石線 上谷地踏切）

＜対応状況＞

日時	対応
4/20(月)16:53頃	・三陸沖を震源とする地震が発生。
4/21(火)4:40頃	・JR仙石線の上谷地踏切を横断して布設された石綿セメント管が破損・漏水。 ・これに伴い陥没した道路に車両1台が脱落、JR仙石線矢本駅～石巻駅区間運転見合わせ。
6:25頃	・復旧作業に着手。
16:53頃	・軌道下の既設管路内へのモルタル充填(応急復旧)が完了。
20:40頃	・舗装仮復旧が完了。 ・交通規制を解放。
4/22(水)	・JR仙石線が始発より運転再開。

【位置図】



【道路陥没状況】



【応急復旧状況】



(基本的な心構え)

- **住民が断水で困らない状況を一刻も早く実現**することを目指すこと。
- 被災自治体のみで対応が困難な場合は、**躊躇せず外部に応援・協力を要請**すること。(このため、平常時から、応援・協力を要請する関係機関・団体等とは、可能な範囲で**協定等を締結**するとともに、**受援体制を整理**しておくこと。) また、効率的な**応急活動のため、必要に応じて、応急活動の指揮を早期に幹事応援事業者に委任**すること。

(応急給水)

- 断水に対して、**応急給水体制を迅速に整えること**。その際、**防災・医療福祉等関係部局と連携**し、飲料水だけでなく、**病院・福祉施設や生活用水のニーズ**を考慮すること。
- 断水の程度に応じて、**十分な給水車の応援を躊躇せず迅速に要請**すること (状況に応じた適切な規模の要請) 。
※ 応援要請先：日本水道協会県支部長、地方整備局等、都道府県経由で自衛隊 等

(応急復旧)

- 一刻も早い断水解消のため、**地上配管等の積極的な活用を検討するなど迅速な応急復旧**を行うこと。
- ※ 応急工事は、**災害査定前でも現場着手可能** (工事内容が妥当であれば最終的に災害復旧に含めて採択。判断に迷う場合は、都道府県経由で (指定都市は直接) 国交省防災課と事前打合せすること) 。
- **工事業者や資機材を迅速に確保**すること。**確保が遅る際は、速やかに協定等を締結している関係機関・団体等に協力を要請**すること。
※ 協力要請先の例：
 - ・応急復旧作業：管工事業業協同組合、建設業協会等
 - ・建設重機械の供給：建設重機械協同組合、リース会社等
 - ・資材調達：管材メーカー等 (日本水道工業団体連合会、日本ダクタイル鉄管協会、日本水道鋼管協会、建設資材会社等)
 - ・資機材等の輸送：トラック協会、旅客船協会等
 - ・日本水道協会：各自治体所有の資機材の提供調整、関係民間団体等への協力要請等
 - ・国交省：関係機関・団体等への協力要請等
- 住民にとって「断水がいつまで続くのかがわからないこと」が、大きな不安要因であることを踏まえ、**断水解消の見通し (一定の条件を付すことも可) や復旧作業の進捗状況について、適時・的確な情報発信**に努めること。

- 第1報の速やかな情報提供

震度6弱以上の地震や大規模な事故(約1万戸以上の断水を目安)においては、**第1報として、少なくとも断水の有無と断水の規模(想定断水戸数(概算)、範囲)**について、都道府県の依頼を待たずに、速やかに(概ね発生1時間以内)情報提供すること(様式不問)。

- 報道発表等に係る速やかな情報提供

報道発表・記者会見する場合、報道等で取扱われた場合及び報道機関等に情報提供した場合、**速やかな情報提供を徹底**すること(報道発表・記者会見する場合、事前に一報を)。

- 緊急時連絡体制の構築(実務責任者ホットラインの構築)

震度5弱以上の地震や大規模な事故等において、特に迅速な対応・支援が必要となる場合は、必要に応じ、国土交通省水道事業課から水道事業者等に直接連絡し、状況を確認させていただくことから、**連絡に応答し状況を説明できる体制を構築**すること。緊急連絡先の変更があった場合は、その都度共有すること。

- 的確な情報提供

できるだけ早く(できるだけ発生1日目の第2報で)、

- **「復旧見込み」「応急復旧状況」**(どのような方法・道筋で、いつまでに断水解消させるか。またその進捗)
- **「応急給水状況」**(どのように給水車・給水タンク等で給水拠点で給水するか、どのように防災部局等と連携し、重要施設(病院・避難所等)や給水拠点に行けない方(老人等)等へ給水するか)
- 応急復旧・応急給水の**「課題」**(何がボトルネックか、その解決のためにどのような支援が必要か)がわかるよう様式に記入し、必ず情報提供すること。これらをわかりやすく示すため、補足資料の添付も可。

能登半島地震における被災自治体への中長期派遣職員へのご協力いただきありがとうございます。
職員が依然不足している状況にあるため、職員派遣へのご協力を引き続きお願いします。

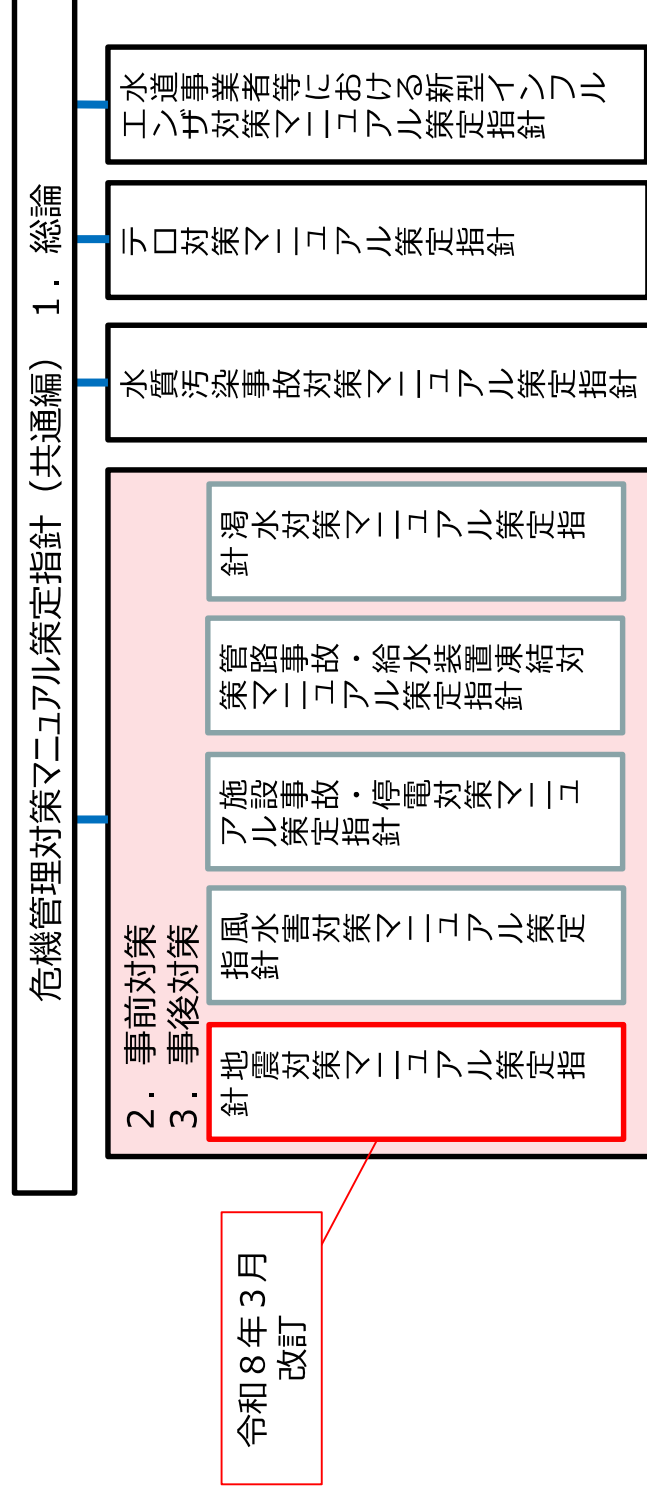
R8.4.1時点

事業体名	要望人数	派遣人数	派遣元
輪島市	8	8	東京都（関東）、さいたま市（関東）、金沢市（中部）、川崎市（関東）、岐阜市（中部）、豊橋市（中部）、岡山市（中国四国）、伊勢市（中部）（R8.4～R8.9）
珠洲市	8	8	新潟市（中部）、札幌市（北海道）、静岡市（中部）、長岡市（中部）、長野市（中部）、名古屋市（中部）、丹羽広域事務組合（中部）、浜松市（中部）
能登町	4	2	大阪市（関西）、愛知県（中部）
穴水町	2	2	神戸市（関西）、南アルプス市（関東）
志賀町	3	3	横浜市（関東）、徳島市（中国四国）、京都市（関西）
七尾市	3	3	名古屋市（中部）、熊本市（九州）、福井市（中部）
中能登町	1	1	加賀市（中部）（R8.4～R8.9）
かほく市	1	1	仙台市（東北）
津幡町	1	1	福岡市（九州）
内灘町	2	1	春日井市（中部）
羽咋市	1	0	
計	34	30	

2. 危機管理対策マニュアル策定指針について

- これまでの災害対応等で顕在化した課題や知見等を踏まえ、効率的に危機管理対策マニュアルを策定できるよう、各種の危機管理マニュアル策定指針を策定している。
- 能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、**地震対策マニュアル策定指針を改訂（令和8年3月）**。
- 地震対策マニュアル策定指針の改訂内容を踏まえ、その他の危機管理対策マニュアル策定指針についても、今後順次改訂を予定。
- 第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月）の指標にも設定
（**危機管理マニュアルの策定率：2023年度75.6%⇒2030年度末までに100%**）。

今回の改訂を踏まえ、原則、1年以内に地震対策マニュアルの見直しに向けた取組を進めること。未策定の水道事業者等においては早急に地震対策マニュアルの策定を進めること。まずは精度や完成度にこだわらず、**今ある情報等を活用して作成することを心がけることが大切である。**その上で**訓練等を通じ、その見直し・充実を行いたい。**



趣 旨

能登半島地震で顕在化した課題を踏まえ、水道事業者等が策定する地震対策マニュアルの充実を図るため、「上下水道一体での早期復旧」と「受援体制の構築」を柱に、地震対策マニュアル策定指針を改訂

改訂内容

上下水道一体での早期復旧

- 「上下水道耐震化計画」に基づき、平常時から、上下水道一体での早期復旧の優先箇所・ルートを整理
- 震災時は、上下水道で被害状況等を共有し、機能確保を優先した上下水道一体での早期復旧の工程調整
- 平常時から上下水道の施設・管路情報・マニュアル類の共有、上下水道一体での訓練

迅速な受援体制の構築

- 大規模災害時におけるプッシュ型支援やTEC-FORCEによる支援等、様々な支援を考慮した受援体制の構築
- 円滑に支援を受けられるよう、平常時から、応援事業者等が必要とする情報（災害時の体制、応急対応の内容、水道システム、使用資機材、宿舎・食料・作業スペース等）を整理し、「災害時受援マニュアル（応援事業者用）」を準備

事前対策の主な改訂内容

- 「上下水道耐震化計画」に基づく上下一体での耐震化・強化、集約型・分散型システムの最適配置
- 浄水場、下水処理場等の防災拠点化
- 防災担当部局との事前防災に係る連携（防災用井戸等の情報共有等）
- 官民連携・広域連携における、役割分担、体制構築
- 宅内配管修繕の工事業者確保のための、供給規程等の改正、指定店リストの整理

事後対策の主な改訂内容

- 機能確保を優先した迅速な断水解消（仮設配管、可搬式浄水施設等の活用）
- 防災担当部局と連携し生活用水ニーズを考慮した応急給水
- DX技術を活用した応急給水・応急復旧の効率化
- 住民への一層丁寧な広報（断水解消の見通し、応急給水状況、復旧の進捗状況を適時に周知）
- 宅内配管被害情報の収集・集約、住民への提供

3. 能登半島地震を踏まえた上下水道の主要施策リストについて

能登半島地震を受け、被災地の復旧・復興を行うとともに、上下水道地震対策検討委員会のとりまとめを受け、ガイドラインや予算制度の見直しなど、様々な取組を実施。
より強靱な上下水道システムの構築を図っていくため、これら施策に関する情報をとりまとめた「能登半島地震を踏まえた上下水道の主要施策リスト」を公表(R8.4.17)。

① 上下水道施設の被害を踏まえた地震対策

- 上下水道耐震化計画に基づく急所施設や重要施設に接続する管路の耐震化
 - 水道カルテの作成
 - 水道施設の技術的基準を定める省令改正
 - 可搬式浄化施設・可搬式水処理施設等の整備・活用
- 等

② 上下水道一体の災害対応

支援体制の構築

- 日本下水道事業団による水道事業者へ支援
 - 事業者間の被災地支援ルールの見直し
 - 浄水場や下水処理場の防災拠点化
- 等

復旧の迅速化

- 水道の地震対策マニュアル策定指針や下水道BCP策定マニュアルの改定
下水道DXの推進
- 等

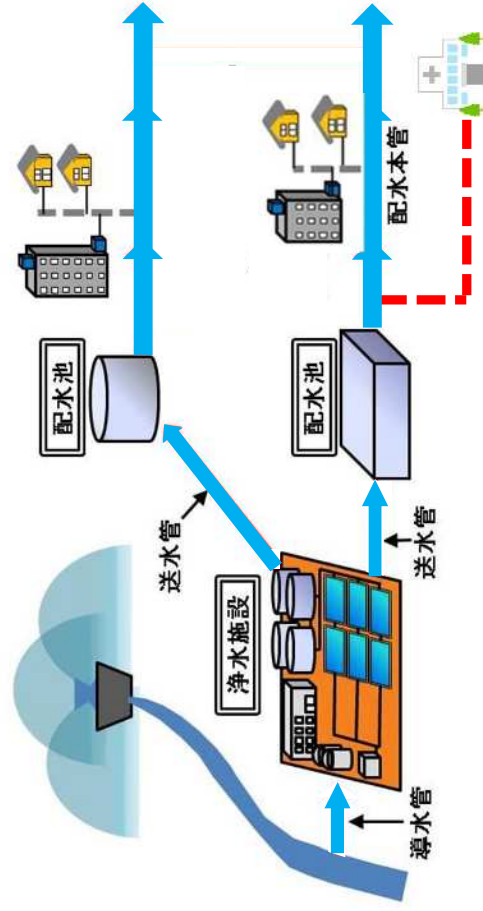
被災者向けの対応

- マンホールトレイガイドラインの改定
 - 給水装置(宅内)の早期復旧
- 等

水道管路が満たすべき耐震性能の強化(省令第1条第7号)

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所などの重要施設に接続する水道管路の耐震化を進めることが重要。
 - 水道法に基づく水道施設の技術的基準を定める省令を改正し、重要施設に接続する配水支管等について、基幹管路(導水管・送水管・配水本管)と同様の耐震性能(レベル2地震動への対応等)を確保することを義務づけ。
- ※令和8年4月1日省令改正、令和8年10月1日 省令施行

(水道施設)



重要施設 (避難所、災害拠点病院等) に接続する配水支管

- : 基幹管路 (導水管、送水管、配水本管)
- - - : 重要施設に接続する配水支管
- : 上記以外の配水支管

(管路が備えるべき耐震性能)

(改正後)

	レベル1 地震動	レベル2 地震動	レベル1 地震動	レベル2 地震動
基幹管路	○	○	○	○
重要施設に接続する配水支管※	○	—	○	○
上記以外の配水支管	○	—	○	—

レベル1地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの
レベル2地震動: 当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの

※現在対象となっていない、配水本管を有しないが、重要施設に配水支管が接続する配水池やポンプ場も同様に引き上げ。

【水道広域的災害対応支援事業費(令和7年度新設)】

水道施設の被災時において、速やかな機能確保ができる代替性・多重性の確保を推進するため、離島・半島地域を対象とした浄水場の防災拠点化、水資源機構及び都道府県を対象とした可搬式浄水施設・設備の配備などを支援する制度。

○補助要件

都道府県又は独立行政法人水資源機構が可搬式浄水施設・設備を整備する事業であること。ただし、都道府県が整備する場合は、他の都道府県への災害時支援に関する協定を締結していること。

○補助率

1 / 3 (保管倉庫、運搬用車両の整備等も対象)

○ 本制度を活用し、水資源機構が可搬式浄水施設を 1 台整備予定。

※令和 7 年現在、水資源機構は 2 台の可搬式浄水施設を所有。

- | | |
|------|----------------------|
| 1 号機 | 愛知用水総合管理所 (愛知県東郷町) |
| 2 号機 | 利根導水総合管理所 (埼玉県行田市) |
| 3 号機 | 香川用水管理所 (香川県三豊市) の予定 |



水資源機構が所有する
可搬式浄水施設

- 日本下水道事業団※が、被災した水道施設（浄水場等の基幹施設）の修繕や復旧工事を行うことができるよう、新たに規定。（※）地方公共団体の委託を受けて下水道施設の建設等を行う地方共同法人
- 水道事業者は、災害時の水道（配水管）の調査・復旧のため緊急の必要があるときは、住民等の土地に入り、止水栓を閉めることができるよう、新たに規定。

【背景】 能登半島地震において、水道は、浄水場等の基幹施設や管路が甚大な被害を受け、広範囲かつ長期の断水が発生。
→ 基幹施設の修繕や復旧に関する技術力を有する団体の活用や、迅速な管路復旧の支障を除く措置が必要。

●日本下水道事業団法の特例

水道施設の修繕・復旧工事に関する協定を締結

水道事業者等（地方公共団体）



日本下水道事業団

※電気・機械、土木等の高度な技術力を活用

災害発生（水道施設が被災）

※能登半島地震の事例



浄水場沈殿池の躯体ひび割れ



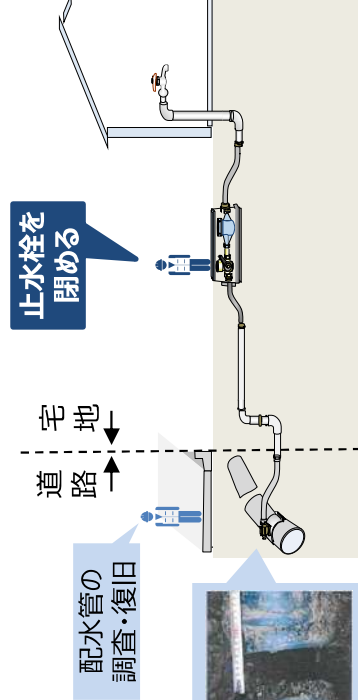
浄水場取水口の損傷

水道事業者等の委託に基づき、事業団が発生直後の修繕、
更には本格的な復旧工事まで実施可能に

●災害時の給水装置の操作

配水管の漏水調査・復旧工事の前に
止水栓を閉める必要
(通水した際の宅内等での漏水を防ぐため)

住民等が不在でも、職員が宅地に入り
止水栓を閉めることが可能に

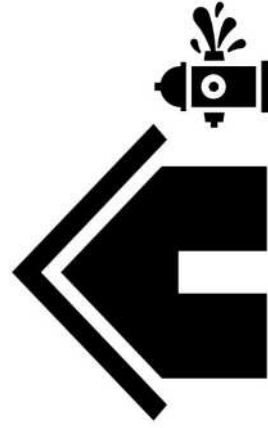


配水管の被災

- 災害等において、地元の給水装置工事事業者（以下「指定店」とする。）の確保が困難な場合、宅内配管の早期復旧と被災地での給水装置工事の適正な実施を図るため、他の水道事業者が指定した指定店による給水装置工事の実施を可能にし、宅内配管の業者を確保することが必要
- このためには、水道事業者において供給規程等を改正する必要がある場合が考えられるため、通知を发出し記載例を参考提示（令和7年4月22日发出）
- 下水道においても、標準下水道条例の改正を通知（令和7年4月22日发出）

【供給規程の記載例】

第〇条 給水装置工事は、市（町村）長又は市（町村）長が法第十六条の二第一項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、市（町村）長が他の市（町村）長又は他の市（町村）長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。



被災地で漏水した家屋



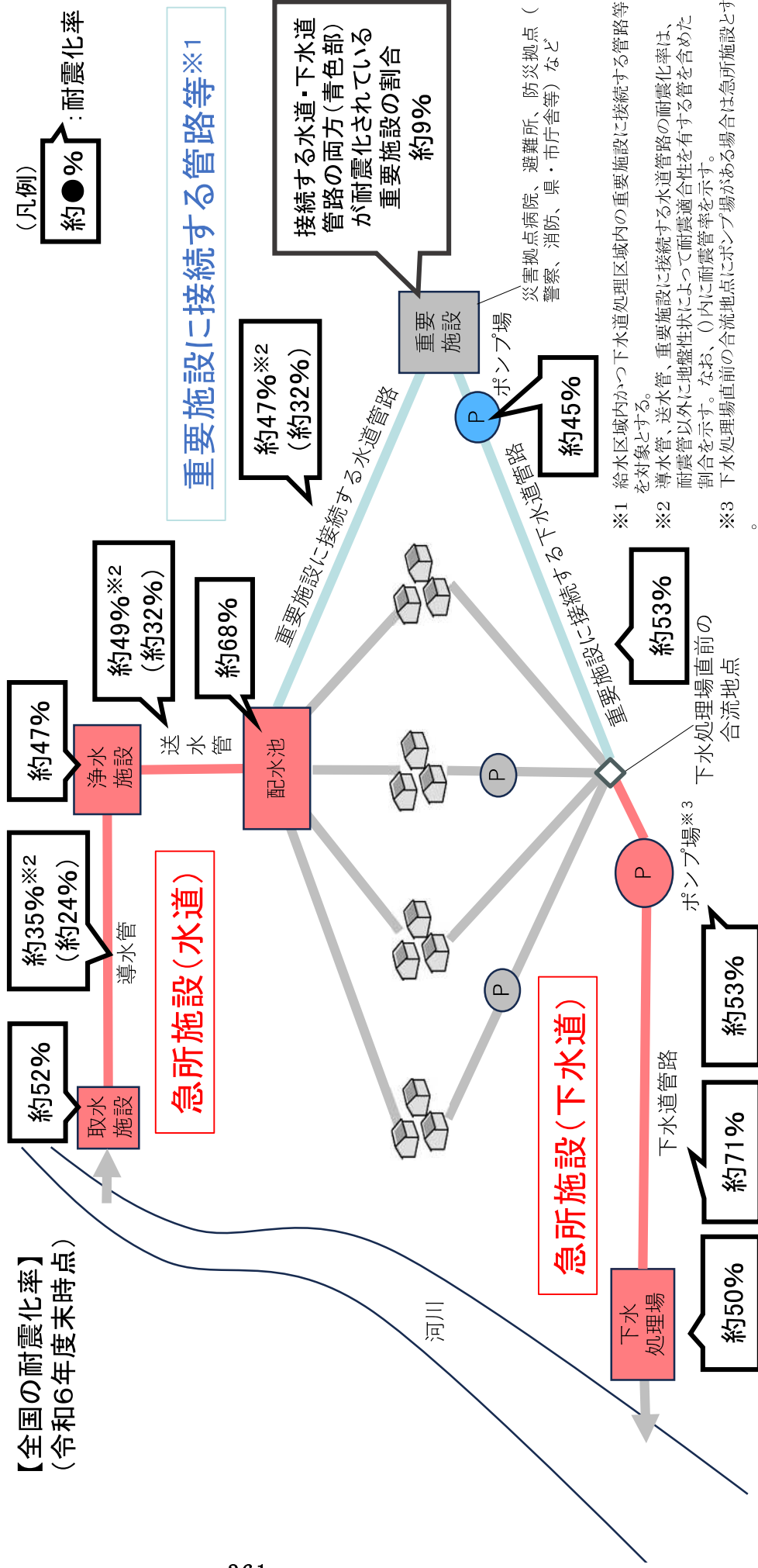
他の水道事業者で指定した指定店

他の水道事業者が指定した指定店による給水装置工事イメージ

4. 国土強靱化実施中期計画について

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」(その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設)や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について、点検を実施した。
- 引き続き、上下水道耐震化計画に基づく取組状況のフォローアップや予算支援、水道カルテによる見える化などを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進する。

【全国の耐震化率】
(令和6年度末時点)



- 国土強靱化基本法第11条の2第1項の規定に基づく「第1次国土強靱化実施中期計画」(計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間)が、令和7年6月6日に閣議決定。
- 国土強靱化実施中期計画に、埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた有識者委員会における上下水道のあり方の提言を踏まえ、社会的影響が大きい上下水道管路の更新や、多重化・分散化によるリダンダンシーの確保の施策を追加したほか、上下水道施設の耐震化等の施策を位置付け。

【上下水道施設の戦略的維持管理・更新】

- ・ 漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路(口径800mm以上の管路)の更新 (約600km)の完了率 8%【R6】→ 32%【R12】→ 100%【R23】
- ・ 損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路(「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※：約5,000km)の健全性の確保率 ※ 口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路 0%【R6】→ 100%【R12】
- ・ 修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径下水道管路 (口径800mm以上の導・送水管)に対する複線化・連絡管整備(約300km)の完了率 33%【R6】→ 76%【R12】→ 100%【R15】
- ・ 修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路(口径2m以上の管路)を有する地方公共団体(約60団体)のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合 7%【R6】→ 100%【R9】
- ・ 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等)を導入している事業者の割合 34%【R6】→ 100%【R9】
- ・ 下水道事業を実施している地方公共団体(全国約1,500団体)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(ドローンによる下水道管路内調査手法等)を導入している団体の割合 21%【R6】→ 100%【R9】
- ・ 点検により、更新等が必要となった水管橋(補剛形式：約760か所)の対策完了率 0%【R3】→ 100%【R12】
- ・ 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、社会的影響が大きい古い規格の水道管路(鑄鉄管)の更新計画を策定し、取組を進めている事業者割合 0%【R6】→ 100%【R8】

【水災害リスク情報の充実・活用】

- 雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村（全国約800市区町村（令和7年度末時点想定））のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合
0%【R5】→100%【R12】

【流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）】

- 浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による浸水対策完了率
70%【R5】→82%【R12】→100%【R22】
- 浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率
5%【R5】→12%【R12】→100%【R40】
- 人口・資産集積地区（市街化区域・DID（人口集中地区）等）からの排水を受け持つ下水処理場等（下水処理場：約460か所、ポンプ場：約1,700か所）における水害時の揚水機能確保完了率
16%【R5】→82%【R12】→100%【R14】

【上下水道施設の耐災害性強化】

- 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（全国約2,000か所）の停電対策完了率
73%【R4】→100%【R12】
- 2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設（全国約700か所）の浸水災害対策完了率
44%【R4】→75%【R12】→100%【R18】
- 上水道事業者及び水道用水供給事業者（全国約1,400事業者）における危機管理マニュアルの策定率
75.6%【R5】→100%【R12】
- 給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合
9%【R5】→30%【R12】→100%【R36】
- 水道の急所施設である導水管・送水管（約62,000km）の耐震化完了率
43%【R5】→59%【R12】→100%【R31】
- 水道の急所施設である取水施設（全国の取水施設能力：約7,600万 $\text{m}^3/\text{日}$ ）の耐震化完了率
46%【R5】→67%【R12】→100%【R23】
- 水道の急所施設である浄水施設（全国の浄水施設能力：約7,100万 $\text{m}^3/\text{日}$ ）の耐震化完了率
43%【R5】→76%【R12】→100%【R17】
- 水道の急所施設である配水池（全国の配水池有効能力：約4,000万 m^3 ）の耐震化完了率
67%【R5】→84%【R12】→100%【R18】
- 下水道の急所施設である下水道管路（約9,100km）の耐震化完了率
70%【R5】→80%【R12】→100%【R25】
- 下水道の急所施設である下水処理場（約1,600か所）の耐震化完了率
49%【R5】→63%【R12】→100%【R32】
- 下水道の急所施設であるポンプ場（約900か所）の耐震化完了率
52%【R5】→69%【R12】→100%【R25】

5. 施設整備について

第1章 本手続きの目的と定義

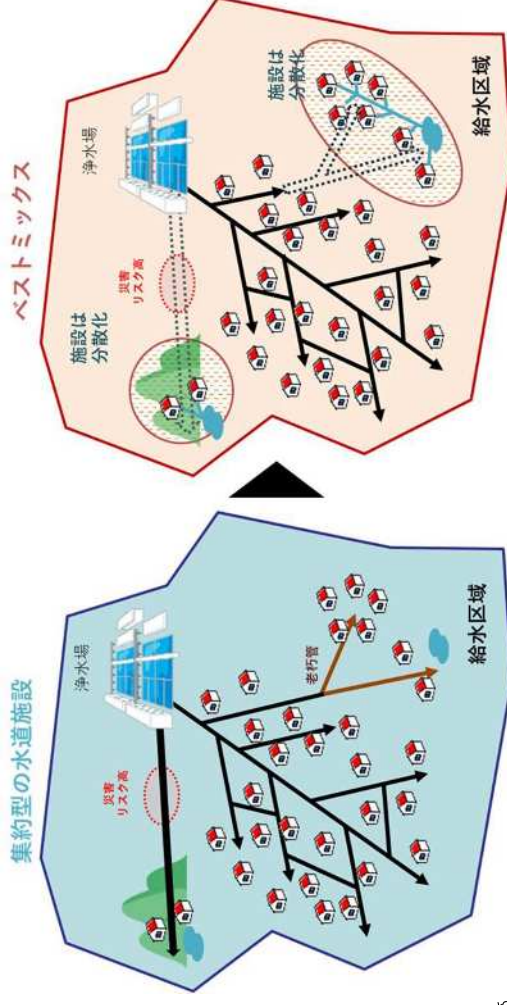
手続きの目的

- 強靱で持続可能な水道の実現に資する「**集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置**」を進めるため、水道事業者が水道事業として**分散型システム**の導入を検討する際の指針を提供することが目的
- **分散型システムを施設更新の新たな選択肢として位置づけ、水道事業者等がアセットマネジメントの実施過程で分散型システムの導入を具体的に検討する場合にも、本手続きを用いて検討されるよう図る**

分散型システムとは

- 主に中山間地域等において用いられる**小規模な水供給システムの総称**
- 集落ごと等に地域の水源から取水し、小型の浄水処理装置を設置して配水する**小規模な施設（小規模な水道施設）**や、浄水場等から集落内の配水池に、車両等により浄水を運搬する手法（**運搬送水**）等が想定

※各戸型浄水装置（小規模水循環型システム等）については、国土交通省で技術実証中であることから、本手続きにおいては対象外とし、今後、技術実証の結果等に応じて、適宜、手続きに反映。



第2章

分散型システムの導入を優先的に検討する地域の選定

【選定指標】

- ① 該当地区の現在又は将来の給水人口が100人以下であること
- ② 該当地区の単位人口管路延長が30 m/人以上であること
- ③ 法定耐用年数超過管路率が50 %以上 又は 把握していない

・ 指標には該当しない地域においても、各水道事業者が地域の実情等に応じて分散型システムの導入を優先的に検討すべきと考ええる地域については、同様に検討を行うことが望ましい。

第3章

導入可能な給水方法の候補の検討

水道事業における分散型システムの導入可能性を検討するにあたり、地域特性や既存施設の状況、将来の需要変動等を踏まえた給水方法の候補を整理する。

第4章

各給水方法の比較と地域に適した給水方法の絞り込み

検討した給水方法の候補について、費用、維持管理性等をそれぞれまとめ、総合的に比較し、検討地域に適した給水方法の絞り込みを行う。

比較 検討項目	耐災害性の比較検討		
	費用の算出	維持管理性の検討	地域や環境に与える影響の検討

第5章 ケーススタディ

分散型システムの導入の検討を行ったケーススタディを3つ掲載

第6章 実際の検討・導入事例

分散型システムの導入について、経営の観点又は耐災害性の観点から実際に検討した3事例を掲載

第7章 分散型システム導入にあたっての各種手続き・留意事項

- 国土交通省（当時：厚生労働省）では、**施設の更新需要予測や、それを織り込んだ長期的な収支の試算を適切に実践した資産管理**ができるよう、平成21年に水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引きを公表。
- アセットマネジメントにおけるタイプ4 D※の明確化に関する水道事業者からの声や、平成30年の水道法の一部改正や各種マニュアルなどの公表等を受けて、**アセットマネジメントの精度向上が確実に図れるよう、手引きの改訂**を行った。

改訂のポイント

※再構築や規模の適正化を考慮した更新需要の算定および更新需要以外の変動要因を考慮した財政収支の見直し

①チェックリストの作成（4 D達成の条件について明確化）

- マクロマネジメントの水準を整理し、タイプ4 Dと水道事業者が容易に判断できるチェックリストを手引きに盛り込む。
- **事例集にタイプ4 Dを追加**
- 分散型システムの導入を含めた施設の再配置や規模の適正化や、収支の見通しに係る水需要予測に基づいた給水収益の予測、将来の物価高騰等の予測などを盛り込んだ事例集を新たに手引きに掲載。

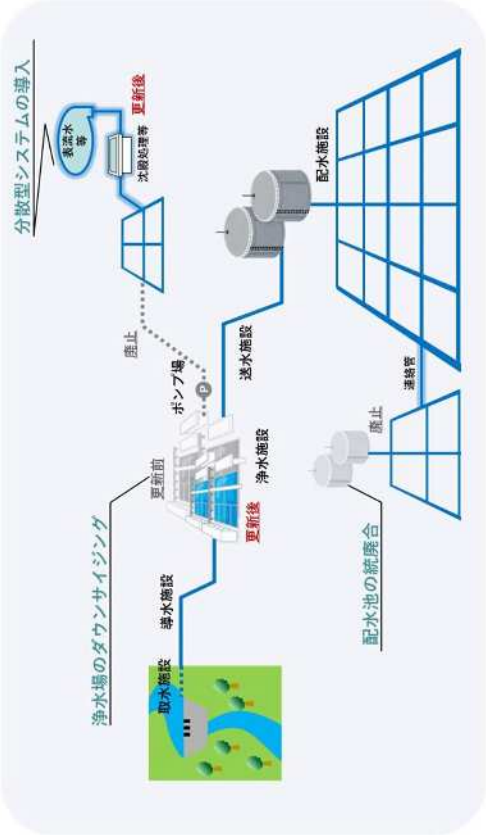
③手引き策定以降の水道行政の変化や社会情勢の変化を追加

- 平成30年の水道法一部改正など本手引き公表後の内容を反映。
- 上下水道政策の基本的なあり方検討会での提言を受けて、経営戦略策定・改訂マニュアルに準じ、更新投資を先送りすることのないよう、必要となる経営改革（料金改定、広域化等）を実行に移せるような内容を手引きに盛り込む。
- 近年の災害・事故を教訓とし、更新需要算定にあたって考慮すべき観点を盛り込む。
- 施設配置の適正化の新たな手法として、「分散型システムの導入」や「上流からの取水」を追加し、施設更新を検討するうえで新たな選択肢となる水供給システムを提示。

チェックリスト

項目	手引き記載箇所	チェック欄
検討の前段階		
データの整備		
固定資産台帳・管路台帳等の、更新需要を算定するための基礎データが整備されている	第Ⅱ編 1-1、1-2	○
管路台帳等が更新工事ごとに整理されている。取得年度・取得価額が資産単位に整理されている	第Ⅱ編 1-1、1-2	○
将来人口の予測等による水需要が整理されている	第Ⅱ編 3-2(6)	○
検討期間		
検討期間が30年以上の長期の計画となっている	第Ⅰ編 3-2	○
更新需要の算出し		
資産ごとに重要度・優先度が整理されている	第Ⅱ編 3-2(4)	○
水道システムを単位において、施設の規模及び配置の適正化が考慮されている	第Ⅱ編 3-2(6)	○
施設配置の適正化（施設のダウンサイジング）	第Ⅱ編 3-2(6)	○
施設配置の適正化（施設の統廃合、分散型システム等）	第Ⅱ編 3-3(4)	○
財政収支の算出し		
更新需要に対して資金残高・企業価値高の将来推移を確認している	第Ⅱ編 3-3(6)	○
物価等上流の検討	第Ⅱ編 3-3(6)	○
将来の物価等の検討	第Ⅱ編 3-3(6)	○
水需要予測結果の反映	第Ⅱ編 3-3(6)	○
水需要予測の結果を料金収入の将来値に反映している	第Ⅱ編 3-4	○
妥当性の確認		
更新需要の見通しの妥当性	第Ⅱ編 3-4	○
資産の健全性を保つことができる更新需要となっているか	第Ⅱ編 3-4	○
財政収支見通しの妥当性	第Ⅱ編 3-4	○
財政目標（経常収支の順守、一定の資金残高の確保）を達成できる計画となっているか	第Ⅱ編 3-4	○

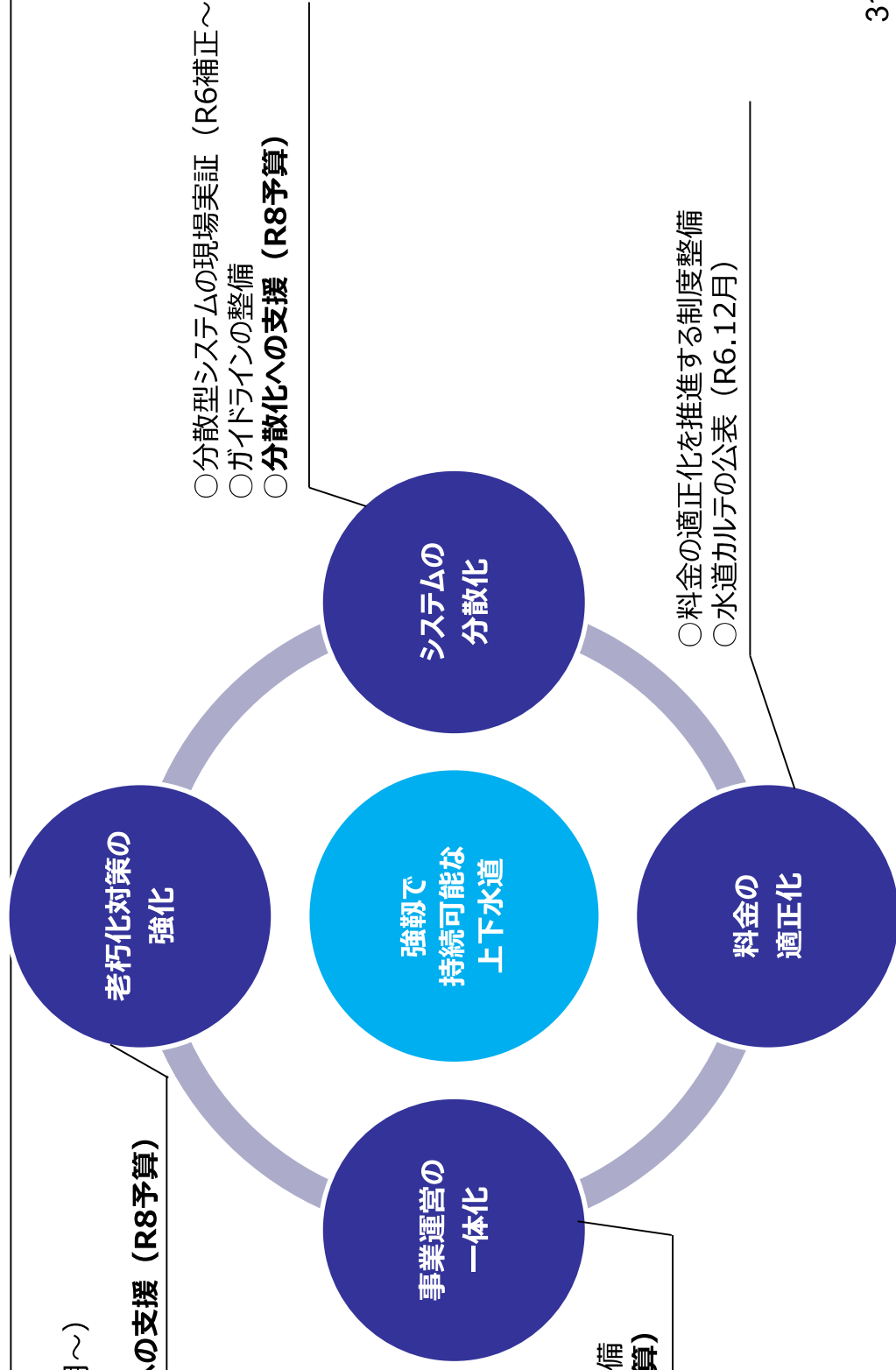
水道施設の規模及び配置の適正化(イメージ図)



6. 水道関係予算について

- 令和7年1月の埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因する道路陥没事故等の教訓を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大いい上下水道管路の老朽化対策の強化が必要。
- 同時に、能登半島地震の教訓も踏まえ、人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備や、市町村域を超えた事業運営の一体化、料金の適正化、官民連携が必要。
- これらの取組を地方公共団体が強力に推進できるよう、国として、必要な制度整備を行うとともに、財政支援・インセンティブ付与を行う。

- 全国特別重点調査の実施 (R7.3月～)
- 点検・調査、構造の基準の見直し
- **社会的影響が大いい上下水道管路への支援 (R8予算)**



令和8年度 上下水道関係予算の内訳

[個別補助金・事業調査費等]

(単位：百万円)

事業名		令和8年度 予算額	令和7年度 予算額	対前年度 倍率
上下水道	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費	3,913	3,600	1.09
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等	2,813	2,809	1.00
水道	水道施設整備費	20,417	20,194	1.01
	水道施設整備事業調査費	75	75	1.00
下水道	下水道防災事業費	122,250	102,250	1.20
	下水道事業費	9,836	8,564	1.15
	下水道事業調査費	883	883	1.00
合計		160,187	138,375	1.16

[交付金]

(単位：百万円)

区分	令和8年度予算額	令和7年度予算額	対前年度倍率
社会資本総合整備	1,312,611	1,334,365	0.98
うち 社会資本整備総合交付金	459,693	487,410	0.94
うち 防災・安全交付金	852,918	846,955	1.01

※水道・下水道事業に係る費用は、この内数

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路）の更新や、重要管路のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易ではない管路の複線化等を推進。

（１）重要管路の更新の推進

【個別補助事業の創設、交付金事業*の拡充】 (水道・下水道)

* 交付金事業はR7補正より拡充

●大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要管路※1）の更新を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

※1 水道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

ポイント

下水道管路の全国特別重点調査※2で

「緊急度Ⅰ」と判定された管路の更新は全て補助対象※3

※2 調査対象は、設置から30年以上経過した口径2 m以上の管路

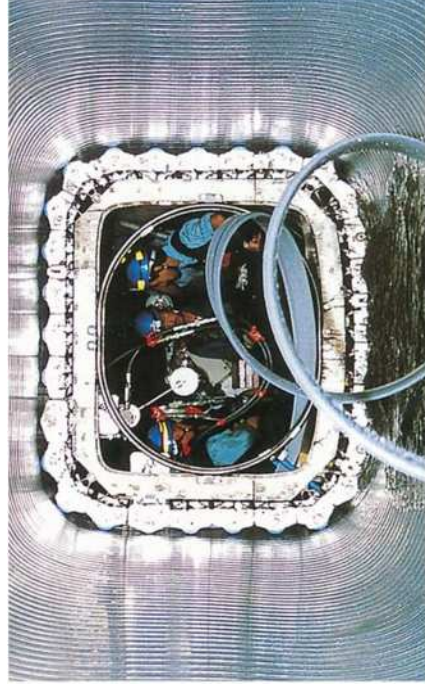
※3 従来の制度では、自治体規模と口径によっては補助対象外となる管路がある



全国特別重点調査での緊急度Ⅰの例



水道管路の更新イメージ



下水道管路の更新イメージ

1. 下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた上下水道の老朽化対策

(2) 重要管路の複線化等の推進

〔個別補助事業の創設、交付金事業*の創設〕
(水道・下水道) (水道・下水道)

●重要管路※1のうち、災害・事故後に迅速に機能を確保することが容易でない

管路※4の複線化等※5を支援

[水道：資本単価要件を満たす事業者を補助対象として補助率1/4、下水道：補助率1/2]

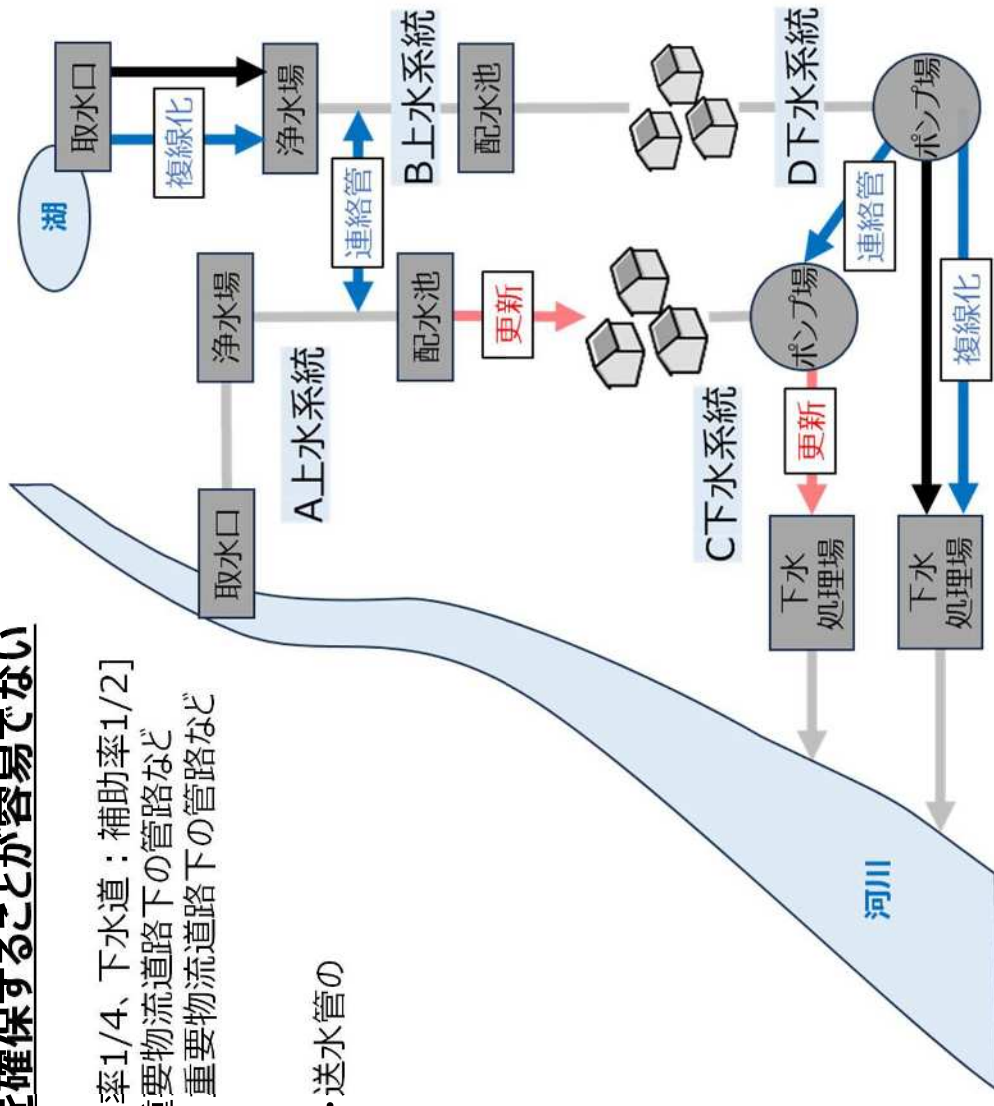
※1 水道：口径800mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

下水道：口径2,000mm以上の管路、緊急輸送道路、重要物流道路下の管路など

※4 水道：土被りが大きく開削工事が困難な管路

下水道：管内水位が高く更生工事が困難な管路

※5 これまでの水道の補助制度では、河川を横断する導水管・送水管の複線化に補助対象を限定



下水道管路の複線化事業 (東京都千代田幹線)

重要管路の更新、複線化等のイメージ

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

人口減少下においても必要な上下水道サービスを維持していくため、市町村域を超えた事業運営の一体化、システムの分散化によるコンパクトなインフラ整備、DX等の基盤強化を推進。

(1) 事業運営の一体化の推進

〔個別補助事業の創設・交付金事業の拡充〕 (水道・下水道)

●2以上の自治体による給水/汚水処理人口10万人以上※6の事業運営の一体化※7を支援※8※9

[水道：補助率1/3、下水道：補助率1/2等]

※6 水道の従来の制度では、3以上の自治体で給水人口5万人以上等を補助要件としている

※7 事業統合又は経営の一体化を指す

※8 事業運営の一体化または一体化後の運営基盤強化のために必要な施設の整備等を支援（計画期間は最長10年間、令和22年度までの時限事業。なお、補助事業開始後5年以内に事業運営の一体化を実現することが要件。）

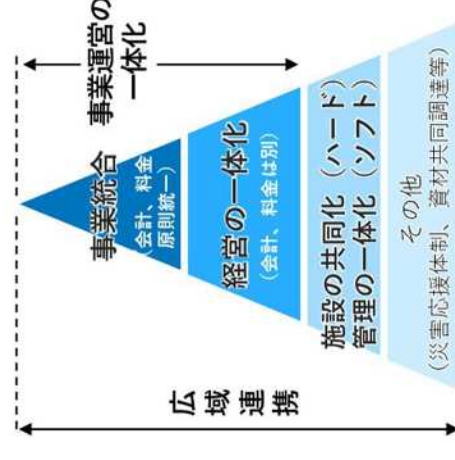
※9 水道事業では、水道基盤強化計画に基づく事業であることが要件（令和12年度以前に開始する場合は水道広域化推進プランでも可）

ポイント

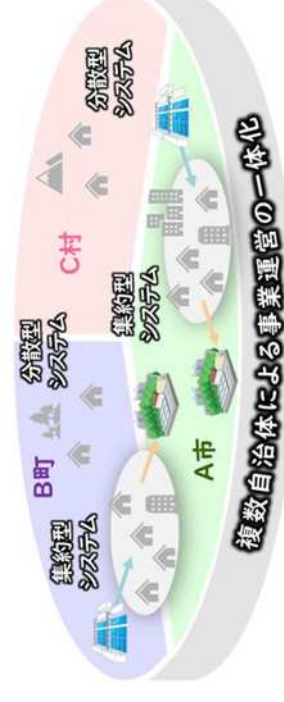
水道：資本単価要件を設けない

下水道：管渠の補助対象範囲を拡大※10

※10 通常は自治体規模が大きくなるほど管渠の補助対象範囲が狭くなること、事業運営の一体化を行う自治体には、事業運営の一体化対象自治体のうち最も規模の小さい自治体の補助対象範囲を適用



広域連携の概要



事業運営の一体化と施設の最適配置（イメージ）

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

(2) 分散型システム導入の推進

〔個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充〕
(水道)

- 分散型システムの導入に必要な計画策定や施設整備（水源整備、小型浄水処理装置、運搬送水のための給水車導入など）を補助対象に追加

[補助率1/3等]



分散型システムの例
(給水車による運搬送水)

(3) DXの推進

〔交付金事業の拡充〕
(下水道)

- 効率的な維持管理や迅速な災害対応のため、下水道管路に加え、下水処理場及びポンプ場の施設情報等のデジタル化を補助対象に追加

[補助率1/2]

(4) PFASへの対応強化

〔個別補助事業の拡充・交付金事業の拡充〕
(水道)

- PFOS及びPFOAの水道水質基準化（R8.4.1施行）を踏まえ、PFAS対策の補助対象自治体を拡大 [補助率1/4]

ポイント

- 資本単価要件、または、以下のいずれかの要件を満たす事業者も補助対象に追加
- ・ 料金回収率が100%以上である場合
 - ・ 過去5年間に於いて、少なくとも1回以上の水道料金の改定が行われている場合
 - ・ 広域連携に向けた、協議会の設立などの具体的な検討が進められている場合



PFASへの対応の例
(活性炭処理施設)

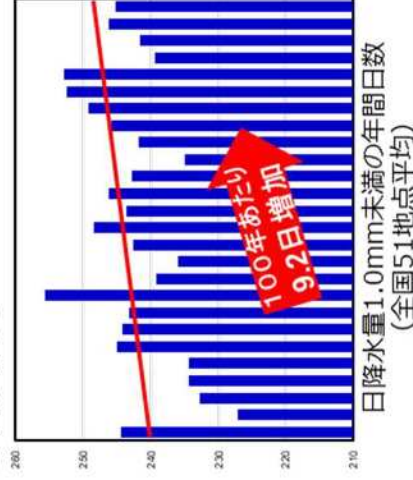
【国土交通省 水管理・国土保全局】

大規模出水後の土砂掘削によるダムの水道容量確保（災害復旧事業）

- 水道水の水源となるダムの管理は日々適切に実施しているものの、大規模な出水があった場合は、ダム堆砂が急激に進み、十分な水道容量が確保できないリスクが高まる。
- このため、大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削（原型復旧分）を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とすることで、大規模出水後の速やかな水道容量確保を促進し、水の安定供給を図る。

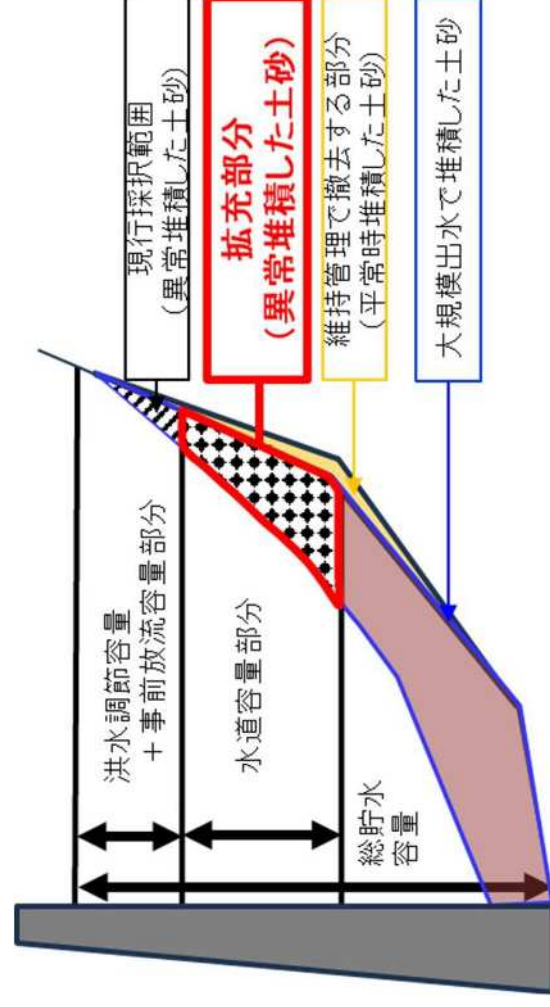
背景・課題

- 近年は時間雨量 50 mm を超えるような大雨が増える一方、無降水日（日降水量 1.0 mm 未満）は増加しており、令和 7 年は梅雨期の少雨により全国的な渇水被害が発生し、平成 29 年以来、8 年ぶりに「国土交通省渇水対策本部」が設置された。
- 水道水の約 50 % はダムに貯留された水により賄われているため、大規模出水後にはダムの異常堆砂により十分な水量容量を確保できず、出水後に無降水日が続いた場合、水の安定供給に支障をきたす恐れがある。



今後の対応

- 大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、水道容量の確保に必要となる土砂掘削を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とし、災害復旧事業として支援する。



拡充部分のイメージ

令和8年度第1回大都市水道局大規模災害対策検討会

国土交通省防災課より連絡事項

国土交通省 水管理・国土保全局
防災課

- 1 令和7年災害の査定実績と災害復旧制度の沿革
- 2 令和8年度 水道事業に係る新制度 等
- 3 令和7年災害の査定事例

1 令和7年災害の査定実績と災害復旧制度の沿革

2 令和8年度 水道事業に係る新制度 等

3 令和7年災害の査定事例

1 査定実績と沿革

令和7年災害の査定実績

令和8年3月31日現在

種目	決定箇所数	決定額(千円)
上水道	43	2,360,961
下水道	14	1,163,281



上水道

融雪災害による管体の破断
(新潟県柏崎市)



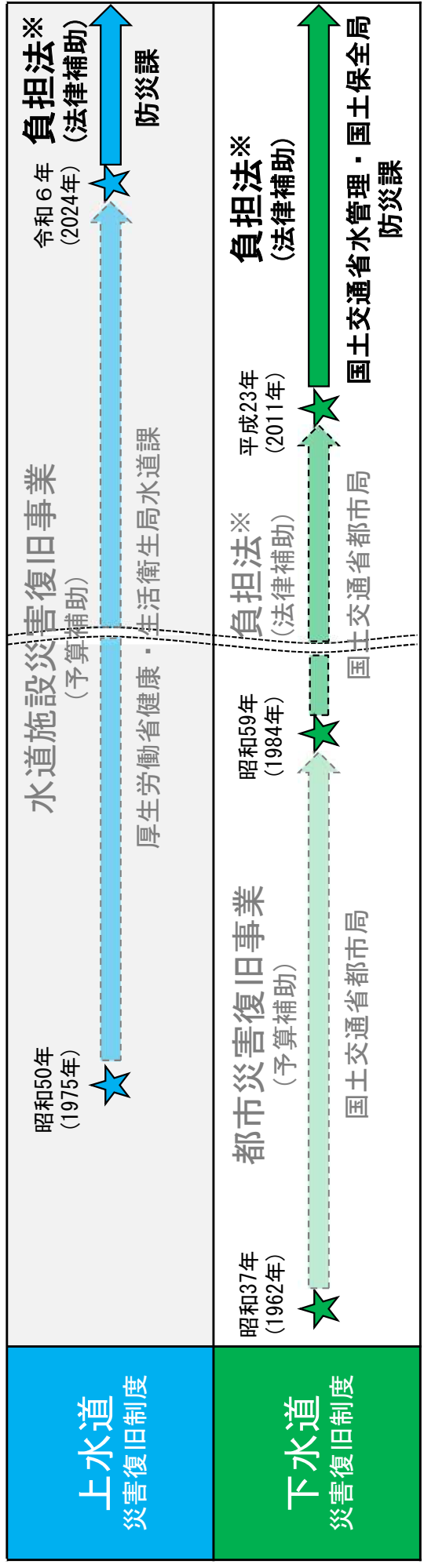
下水道

終末処理場の浸水被害
(福岡県新宮町)

災害復旧制度の沿革

(種目)

(タイムライン)



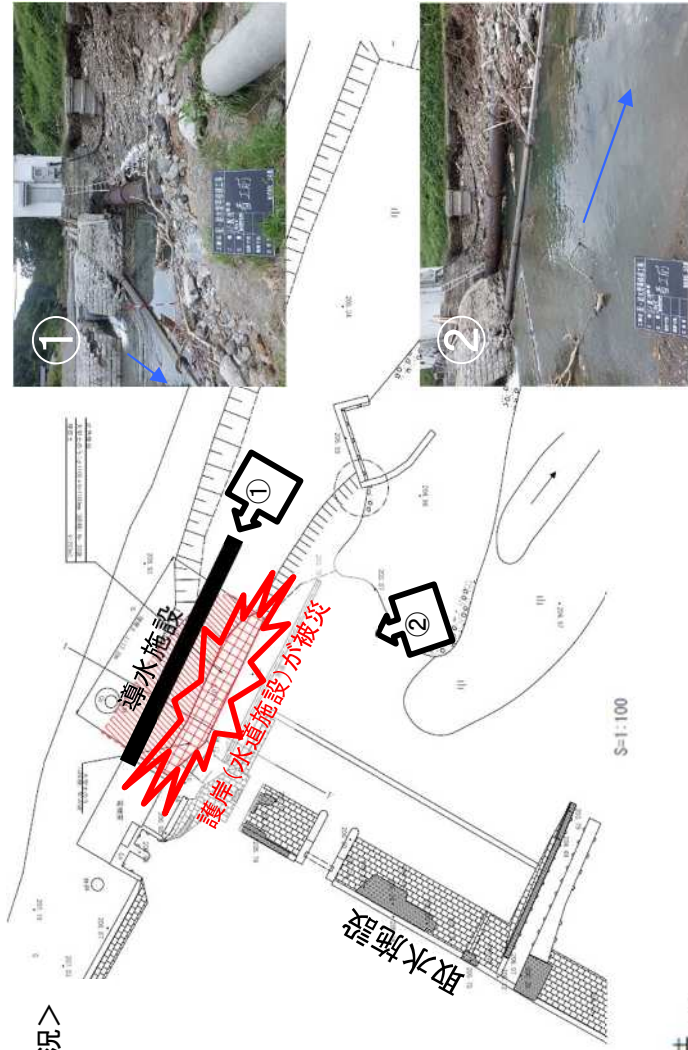
※ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

- 1 令和7年災害の査定実績と災害復旧制度の沿革
- 2 令和8年度 水道事業に係る新制度 等
要綱（第9、第12、第14）の改正など
- 3 令和7年災害の査定事例

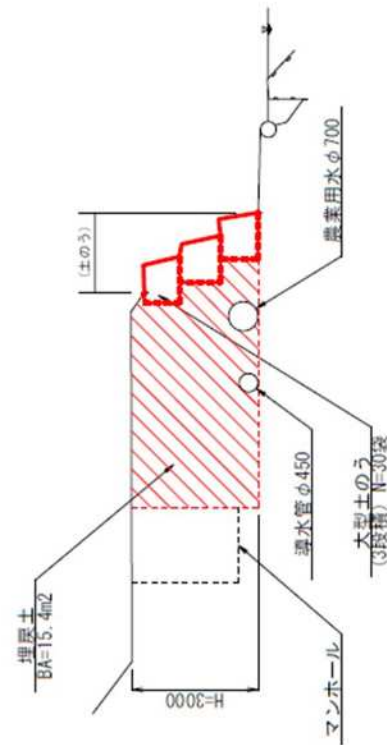
要綱第9の仮締切、決壊防止工に水道施設を追加することで、水道施設の応急仮工事として負担法の対象とする。

- 河川の出水により取水施設の取付護岸(水道施設)が被災。

＜被災状況＞



- 要綱では、応急工事費の範囲が定められており、仮締切や決壊防止工法において対象施設として河川、道路等は認められているが、水道は認められていない。
- 本事例においては、水道施設の護岸が被災し導水管がむき出しとなった。現地では決壊防止として、土のう積みを実施したが、決壊防止として土のう積みは、負担法の範囲外となる。
- 要綱第9の仮締切、決壊防止工に水道施設を追加することで、今後本事例の応急仮工事も負担法の対象となる。



要綱第12に水道を追加し、水道施設の管きよ等の埋そくについても維持工事としてみるべきものを追加し査定の明確化を図る。

取水口の埋そく



被災前



被災後(埋塞)

浄水施設の埋そく



浸水水位



被災状況

ろ過池への
可川水の流入

洗浄後(ろ過砂への赤土の混入)



○近年の洪水の激甚化による水道施設の埋そくは、査定事例が増えるが定めがないため、下水道施設の埋そくを準用している。

(要綱第12には、維持工事とみるべき事項として、下水道施設の埋そくについては、管きよ等の3割に満たないものは維持工事としてみるべき事項と定められている。)

○今回水道施設の管きよ等の埋そくについても維持工事としてみるべきものを追加し査定の明確化をはかる。

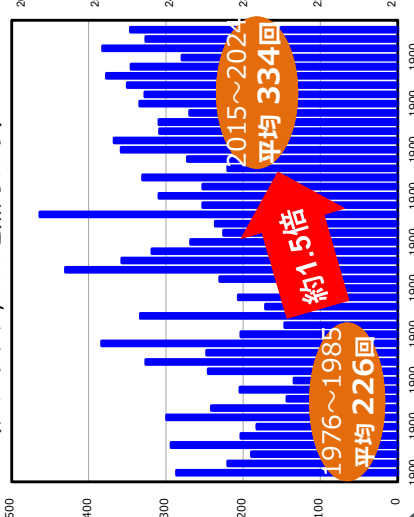
要綱第14の維持上又は公益上特に必要と認められる河川の埋そくに、ダムの水道に係る利水容量内に堆積した土砂を追加し、負担法の対象とする。

背景・課題

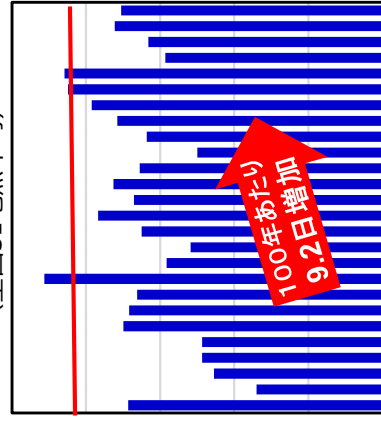
○近年は時間雨量50mmを超えるような大雨が増える一方、無降水日(日降水量1.0mm未満)は増加しており、令和7年は梅雨期の少雨等により全国的な渇水被害が発生し、平成29年以来、8年ぶりに「国土交通省渇水対策本部」が設置された。

○水道水の約50%はダムに貯留された水により賄われており、大規模出水によりダムの異常堆砂が生じた場合は十分な水道に係る利水容量を確保できず、出水後に無降水日が続いた場合、安定供給に支障をきたす恐れがある。

1 時間降水量50mm以上の年間発生回数
(アメダス1,300地点あたり)



日降水量1.0mm未満の年間日数
(全国51地点平均)

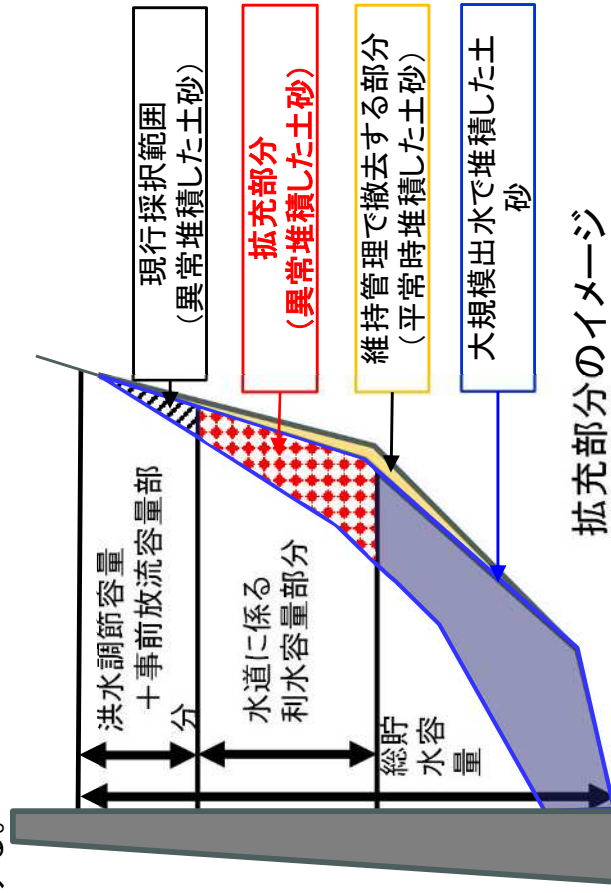


新たな制度による対応

対象事業

拡充内容

- 大規模な出水によりダムに異常堆積した土砂について、水道に係る利水容量の確保に必要な土砂掘削を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とし、災害復旧事業として支援する。



拡充部分のイメージ

○水道水の水源となるダムの管理は日々適切に実施しているものの、大規模な出水があった場合は、**ダム堆砂が急激に進み、十分な水道に係る利水容量が確保できないリスクが高まる。**

○このため、大規模な出水後にダムに異常堆積した土砂について、利水容量の確保に必要な土砂掘削(原形復旧分)を新たに公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象とすることで、大規模出水後の速やかな水道に係る利水容量確保を促進し、**水の安定供給を図る。**

2 水道事業に係る新制度等 ④

水道施設の災害復旧事業の工事費算出に係る事務連絡

「水道施設に係る災害復旧事業の工事費の算出等の取扱いについて」1. 工事費算出の基準
 (二)・(イ)・(e)の取扱いについて
 (令和7年6月6日付け事務連絡、国土交通省水管理・国土保全局防災課 総括災害査定官)

【参考】

「水道施設に係る災害復旧事業の工事費の算出等の取扱いについて」

1. 工事費算出の基準 (二)・(イ)・(e)

1. 工事費算出の基準

(二) 建物以外の工作物

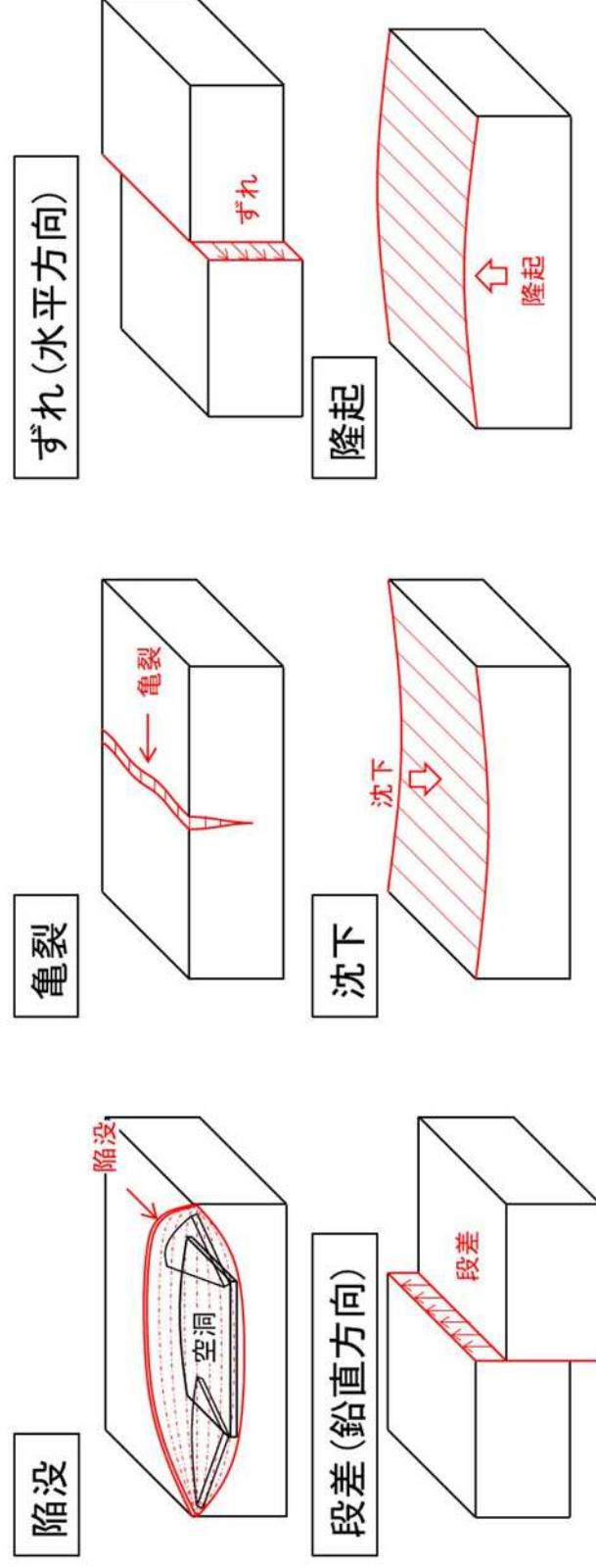
(イ) 管

(e) 管路において、多数の破損個所が近接した区間に存在している、継手部分に顕著な変動が見られその影響が近接した区間に及んでいる又は管路が蛇行し通水に支障がある等、被災管の布設替え若しくは部分的な補修による復旧では、経済性、復旧性又は構造上の観点から不適当であり一定区間の管路全体について布設替えを行うことが必要と認められる場合には、当該布設替えを必要とする最小区間の管路の布設替えをするための経費を工事費として算出する。

事務連絡のポイント

- 地上で発見できる明らかな被災に「地表面の変状」を追加
- 「同一埋設環境にある必要最小区間」の取扱いを明示
- 継手部分の顕著な変動として「設計照査用最大伸び量」を追加、それらの参考文献を水道施設設計指針（公益社団法人日本水道協会）、水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人日本水道協会）等に変更

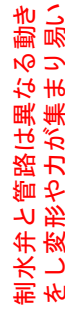
地上で発見できる明らかな被災のうち、地表面の変状のパターン



(同一埋設環境)



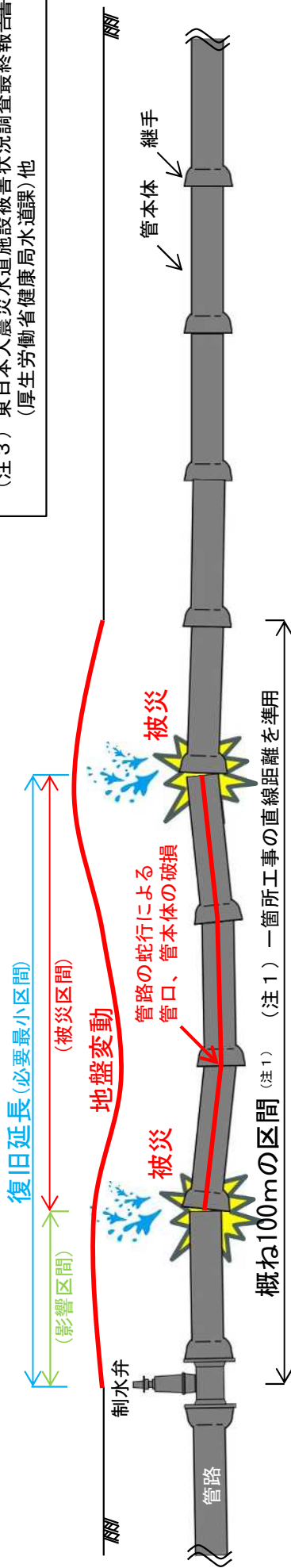
(同一埋設環境)



2 水道事業に係る新制度等 ④

片端にしか制水弁がない場合の必要最小区間の考え方

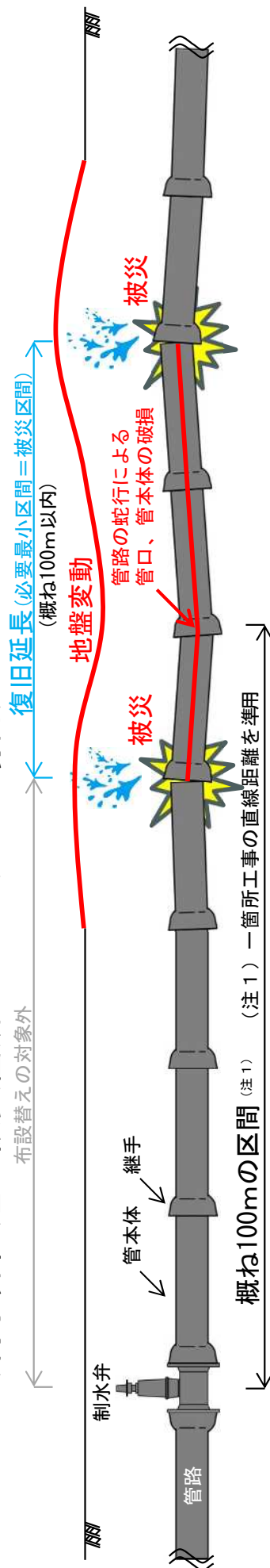
ケース 1 (制水弁から2つ目の被災箇所が100m以内の場合) (注2)



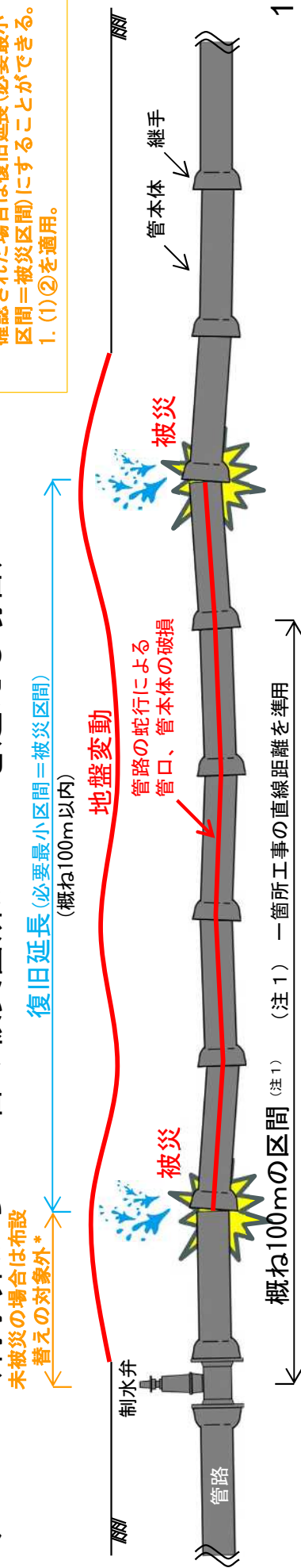
(注2) 制水弁と非耐震管路は異なる動きをし変形や力が集まり易い(注3)ため、制水弁から被災箇所までを影響区間として扱い布設替えをすることができ。

(注3) 東日本大震災水道施設被害状況調査最終報告書(厚生労働省健康局水道課)他

ケース 2 (制水弁直近の被災箇所が100m以内の場合)



ケース 3 (制水弁から2つ目の被災箇所が100mを超える場合) (注2)



* 試験による被災調査により管路破損が確認された場合は復旧延長(必要最小区間=被災区間)にすることができ。

1. (1)②を適用。

地表面の変状の目安（管種毎の限界値の例）

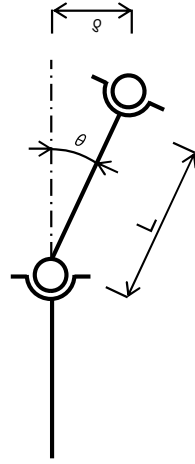
* 水道施設耐震工法指針・解説2022年版Ⅲ設計事例編（公益社団法人日本水道協会）
** 便覧第14版（一般社団法人日本ダクタイル鉄管協会）

表－1 ダクタイル鉄管の照査用限界値（小口径）*

接合形式	G×形		N S形		S II形		K形（非耐震管路）	
呼び径	許容曲げ角度	設計照査用 最大伸び量	許容曲げ角度	設計照査用 最大伸び量	許容曲げ角度	設計照査用 最大伸び量	許容曲げ角度	設計照査用 最大伸び量
mm		mm		mm		mm		mm
75	4° 00'	±42	4° 00'	±42	4° 00'	±42	5° 00'	31
100	"	±41	"	±41	"	±41	"	29
150	"	±54	"	±54	"	±54	"	25
200	"	±52	"	±52	"	±52	"	20
250	"	±50	"	±50	"	±51	"	20

表－2 継手の許容曲げ角度（小口径）**

呼び径	G×形・N S形・S II形			K形（非耐震管路）			T形（非耐震管路）		
	曲げ 角度 (°)	管1本当たりに許 容される偏位（cm）		曲げ 角度 (°)	管1本当たりに許 容される偏位（cm）		曲げ 角度 (°)	管1本当たりに許 容される偏位（cm）	
		4m	5m	6m	4m	5m	6m	4m	5m
75	4° 00'	28	—	—	4° 00'	35	—	35	—
100	"	28	—	—	"	35	—	35	—
150	"	—	35	—	"	—	44	—	44
200	"	—	35	—	"	—	44	—	44
250	"	—	35	—	"	—	36	—	44



$$\delta = L \cdot \sin \theta$$

δ：偏位
L：有効長
θ：許容曲げ角度

表－3 硬質塩化ビニル管の照査用限界値*

項目	設計照査用最大伸縮量			設計曲げ角度
	RR管 （～呼び径150）	RR管 （呼び径200～）	RRロング管	
レベル1地震動	±24mm	±29mm	±75mm	±4°
レベル2地震動	±24mm	±29mm	±mm	±4°

表－4 鋼管の照査用限界値*

管体ひずみ（レベル1地震動）	23 t / D
管体ひずみ（レベル2地震動）	46 t / D

表－5 水道配水用ポリエチレン管の照査用限界値*

管体ひずみ（レベル1地震動）	3.0（%）
管体ひずみ（レベル2地震動）	3.0（%）

原形復旧が不適当な場合に関する通知

水道、下水道等における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について（通知）

（令和8年4月13日付け国水防第12号、国土交通省水管理・国土保全局防災課長）

この通知に伴い、

「処理場・ポンプ場等における公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」の運用について」（平成27年6月1日付け国水防第384号国土交通省水管理・国土保全局防災課長通知）は廃止。

事務連絡のポイント

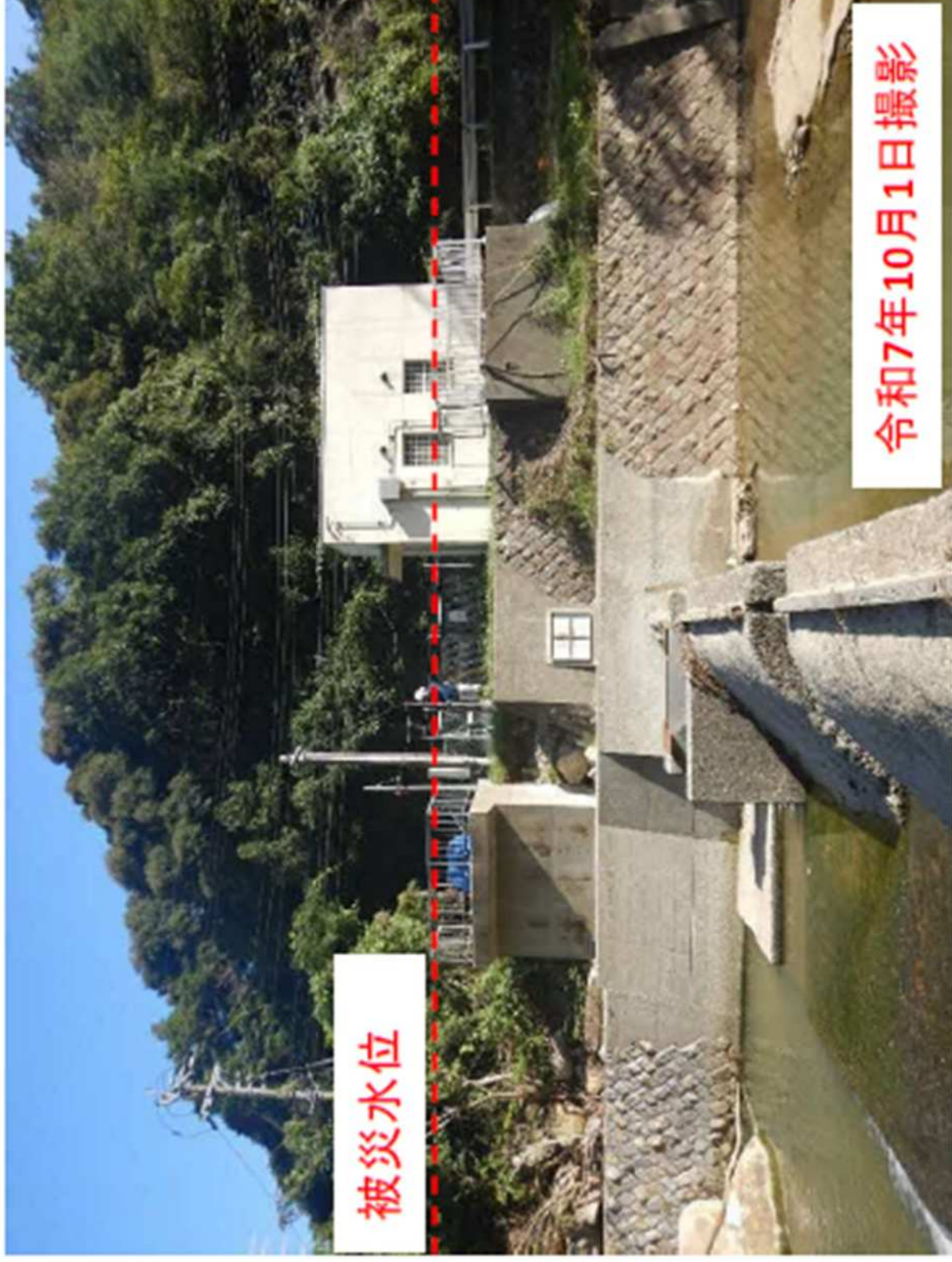
➤ 適用範囲の追加（水道施設、河川のポンプ場・排水機場）

【参考】公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第三第二号「チ」

第三 法第二条第三項に規定する「原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすること」とは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

二 原形に復旧することが著しく不適当な場合

チ 河川、海岸、砂防設備、道路、水道、下水道又は公園が越水又は越波のため被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該災害を与えた洪水、高潮、波浪等を対象とした水たき工、被覆工等を設けて施行する必要最小限度の工事



【被災原因】

①異常な降雨により、河川が氾濫し施設が冠水

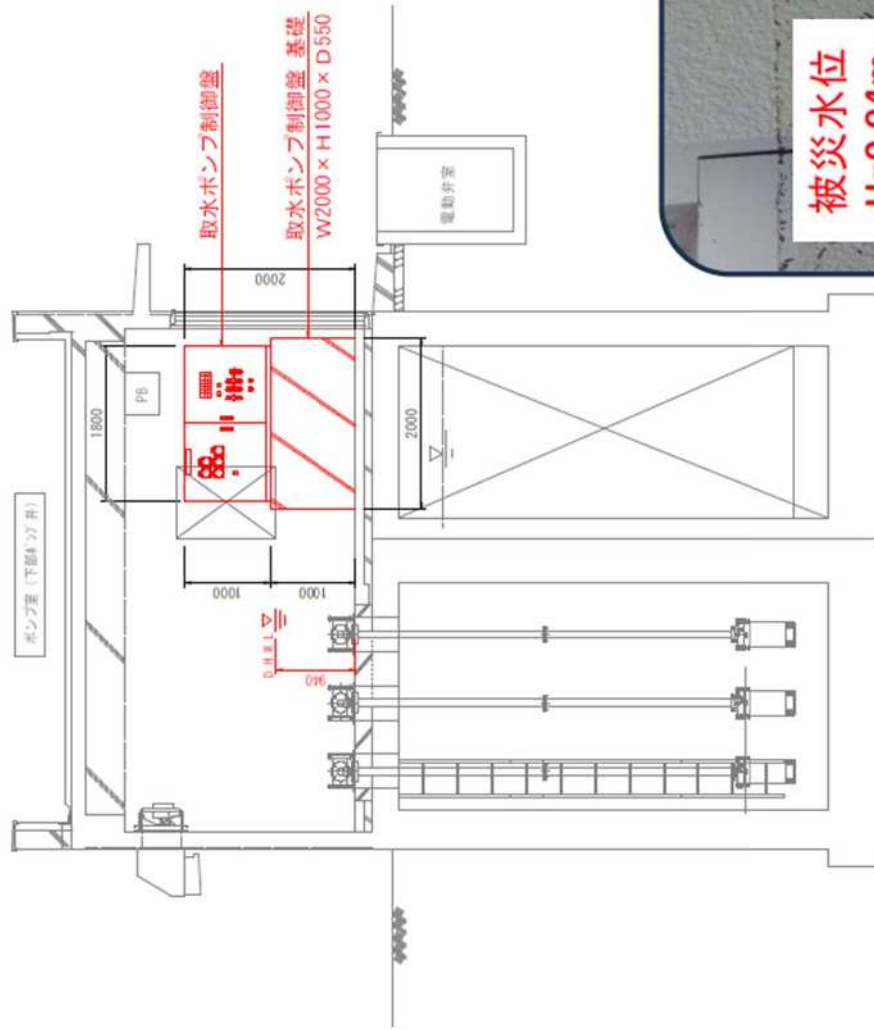


②浸水して、自動転倒ゲート、その他機器内部への土砂混入によって動作が不能となった



2 水道事業に係る新制度等 ⑤

断面図



工事概要 概算工事費 9,197千円
電気設備工事 (取水ポンプ制御盤1箇所)
電気設備
・取水ポンプ制御盤 1面
(水位計変換器 1台)
・制御盤基礎 1基



- 1 令和7年災害の査定実績と災害復旧制度の沿革
- 2 令和8年度 水道事業に係る新制度 等
- 3 令和7年災害の査定事例
貯水施設、取水施設、導水施設、配水施設ほか

1. 査定事例《取水施設の被災》

年	災	7
異常気象名	豪雨	
被災位置	熊本県内	
被災施設	取水施設（水源施設）	
被災状況	河川の増水による水源施設内の機械設備及び電気設備の浸水	
申請額（決定額）	62,315千円（62,315千円、内仮工事費7,783千円）	
復旧工法	電気機械設備の嵩上げ（要綱第3・2・チ）	

査定のポイント

【応仮工事】

- 河川敷内にある水源施設の内、ポンプ制御盤、引込開閉器盤、電源切替盤が河川の増水により浸水。また、点検口は浸水水位よりも高い位置に設けられていたが、河川の増水に伴い浅井戸内の水位が上がリ、地下のピットが水没して電動弁の端子台が浸水して、原水の供給が途絶。
- 民生安定上の観点から、故障した電動弁を暫定的に移動させるのに、応急仮工事として修理を実施（要綱第9・1・ホ）。

【復旧工法】

- 被災した機械設備、電気設備については、第三者機関による調査の結果、取り替えが必要との結果に至り、それらを認めた（要綱第2・2・1・イ）。
- 被災原因を除去するため、浸水水位までの防水処置として、電気機械設備の嵩上げを採択（要綱第3・2・チ）。

● 注意事項

- ・ 機械設備、電気設備等の浸水被害は、被災状況の目視確認が難しく、被災の判定に専門知識を要するため、第三者機関等の被災証明を添付。
- ・ 浸水水位（被災水位）を超える浸水想定水位（計画水位）等までの防水処置は災害復旧事業の範囲を逸脱して改良的とされるために不採択。
- ・ 浸水水位までの防水処置をするためには、越水、越波による浸水の痕跡（枯草、ゴミ等）を示した写真、動画などが必要。



年	災	7
異常気象名	火災	
被災位置	岩手県内	
被災施設	流木止設備（網場）、転落防止柵、階段工	
被災状況	山林火災に伴う多目的ダムの付属設備の焼失	
申請額（決定額）	654千円（654千円）	
復旧工法	原形復旧（要綱第2・1）	

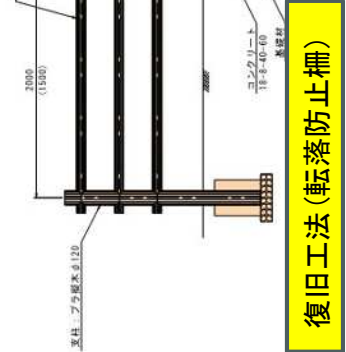
査定のポイント

【復旧工法】

- 水道事業者等、2つ以上の施設管理者が管理費を負担する多目的ダム等（ダム、河口堰、導水路等）の共同施設（公共土木施設）については、その負担割合に応じて、災害復旧事業として各々査定申請することができる（方針第6の2）。
- 令和7年2月26日から4月7日に掛けての火災による災害（山林火災）により、ダム付属設備の流木止設備、転落防止柵、階段が焼失。それを原形復旧するもの（要綱第2・1）。負担割合は河川管理者が98.3%、水道事業者が1.7%。
- **注意事項**
 - ・ 事務負担の軽減を目的に原則として複数の施設管理者の災害査定（申請）を一括して行う（「多目的ダム等の共同施設に係る災害査定について」（令和7年3月12日付事務連絡、国土保全局防災課総括災害査定官））。
 - ・ 本事例は1箇所工事の費用の限度額（60万円）を僅かに上回ったため、査定決定されたが、限度額未満であれば失格となる。また、実施設計額が限度額未満になると廃工の措置を採らなければならない。







ダム全景

被災前（転落防止柵）

被災状況（転落防止柵）

被災後（転落防止柵）

復旧工法（転落防止柵）

19

付、資料関係

3. 査定事例《取水施設の被災》

年	災	7
異常気象名	豪雨	
被災位置	鹿児島県内	
被災施設	取水施設（水源施設）	
被災状況	天然河岸の浸食による水源施設および河道の埋そく	
申請額（決定額）	3,588千円（3,588千円）	
復旧工法	埋そく土砂の除去（要綱第2・1）	

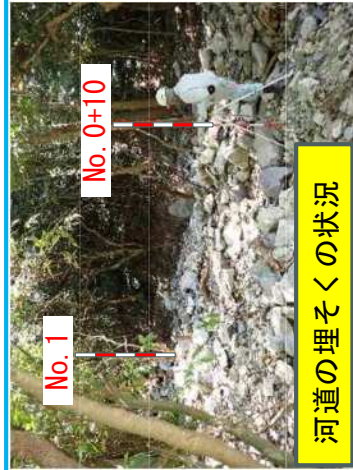
査定のポイント

【復旧工法】

- 取水施設（水源施設）の埋そく土砂の除去は、従前の効用（取水量）を回復するものであり、取水口から上流側の水道施設の範囲もしくは取水量を確保できる断面を災害復旧事業の対象として採択（要綱第2・1）。
- 施設用地（河道）外の埋そく土については、境界と河床の交点から安息角を引き土砂の上端を結んだ範囲まで除去することを認めた。
- **注意事項**
 - ・ 水道施設の埋そくは「下水道の排水施設の埋そく」に準じており、埋そく土砂の断面積が管渠等の断面積の3割に満たないものは「維持工事とみるべきもの」（いわゆる「のみ災」）に該当し適用除外。
 - ・ 査定時は自然流下量を見込んで埋そく土砂の7割の量を計上（査定時に着手・契約済みの場合は自然流下量を見込まず全土量を計上）。
 - ・ 被災の事実の確認として、被災後に取水量が減少している資料（取水量のトレンドデータ、被災状況写真等）が必要。
 - ・ 災害復旧事業の対象はあくまでも水道施設の範囲になり、その範囲を超えて他の施設（本事例では河川施設）の埋そく土砂を除去できるものではないことに注意。



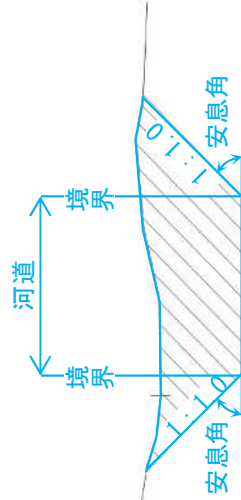
水源施設の埋そくの状況



河道の埋そくの状況



河道の埋そくの状況



埋そく土砂の除去の範囲（断面）

4. 査定事例《導水管の被災》

設計図書の簡素化

年	災	7
異常気象名	豪雨	
被災位置	熊本県内	
被災施設	導水管（水道用硬質塩化ビニル管φ100mm、L=70.0m）	
被災状況	河川の増水に伴う兼用道路の欠壊による導水管の流失	
申請額（決定額）	3,662千円（3,662千円、内仮工事費547千円）	
復旧工法	管路の布設替え（要綱第2・2・1・イ）	

査定のポイント

【応急仮工事】

- 河川の増水に伴い兼用道路が欠壊したことにより、道路下に埋設されていた導水管が流失し原水が途絶。
- 民生安定上の観点から、応急工法として道路の災害復旧工事に支障とならない必要最小限度（延長、管種、管径）の仮設（陸）配管を採択（要綱第9・1・木）。管径は水理計算により縮径（φ50mm）。

【復旧工法】

- 水道の災害復旧事業においては、伸縮性、可とう性又は離脱防止機能を有する管の布設も原形復旧とみなされる（申合第1・16・（3））ため、被災した水道用硬質塩化ビニル管から水道配水用ポリエチレン管への材質の改良および布設替えを認めた（要綱第2・2・1・イ）。

● 注意事項

- ・ 道路施設と水道施設は兼用工作物ではないため、管理者毎に分けて申請しなければならない。
- ・ 管理者が異なり、被災区間が重なる申請については、二重採択と手戻りを防止するため、それぞれの査定設計書に計上する範囲を申請者間で良く調整すること。



被災前



被災後



導水管の流失



仮設(陸)配管(P E21)

5. 査定事例《導水管の被災》

年	災	7
異常気象名	豪雨	
被災位置	長野県内	
被災施設	導水管（水道用塗覆装鋼管 φ100mm及び150mm、L=16.2m）、専用地道	
被災状況	落石及び斜面崩壊による管路の結合部の漏水と外れ、専用地道の崩土堆積	
申請額（決定額）	34,533千円（34,533千円）	
復旧工法	管路の布設替え、丸太筋工、植生工、崩土除去（要綱第2・2・1・イ）	

査定のポイント

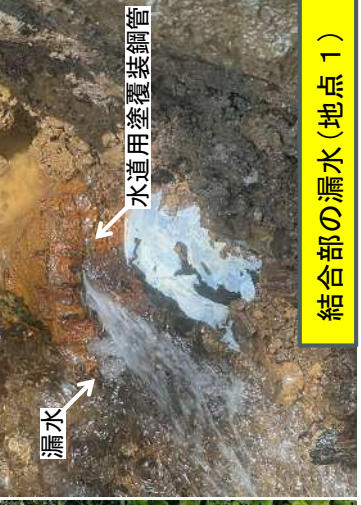
【復旧工法】

- 令和7年8月7日の豪雨に伴う落石及び斜面崩壊により、別の2地点の導水管に結合部の漏水と外れが生じた。その内、漏水したルート（地点1）の導水量が減っていたため、査定前に応急本工事に着工（要項第9・2）。
- 被災原因の除去として、被災した水道用塗覆装鋼管から、大きな変形に追従できるアラミド外装ポリエチレン管への布設替え（申合第1・16・（3））、また、管路周辺の斜面表土の侵食及び流出防止のための丸太筋工と植生工、専用地道の崩土除去を認めた（要綱第2・2・1・イ）。
- 被災箇所に至るには片道約3時間を要し、最大斜度が45度を超えるため、人肩やモノレールではなく、資機材をヘリコプターにより運搬。
- **注意事項**
 - ・ 本事例については、落石及び斜面崩壊により水道用塗覆装鋼管が被災したため、被災原因の除去として、より可とう性の高いアラミド外装ポリエチレン管への材質の改良を認めたもの。より性能の高い材料の採用が無条件に許されるものではなく、経済性が重要視されることに注意。
 - ・ 被災箇所に至るまでの道のりや最大斜度といったややむを得ない事由があったため、ヘリコプターによる資機材運搬を採択したものであり、全てのケースで認められる訳ではない。

被災状況（地点1）



被災状況（地点2）



結合部の漏水（地点1）



結合部の外れ（地点2）

年	災	7
異常気象名	落雷	
被災位置	山形県内	
被災施設	遮断用バルブの電動式駆動装置、流量計の検出器及び変換器	
被災状況	雷サージ（過電流、過電圧）による電動式駆動装置の焼損、検出器及び変換器の故障	
申請額(決定額)	9,936千円 {9,713千円、カットによる減額（11. 査定事例《カット》参照）}	
復旧工法	既存設備と同等の機能、性能、仕様を満たす機器への材質の改良（要綱第2・2・1・イ）	

査定のポイント

【復旧工法】

● 電源線を通じて誘導雷による雷サージが浸入し、遮断用バルブの電動式駆動装置の焼損、流量計の検出器及び変換器の故障が生じたもの。

● 被災した機械設備、電気設備については、第三者機関による調査の結果、取り替えが必要との結果に至ったものの、同じ製品は生産中止となっていたため、同等の機能、性能、仕様を満たす機器への材質の改良を認めた（要綱第2・2・1・イ）。

● 注意事項

・ 落雷に起因する災害は通常の災害とは異なり、機械設備、電気設備等の内部の損傷や機能停止が多く、目視による被害状況の確認が難しいとともに被災の判定には専門的な知識を要す。そのため、地方気象台の雷の注意報・警報等発令状況のほか、民間気象会社による落雷証明書（本事例では㈱フランクリン・ジャパン）や第三者機関等（本事例では一般財団法人日本品質保証機構）の被災証明が必要。そのほか、査定までに準備する資料については「技術者のための災害復旧問答集」を参照のこと。

電動式駆動機

電動式駆動装置の焼損

流量計のトレンドデータ

雷害の種類(直撃雷、誘導雷、逆流雷)と侵入経路

23

- 398 -

7. 査定事例《配水管の被災》

年	災	7
異常気象名	豪雨	
被災位置	北海道内	
被災施設	配水管（鋼管φ100mm、橋梁添架管L=45.5m）	
被災状況	河床洗掘に伴う橋脚の沈下・傾斜及び土砂・流木の衝突による管体の変形	
申請額（決定額）	60,368千円（60,368千円、内仮工事費3,751千円）	
復旧工法	別の橋梁への配水管の添架（要綱第3・2・イ）	



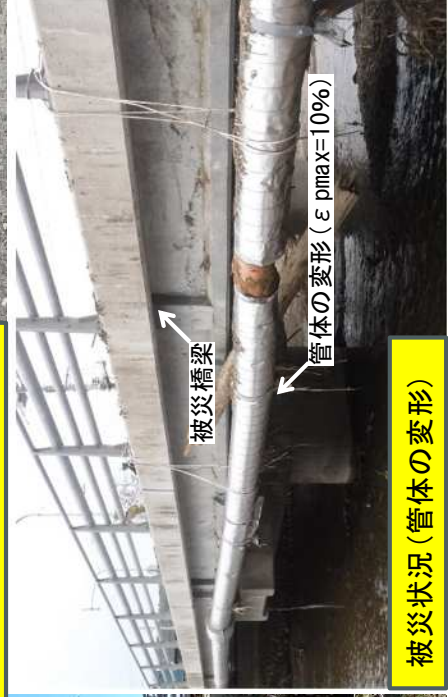
被災状況（河川と橋梁）



被災状況（橋梁と添架管の全景）



被災状況（橋梁への流木の集積）



被災状況（管体の変形）



被災状況（ブリケットの破損）

7. 査定事例《配水管の被災》

年	災	7
異常気象名	豪雨	
被災位置	北海道内	
被災施設	配水管（鋼管φ100mm、橋梁添架管L=45.5m）	
被災状況	河床洗掘に伴う橋脚の沈下・傾斜及び土砂・流木の衝突による管体の変形	
申請額（決定額）	60,368千円（60,368千円、内仮工事費3,751千円）	
復旧工法	別の橋梁への配水管の添架（要綱第3・2・イ）	

査定のポイント

【応急仮工事】

- 豪雨により、橋脚廻りの河床が洗掘して躯体が沈下、傾斜するとともに、洪水流の中に入り混じった土砂と流木が橋梁添架管に当たって絡み付き、配水管に最大10.0%の管体ひずみ（管体の変形）が生じたもの。
- 配水管の通水機能は保たれていたが、管体の許容ひずみを大きく超えていたため、民生安定上の観点から、応急工法として必要最小限度（延長、管種、管径）の仮設（陸）配管（ステンレス製レンタル管）を採択（要綱第9・1・ホ）。

【復旧工法】

- 被災した橋梁がボルトネックとなり、浸水被害の一因となったため、橋梁の本復旧を取り止め。
- 浄水を供給するために配水管を復旧しなければならず、技術的、経済的に見て、独立水管橋3案よりも配水管の位置（ルート）を変更して橋梁添架とした方が現実であったことから、同じ河川に架かり、下流側に位置する未被災の橋梁への配水管の添架を認めた（要綱第3・2・イ）
- また、添架する橋梁は上流側の橋梁が無くなり被災し易くなること、管体ひずみが10.0%を超えたことを理由に、被災原因の除去として、大きな変形に追従できるアラミド外装ポリエチレン管への布設替えを認めた（申合第1・16・（3））。

● 注意事項

- 本事例については、配水管を添架する橋梁周辺の状況の変化と被災の事実を根拠に、被災原因の除去として、より可とう性の高いアラミド外装ポリエチレン管への材質の改良を認めたもの。より性能の高い材料の採用が無条件に許されるものではなく、経済性が重要視されることに注意。

8. 査定事例 《水源施設と導水管の被災》

設計図書の簡素化

年	災	7
異常気象名	台風	
被災位置	東京都内	
被災施設	取水施設（水源施設3箇所）、導水管（ダクタイル鋳鉄管φ100mm、L=8.0m）	
被災状況	斜面崩壊の多発による水源施設の埋没、管路の破損と埋没	
申請額（決定額）	312,941千円（312,941千円、内仮工事費257,179千円）	
復旧工法	代替水源の新設と管路の布設替え（要綱第3・1・イ）	



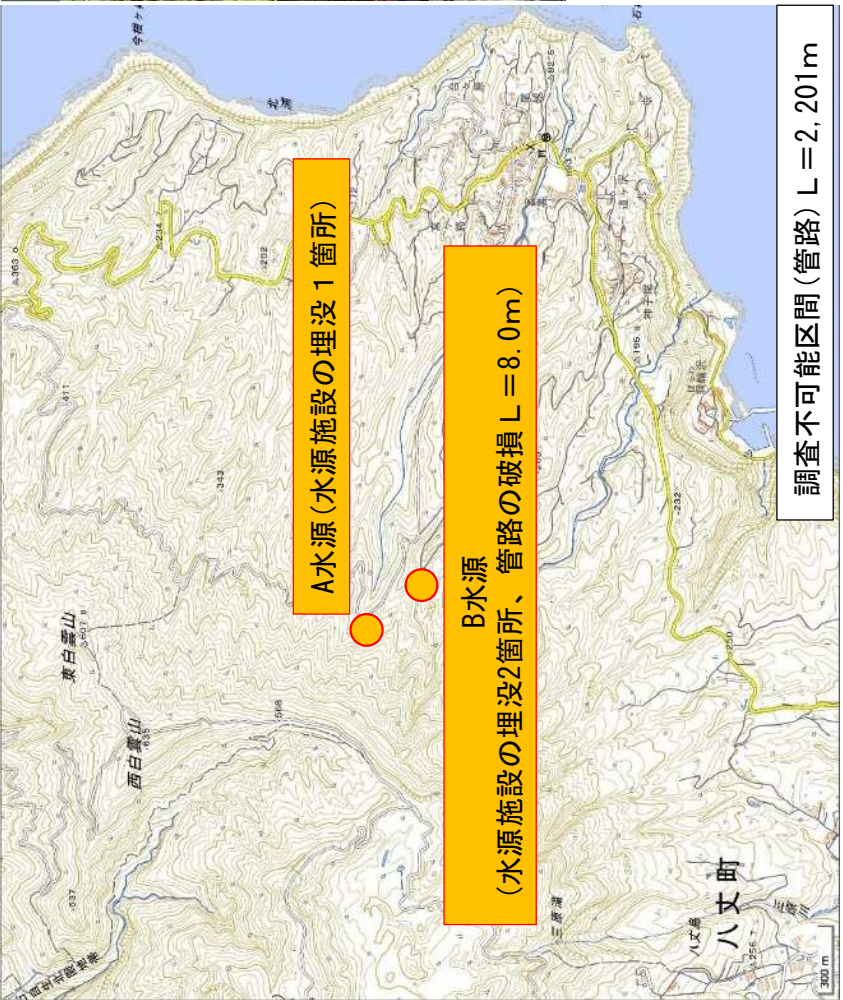
水源施設の埋没 (A水源)



水源施設の埋没 (B水源)



水源施設





管路の継手の外れ

ダクタイル鋳鉄管

ダクタイル鋳鉄管



可搬型浄水装置 (応急仮工事)



仮設配管 (応急仮工事 26)

設計図書の簡素化	
年	災 7
異常気象名	台風
被災位置	東京都地内
被災施設	取水施設（水源施設3箇所）、導水管（ダクタイル鑄鉄管φ100mm、L＝8.0m）
被災状況	斜面崩壊の多発による水源施設の埋没、管路の破損と埋没
申請額（決定額）	312,941千円（312,941千円、内仮工事費257,179千円）
復旧工法	代替水源の新設と管路の布設替え（要綱第3・1・イ）

査定のポイント

【応急仮工事】

- 水源施設と導水管の被災により、原水の供給が絶たれたため、民生安定上の観点から緊急に応急仮工事を施工（要綱第9・1・ホ）。
- 本事例において、被災後直ぐに使用できた代替水源としてはクリプトスポリジウムの発生により休止した水源しかなく、それを再利用。そのため、クリプトスポリジウム対策のできる可搬型浄水装置を選定。処理水量は従来取水していた相当量分を災害復旧事業として採択。
- 更に10社から聞取りし調達可能な複数の可搬型浄水装置の比較検討も実施。断水の受忍限度の範囲で経済的な応急工法を選定。
- 被災した水源施設と代替水源は別系統のため、仮設連絡管（2,140m）を配管。
- **注意事項**
 - ・ **可搬型浄水装置と仮設配管による応急工法（本事例の仮工事費257,179千円）。**
 - ・ **本事例については、広範に亘って斜面崩壊が多発しており、短期間で被災した水源施設の近くに代替水源を求めるのは不可能であったことから、やむを得ない事由が認められたもの。**
 - ・ **原水、浄水の供給が絶たれる全てのケースにおいて可搬型浄水装置が採択される訳ではない（本事例において被災したのは水源施設であり、浄水施設ではない）ことに注意。**

【復旧工法】

- 埋没した水源施設を放棄し、他に代替水源を新設する（水道施設に係る災害復旧事業の工事費の算出等の取扱いについて、令和6年4月1日国土防第537号国土交通省水管理・国土保全局防災課長）こととして、これを見込工法とした。
- ただし、被災した水源施設の周辺は崩土、倒木で覆われ、それらを除去してから水源調査や調査不可能区間の被害状況調査をして工法選定をすることになるため、「地形、地盤等の状況からみて特に検討する必要がある場合」の理由に当たるとして協議設計（方針第15・1・（二））を付し、災害復旧事業として採択。
- 協議設計のため、当該調査、測量又は試験に要する費用を測量及び試験費に計上。
- 埋没した管路は査定までに物理的に調査（漏水調査、試験等）をすることが不可能であったため、その延長（L＝2,201m）を復旧延長に含めず、不可視による未申請として扱った（被災施設の原形等が調査等が調査不可能又は困難な場合の対応について（通知）（平成30年4月25日事務連絡））

その他

- 水道整備・管理行政の移管により負担法移行された水道施設の災害復旧事業については、令和6年度より公益社団法人日本水道協会をはじめとした、各種団体などの講義・講習に時間を割いていただき、研修を全国で実施
- 災害査定官が地方査定への出張にあわせて、現地水道事業者向けのミニ勉強などを実施し、比較的小規模の水道事業者へも講習実施を重ねている ←令和7年度17都府県 22講座
- 運用後、多少の制度改正などもあることから、多方面の協力を得ながら今後も引き続き、機会をとらえて制度の周知や査定事例紹介をすることとしている

国土交通省HP

ホーム > 政策・仕事 > 水管理・国土保全 > 各種研修資料

各種研修資料

これまでに実施した研修のうち一部資料を公開します。

- ◆ 令和6年度 各種研修資料
 - ・ [分かりやすい災害復旧事業](#)
 - ・ [分かりやすい災害復旧事業《上下水道編》](#)
 - ・ [改良復旧事業について](#)
 - ・ [「美しい山河を守る災害復旧基本方針」について](#)



- ◆ 令和6年度 査定事例
 - ・ [水道査定事例](#)

日本水道協会



水道技術者ブロック別研修会IN大阪R7.7

三重県



埼玉県



地方査定時のミニ勉強会のようす

行政関係者の災害復旧事業に関する技術力向上を目的として、災害復旧事業の申請方法、執行手順、近年の査定事例等のポイントを分かりやすく解説する「出前講座」を開催しております。引き続き、令和8年度も継続して実施いたしますので、開催を希望される場合は、国土交通省ホームページよりお申し込みください。

ホームページアドレス https://www.mlit.go.jp/delivery_lecture/delivery_lecture.html

■R7年度の実施状況



R7年度は、対面形式及びWEB方式により計50回の講座を開催し、これまでに約4,000名の方にご参加いただいております。

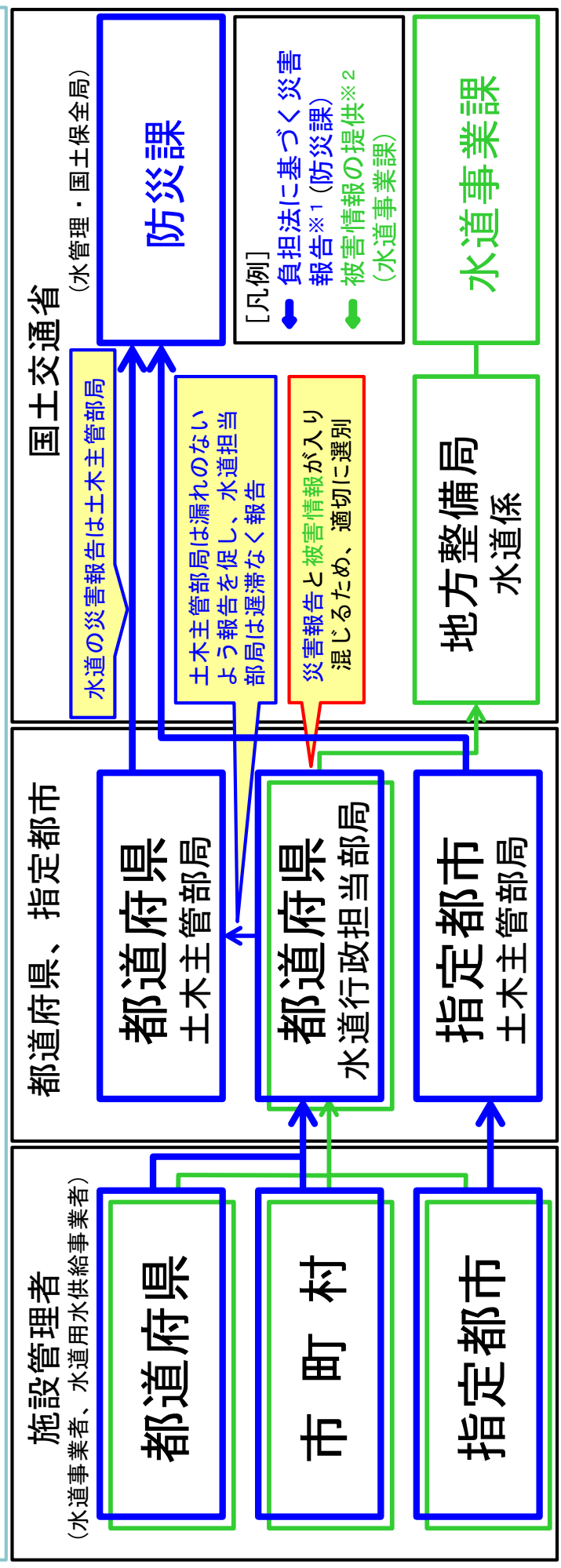
※本省 災害査定官による災害査定の終了後、行政関係者およびコンサルタント職員を対象として、災害復旧事業に関する勉強会を開催することが可能です。
開催を希望される場合は、当該査定を担当する本省 災害査定官へ個別にご相談ください。

その他 災害報告と被害情報の提供(初動対応)



「災害報告」と「被害情報の提供」の流れ

- 地震や豪雨、その他自然災害により水道施設への被害が確認された場合、施設管理者（大臣認可及び大臣認可外の水道事業者、水道用水供給事業者）は、[防災課への負担法に基づく災害報告](#)と[水道事業課への被害情報の提供](#)を速やかに行なって下さい。
- 水道施設の査定前着工（応急工事）について、災害復旧事業として採択されるか判断に迷うときには、事前打合せ（防災課への相談）をご利用下さい。
- 特に仮設（陸）配管や可搬型浄水装置を設置する場合は、査定において手戻り等が生じないよう、できる限り事前打合せをご利用下さい。
- 施工前の被災状況を的確に把握できる写真が採否の決め手となるため、事前打合せの有無に関わらず必ず撮影するようにして下さい。



※1 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
 ※2 健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について
 (令和8年4月3日付国水第18号、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課)

高度技術指導班（水道）活動記録 4日目（1月11日）

宿 6 : 0 0

発

旧輪島市 給水区域 の現地確認へ

取水○ 浄水△ 送水× 配水池△



輪島市リエゾンからの情報収集

幹線道路の啓開は進んでいるものの水道施設の復旧調査には、
幹線道路から中に入った地方道路の通行止めなどの情報も必要
⇒ 輪島市リエゾンからの情報収集を試みる

← 地方道路の情報はまだ

← ETC2.0の通行履歴情報がまもなくネットで公表される... など



位置図

輪島浄水場から配水池へのルートは
管の抜けによる大量の漏水によるとみられ
る道路の損壊があり復旧にはかなりの時
間を要することを確認



輪島市街地への給水拠点「輪島第一配水池」
⇒ 外見上は大きな損傷はなし



夕方の日水協との
打ち合わせでは、
復旧エリアまでの
道路事情の共有、
作業に必要な箇所の抽
出をお願いした

隣接する航空自衛隊に面した道路も
通行不能となっている状況

国交省としては、切迫する大規模広域災害時に備え、災害対応力を各段に引き上げる取り組みを構築中。
水道被害に対しては、一つの事例として水道行政移管前の 能登半島地震での活動 があり、引き続き、
関係団体や大都市水道局大規模災害対策検討会のみなさまと情報交換させていただきます。

ご清聴ありがとうございました。